

平成28年3月29日  
山口県報号外第18号  
監査公表第4号別冊

## 平成27年度 包括外部監査の結果報告書

特定の事件

山口県における環境対策事業に関する財務事務の執行及び事業の管理について

平成28年3月

山口県包括外部監査人

水谷芳昭

## 目 次

第1章 包括外部監査の概要	
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件及び監査対象、並びに選定理由	
(1) 特定の事件	1
(2) 監査対象事業	1
(3) 選定理由	3
3 監査の着眼点	4
4 監査の方法	5
5 監査の実施期間	5
6 監査日数及び監査時間	5
7 監査の補助者	7
8 利害関係	7
第2章 監査対象の概要について	
1 山口県環境基本条例の基本理念、施策の基本方針について	7
2 第3次「山口県環境基本計画」について	8
3 環境保全行政組織について	13
第3章 環境対策事業に関する財務事務の執行及び事業の管理について	
第1 監査の結果及び意見の総括的事項	
1 各事業ごとの指摘事項及び意見の件数の内訳	15
2 監査人が特に重要と考える指摘事項及び意見について	16
3 その他の指摘事項、意見について	17
第2 監査の結果及び意見の個別的事項	
I 再生可能エネルギーの導入促進・地球温暖化対策の推進	
1 再生可能エネルギー普及啓発事業	20
2 地域主導型再生可能エネルギー導入支援事業	24
3 暮らしの省エネ促進事業	27
4 EV等次世代自動車利活用促進事業	31
5 森林バイオマスエネルギー活用促進事業	34
6 農業用小水力エネルギー等活用促進事業	38
II 循環型社会の形成	

1	産業廃棄物適正処理推進事業	41
2	海岸漂着物地域対策推進事業	46
3	舗装補修事業	52
III いのちと暮らしを支える生物多様性の保全		
1	鳥獣保護推進事業	55
2	鳥獣被害防止対策事業	58
3	ツキノワグマ保護管理対策事業	63
4	鳥獣保護区等設置事業	66
5	野生鳥獣適正管理事業	72
6	放鳥事業	75
7	生態系保全対策促進事業	78
8	環境保全型農業直接支援対策事業	82
9	需要対応型産地育成事業	84
10	豊かな森林づくり推進事業	88
11	藻場漁場生産力緊急対策事業	92
12	広域河川改修事業・総合流域防災事業	96
IV 大気・水環境等の保全		
1	大気汚染監視指導事業	101
2	大気監視施設管理事業	103
3	石綿健康被害救済対策事業	107
4	有害大気汚染物質監視指導事業	109
5	水質環境保全推進事業	111
6	公共用水域水質調査事業	113
7	水質環境監視事業	116
8	水質土壌汚染対策指導事業	119
9	ダイオキシン類削減対策総合調査事業	122
10	環境放射能水準調査事業	125
11	農業集落排水事業	127
12	水域環境保全創造事業	131
13	市町営漁業集落環境整備事業	134
14	地域水産物供給基盤整備事業	136
15	交通安全施設整備事業	140
16	街路事業	142
17	流域下水道整備事業	145

18	過疎地域下水道代行事業	149
19	交通事故防止施設総合整備事業	154
V 環境関連産業の育成・集積		
1	再生可能エネルギー関連設備導入支援事業	157
2	循環型産業育成推進事業	161
3	団地等立地促進資金	165
4	次世代産業クラスター形成事業	167
5	水素利活用促進事業	173
6	再生可能エネルギー導入資金	177
7	強い畜産生産拡大事業	180
VI 環境に関する人づくり・地域づくりの推進		
1	やまぐちスロー・ツーリズム推進事業	184
2	ISO 環境やまぐち高度化事業	188
3	やまぐち自然環境学習推進事業	190
4	きらら浜自然観察公園管理運営事業	194
5	自然公園保護管理事業	197
6	利用施設維持補修事業	201
7	中国自然歩道管理事業	204
8	国定公園施設整備事業	208
9	森林づくり活動支援事業	210
10	電線共同溝整備事業	212
11	都市公園整備事業	216
12	国指定文化財保存活用事業	222
VII 共通的・基盤的施策の推進		
1	地球にやさしい環境づくり融資事業	226
2	やまぐちさわやかエコネット利用促進事業	230
3	山東省環境保全パートナーシップ事業	233

報告書の表は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計が一致しない場合等があります。

## 第1章 包括外部監査の概要

### 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件及び監査対象事業、並びに選定理由

#### (1) 特定の事件

山口県における環境対策事業に関する財務事務の執行及び事業の管理について

#### (2) 監査対象事業

山口県が公表する平成26年度の環境白書には、環境保全対策関係予算に関する一覧表が掲載されている。そこでその一覧表の中から実際に監査の対象としたものは、1事業あたりの予算規模が1千万円以上のもの（但し、平成24年度の包括外部監査で実施したものは除いている）及びそれ以下であっても監査対象とすべきことが有用と考えたものを任意に抽出した。その事業を所管課別に示すと次の通りである。

部局名	所管課	連番	事業名	平成26年度予算(千円)
総合企画部	中山間地域づくり推進課	1	やまぐちスロー・ツーリズム推進事業	12,180
環境生活部	環境政策課	2	再生エネルギー普及啓発事業	3,665
		3	地域主導型再生可能エネルギー導入支援事業	4,000
		4	くらしの省エネ促進事業	4,880
		5	EV等次世代自動車利活用促進事業	46,700
		6	大気汚染監視指導事業	14,142
		7	大気監視施設管理事業	88,486
		8	石綿健康被害救済対策事業	20,820
		9	有害大気汚染物質監視指導業務	5,204
		10	水質環境保全推進事業	828
		11	公共用水域水質調査事業	19,784
		12	水質環境監視事業	5,169
		13	水質土壌汚染対策指導事業	10,588
		14	ダイオキシン類削減対策総合調査事業	14,980
		15	環境放射能水準調査事業	7,796
		16	再生可能エネルギー関連設備導入支援事業	109,088
		17	ISO環境やまぐち高度化事業	807
		18	地球にやさしい環境づくり融資事業	1,598,920
		19	やまぐちさわやかエコネット利用促進事業	2,733

		20	山東省環境保全パートナーシップ事業	2,539
廃棄物・リサイクル対策課		21	産業廃棄物適正処理推進事業	77,873
		22	海岸漂着物地域対策推進事業	182,804
		23	循環型産業育成推進事業	125,484
		24	鳥獣保護推進事業	2,937
自然保護課		25	鳥獣被害防止対策事業	21,386
		26	ツキノワグマ保護管理対策事業	3,426
		27	鳥獣保護区等設置事業	6,292
		28	野生鳥獣適正管理事業	6,587
		29	放鳥事業	12,158
		30	生態系保全対策促進事業	2,360
		31	やまぐち自然環境学習推進事業	8,041
		32	きらら浜自然観察公園管理運営事業	62,949
		33	自然公園保護管理事業	12,844
		34	利用施設維持補修事業	8,302
		35	中国自然歩道管理事業	3,370
		36	国定公園施設整備事業	41,251
	商工労働部	企業立地推進室	37	団地等立地促進資金（企業立地資金貸付基金積立金）
新産業振興課		38	次世代産業クラスター形成事業	89,993
		39	水素利活用促進事業	35,000
経営金融課	40	再生可能エネルギー導入資金	831,000	
農林水産部	農林水産政策課	41	森林バイオマスエネルギー活用促進事業	262,557
	農業振興課	42	環境保全型農業直接支援対策事業	14,695
		43	需要対応型産地育成事業	330,000
	農村整備課	44	農業用小水力エネルギー等活用促進事業	14,000
		45	農業集落排水事業	168,112
	畜産振興課	46	強い畜産生産拡大事業（資源循環型畜産経営関係）	3,251
	森林企画課	47	森林づくり活動支援事業	5,000
	森林整備課	48	豊かな森林づくり推進事業	9,677
	水産振興課	49	藻場漁場生産力緊急対策事業	5,489
	漁港漁場整備課	50	水域環境保全創造事業	66,627
		51	市町営漁業集落環境整備事業	44,340
		52	地域水産物供給基盤整備事業	383,500
土木建築部	道路整備課	53	舗装補修事業	926,102

		54	交通安全施設整備事業(道路建設課分もあり)	3,699,150
		55	電線共同溝整備事業	138,600
	都市計画課	56	街路事業	3,068,664
		57	流域下水道整備事業	650,500
		58	過疎地域下水道代行事業	126,000
		59	都市公園整備事業	887,001
	河川課	60	広域河川改修事業、総合流域防災事業	2,670,080
教育庁	社会教育・文化財課	61	国指定文化財保存活用事業 (特別天然記念物八代のツル再生支援事業)	4,950
警察本部	交通規制課	62	交通事故防止施設総合整備事業	1,155,329
			監査対象予算額合計	18,640,990
			平成26年度環境保全対策関係予算額合計	20,766,486

### (3) 選定理由

現在、わが国は、東日本大震災後の電力需給対策としての省エネ及び節電の徹底のみならず、新たな課題として、再生可能エネルギー導入の加速化、地球規模の温暖化対策への対応、リサイクルの促進など、今後の社会を見据えた対応が求められているところである。また、環境問題では、公害のような人によって生み出された物質による人間社会への影響を取り上げることが多いが、山口県は、中央部には中国山地が走り、三方は日本海、響灘、瀬戸内海と海に面し、多彩で豊かな自然を有している。この自然のままの状態を今後どのように維持していくかということは、県民の生活を豊かにするためにも重要なことである。

山口県では、上述したような東日本震災後の変化などを踏まえて、平成16年3月に改定した「山口県環境基本計画」に対して、環境をめぐる情勢の変化に的確に対応し、山口県の地域特性や産業特性を活かした独自の取り組みを一層推進するため、平成25年10月に「第3次山口県環境基本計画」を策定した。この「第3次山口県環境基本計画」ではさまざまな施策を展開しているが、次のような位置づけから「重点プロジェクト」を設け、積極的に取り組むこととしている。

「本計画の基本目標である【健全で恵み豊かな環境の保全と創造】の実現を目指し、計画に掲げる施策展開の方向のもと、様々な施策・事業を総合的に進める中、今日の重要な環境問題を踏まえ、県として、より積極的に取り組むものを【重点プロジェクト】として位置づけ、推進します。なお、環境行政を巡る情勢の変化に的確に対応するため、計画の改定に関わらず、必要に応じて見直しを行い、関連施策・取り組みへの反映に努めることとします。」と記載されている。

以上のことから、この「第3次山口県環境基本計画」の施策の目指す目的に沿った体制

が整備され、かつ事業が執行されているか、さらに各事業は期待された成果を上げているかといった観点から監査をすることは有用である。また、環境対策に関する事務が法令規則などに則り、しかも経済性や効率性が発揮されているかという観点から検証することは、それが県民の安全や安心にも直結することでもあるため、特に県民の関心は高いものであると考える。

従って、環境対策にかかる事業について監査を行うことは有意義であるため、本年度の監査のテーマとして選定した。

### 3 監査の着眼点

監査は、以下のような観点から実施した。

#### (1) 法令等への準拠について

監査の対象である事業に関する事務は、法令等に準拠しているか否かを検討した。

#### (2) 事業の有効性について

##### ① 環境基本計画と事業の整合性

個々の事業について、環境基本計画に定める施策に結び付けられているか、また、全体として環境基本計画と整合しているか否かを検討した。

##### ② 事業目的とその効果の関連性

ある事業を実施することによって期待された効果が達成されているか否かを検討した。

##### ③ 指標による効果の測定

地方自治体が実施する事業の有効性を検討する場合、数値化された指標に基づいて行うのが効果的である。従って、指標そのものが目標として妥当であるか、また、指標そのものの達成状況はどうか、さらに、それが県民に十分に公表されているか否かを検討した。

##### ④ 実施した事業の結果の翌年度以降への反映

事業は、その効果を測定するのみでなく、その結果をどのように翌年度以降の環境施策に生かしているかを検討した。

#### (3) 事業の効率性、経済性について

事業は、効率性（同じ予算でも高い成果を達成すること）や経済性（より少ない予算で目標を達成すること）のもとに行われる必要がある。従って、事業における事務の執行に非効率な部分がないか、また、事業を実施する上で最も経済的な方法が選択されているか否かを検討した。



#### 4 監査の方法

主な監査の方法は以下の通りであるが、実際には各事業においてこれ以外の手続きを実施している場合があり、それは各事業の報告書において監査要点と実施した手続に記載している。

- (1) 所管課の担当者にヒアリングを実施し、事業内容を確認した。
- (2) 契約に当たり入札が行われている事業については、入札に係る書類を検討した。
- (3) 委託事業については、委託契約書、仕様書、実績報告書等を検討した。
- (4) 補助事業については、補助金交付要項、実績報告書等を検討した。
- (5) 融資事業については、貸付要綱、取扱金融機関からの報告書等を検討した。

#### 5 監査の実施期間

平成 27 年 6 月 15 日から平成 28 年 2 月 16 日まで

#### 6 監査日数及び監査時間

(1) 年月日ごとの明細は以下の通りである。

NO	年 月 日	監査の内容	監査延日数	監査時間
1	平成 27 年 6 月 15 日	予備調査	2	12
2	6 月 16 日	予備調査	2	12
3	8 月 5 日	全体会議	7	42
4	8 月 18 日	個別監査	3	18
5	8 月 19 日	個別監査	3	18
6	8 月 21 日	個別監査	4	24
7	8 月 26 日	個別監査	1	6
8	8 月 27 日	個別監査	1	6
9	8 月 31 日	個別監査	1	6
10	9 月 1 日	個別監査	5	30
11	9 月 2 日	個別監査	3	18
12	9 月 3 日	個別監査	1	6
13	9 月 4 日	個別監査	3	18
14	9 月 7 日	個別監査	5	30
15	9 月 8 日	個別監査	5	30
16	9 月 9 日	個別監査	7	42
17	9 月 10 日	個別監査	3	18
18	9 月 11 日	個別監査	3	18
19	9 月 14 日	個別監査	5	30

20	9月15日	個別監査	3	18
21	9月16日	資料整理	4	24
22	9月17日	資料整理	2	12
23	9月18日	個別監査	1	6
24	10月2日	個別監査	1	6
25	10月5日	資料整理	1	6
26	10月13日	個別監査	5	30
27	10月14日	個別監査	2	12
28	10月15日	個別監査	1	6
29	10月19日	個別監査	2	12
30	11月20日	資料整理	2	12
31	11月24日	資料整理	2	12
32	11月25日	資料整理	2	12
33	11月30日	資料整理	2	12
34	12月2日	資料整理	1	6
35	12月3日	資料整理	1	6
36	12月7日	資料整理	1	6
37	12月21日	資料整理	3	18
38	12月24日	資料整理	1	6
39	12月25日	資料整理	1	6
40	平成28年1月12日	資料整理	1	6
41	1月13日	資料整理	2	12
42	2月16日	資料整理	3	18

(2) 上記の表を要約すると以下の通りである。

NO	監査の内容	監査総時間数
1	予備調査	24
2	全体会議	42
3	個別監査	408
4	資料整理	174
	合計時間数	648

(\*1) 個別監査とは、関連する資料に基づき所管課への質問等の手続きを実施したもの

(\*2) 資料整理とは、県庁の外部監査室において報告書として取り纏める作業等を実施したものである

## 7 監査の補助者

公認会計士 古林 照己  
公認会計士 品川 充洋  
公認会計士 森永 晃仁  
公認会計士 河口 雅邦  
公認会計士 村田 治子  
行政経験者 寺田 寛

## 8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第 2 章 監査対象の概要について

### 1 山口県環境基本条例の基本理念、施策の基本方針について

山口県では環境の保全について基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、山口県環境基本条例を平成 7 年 12 月に制定した。

環境の保全についての基本理念は第 3 条で規定し、また、施策の基本方針については第 8 条で規定している。

(環境の保全についての基本理念)

### 第 3 条

環境の保全は、現在及び将来の県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受できるとともに、限りある環境が将来にわたって良好な状態で維持されるように、適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、環境への負荷（\*1）をできる限り低減することその他環境の保全に関する行動が全ての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われることにより、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されることを旨として行われなければならない。

3 地球環境保全は（\*2）、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることにかんがみ、すべての者の参加による環境の保全に関する地域的取り組みにより、着実かつ積極的に推進されなければならない。

## 定義

山口県環境基本条例第 2 条で、以下のように定義している。

### (※1) 環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

### (※2) 地球環境の保全

人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生動物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

### (施策の基本方針)

## 第 8 条

環境の保全に関する施策の策定及び実施は、第 3 条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる施策の基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行われなければならない。

- 一 環境の保全上の支障を未然に防止するとともに環境を良好な状態に維持することによって、県民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。
- 二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図り、多様な自然環境を適正に保全することによって、人と自然との良好な関係を維持すること。
- 三 森林、農地、水辺地等における身近な自然環境を保全することによって、人と自然との豊かなふれあいを確保すること。
- 四 資源及びエネルギーの有効活用、廃棄物の減量等を推進することによって、環境への負荷の少ない事業活動及び日常生活への転換を促進すること。

## 2 第 3 次「山口県環境基本計画」について

(1) 山口県環境基本条例第 9 条（環境基本計画）について、「知事は、環境の保全に関する政策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。」と規定している。これを受けて山口県では、平成 10 年 3 月に第 1 次「山口県環境基本計画」を策定し、環境関連施策を総合的かつ計画的に推進してきた。その後、山口県の社会経済活動の進展や環境行政を巡る状況の変化等に適格に対応するため、平成 16 年 3 月に本計画を改定し、山口県独自の施策を展開してきた。

こうした取り組みは一定の成果を得ているが、今日の環境問題は、地球温暖化や生物多様性の保全等の地球規模の問題から、廃棄物の適正処理の推進、大気・水質等の生活

環境の保全、良好な景観の維持等の生活に密着した問題に至るまで、広範囲にわたっており、また、東日本大震災を契機に、再生可能エネルギーをはじめとした地域の資源・エネルギーの創出・有効利用や安心・安全の確保に対する気運が高まるなど、新たな課題や今後の社会を見据えた対応が必要となっている。

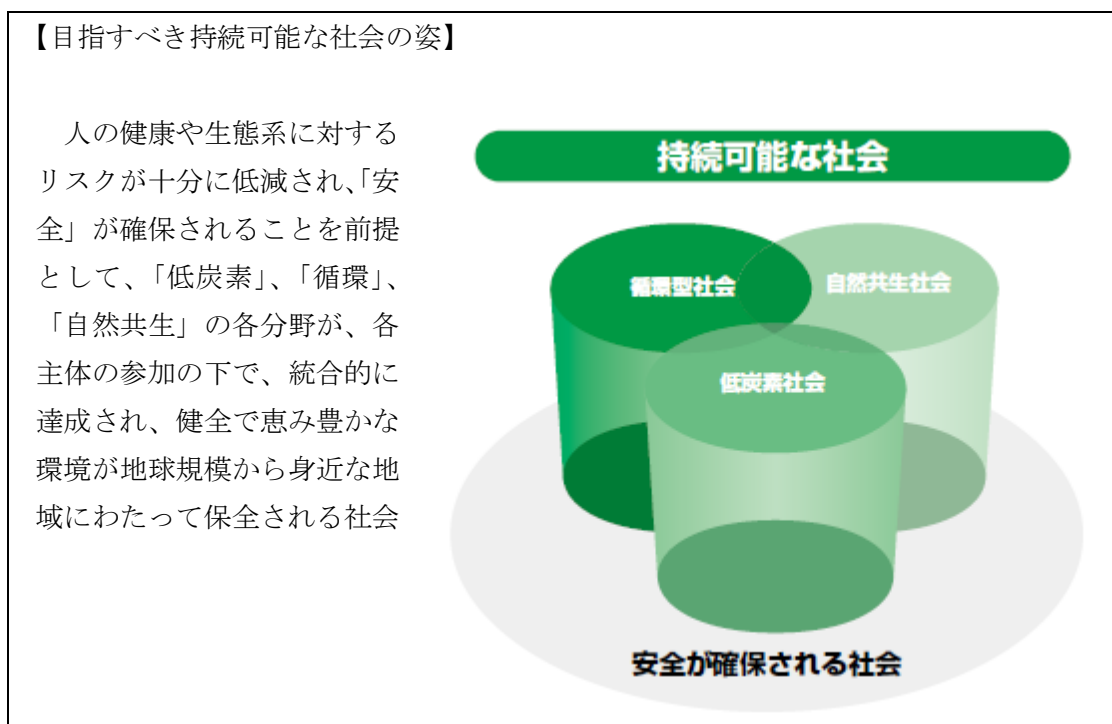
このため、山口県では、環境基本計画の内容を見直し、新規に設定または拡充する施策を盛り込むとともに、施策の構成を再編整理することとした。

以下、第3次「山口県環境基本計画」より転載する。

(1) 改定の背景

① 国の動き

平成24年4月に第4次環境基本計画が策定され、「目指すべき持続可能な社会」の姿として、「安全」の確保を基盤とした、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が統合的に達成される社会である等の方向性が示されました。



そして、今後の環境政策の展開の方向として、次の4点が示されました。

**【持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向】**

- ・ 政策領域の統合による持続可能な社会の構築（環境・経済・社会、環境政策分野間の連携）
- ・ 国際情勢に的確に対応した戦略をもった取組の強化（国益と地球益の双方の視点）

- ・ 持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成
- ・ 地域をはじめ様々場における多様な主体による行動と参加・協働の推進

## ② 県の動き

前基本計画策定以降の主なものとしては、条例では、平成 18 年 7 月に中山間地域の振興を推進する「山口県中山間地域振興条例」、平成 20 年 12 月に地産地消を推進する「山口県ふるさと産業振興条例」、平成 22 年 12 月に環境美化を推進する「やまぐちの美しい里山・海づくり条例」がそれぞれ新たに制定され、これらの条例に基づく推進指針として、「山口県中山間地域づくりビジョン」（平成 18 年 3 月（平成 25 年 7 月改定））、「美しい里山・海づくりに関する基本方針」（平成 23 年 10 月）も策定しました。

また、平成 18 年 3 月に温室効果ガス排出抑制のための地域推進計画として「山口県地球温暖化対策地域推進計画」、平成 23 年 3 月に循環型社会の形成を一層進めるための第 2 次「山口県循環型社会形成推進基本計画」、平成 25 年 3 月に再生可能エネルギー導入の基本方針となる「山口県再生可能エネルギー推進指針」を策定するとともに、平成 25 年度には産業力の再生・強化に向けた「やまぐち産業戦略推進計画」を策定し、さらには、地域の社会的・自然的条件に即応した「山口県地球温暖化対策実行計画」を改定するなど、本県の環境に関連する重要な計画等が進んでおり、これらとの整合を図る必要があります。

### (3) 基本的な視点

次のような視点から、前計画を見直し、改訂します。

#### ① 環境を巡る社会情勢の変化への的確な対応

国の第 4 次環境基本計画の策定や全国的な省エネ・節電の取組等への対応など、社会情勢の変化に的確に対応します。

#### ② 環境先進県としての取り組みをさらに発展

これまで、全県的なごみ焼却灰のセメント原料化、レジ袋や食品ロスの削減、榎野川をモデルとした豊かな流域づくり、森林バイオマスの活用など、全国に誇れる取り組みを進めてまいりましたが、これに加え、新たに、再生可能エネルギーの導入促進や環境関連産業の育成・振興、環境に関する人づくり・地域づくりなどの展開を図っていきます。

#### ③ 生物多様性の取り組みを再整理

前計画の自然共生に関する部分を再整理し、生物多様性基本法に規定する、本県

の「生物多様性地域戦略」として位置付けます。

#### (4) 計画の位置づけ

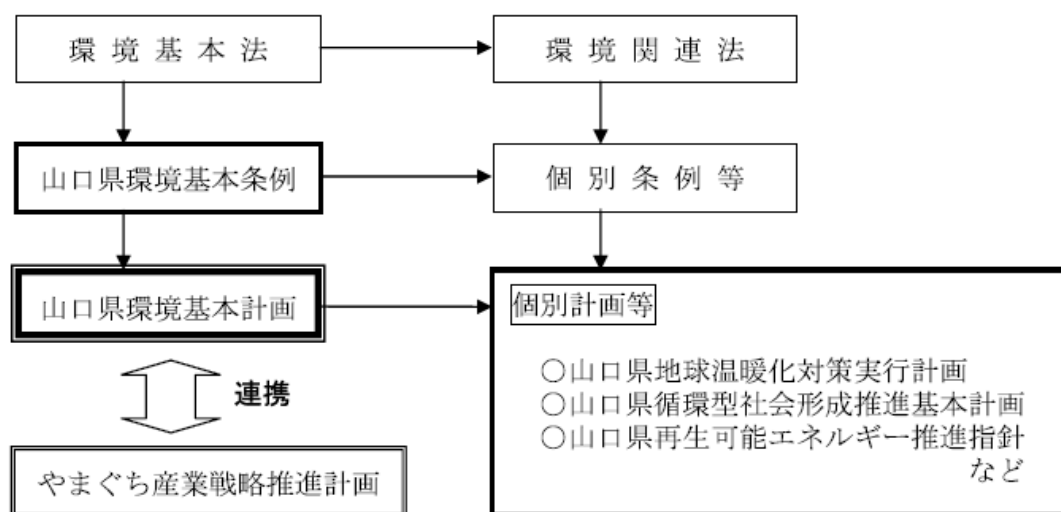
##### ① 計画の役割

ア 山口県環境基本計画は、山口県環境基本条例第 9 条に基づき策定されたもので、すべての主体が共通認識のもと、恵み豊かな環境を保全するとともに、次世代への継承に向けて全県的に取り組むための大綱となるものです。

イ 県行政の各部門における関連施策を体系化し、総合的かつ計画的な推進を図るための環境施策の基本となるものです。

ウ 県民、関係団体、事業者、研究機関、行政等の積極的な連携、協力のもと、環境の保全に関する取り組みを進めるための指針となるものです。

なお、本計画の「いのちと暮らしを支える生物多様性の保全」を生物多様性基本法に規定する「生物多様性地域戦略」として位置付けます。

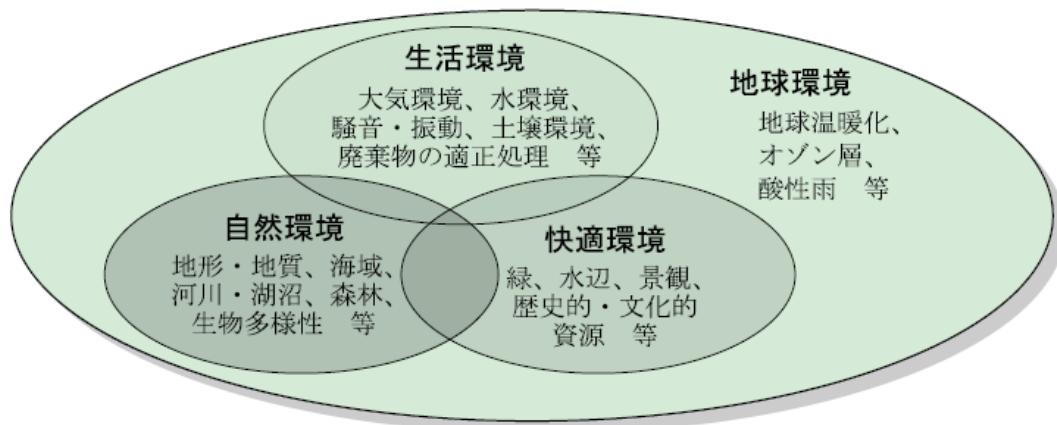


##### ② 計画の期間

計画の期間は、平成 25 年度（2013 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 8 年間とし、4 年を目途に見直すこととしています。

##### ③ 計画の対象範囲

計画の対象範囲は、生活環境、自然環境、快適環境、地球環境とします。



(5) 計画の基本目標等について

① 基本目標

計画の基本目標については、山口県環境基本条例の基本理念を踏まえ、本県の目指すべき環境の姿として、第1次計画から掲げている以下の目標を引き続き継承します。

健全で恵み豊かな環境の保全と創造

～安心・安全で持続可能な社会づくり～

② 長期的目標

基本目標の実現に向けて、以下の4つの長期的目標を設定し、各種施策を展開します。

- ア 健全で恵み豊かな環境を次世代に引き継ぐために低炭素・循環型・自然共生社会の構築
- イ 県民が安心して暮らせる安全で快適な生活環境の確保
- ウ 豊富な自然特性や多様な産業特性を活かした持続的発展可能な社会の構築
- エ 快適で潤いある環境を守り、育む人づくり・地域づくりの推進

③ 施策の展開

4つの長期的目標のもと、「ア 再生可能エネルギーの導入促進・地球温暖化対策の推進」、「イ 循環型社会の形成」、「ウ いのちと暮らしを支える生物多様性の保全」、「エ 大気・水循環等の保全」、「オ 環境関連産業の育成・集積」、「カ 環境に関する人づくり・地域づくりの推進」の6つの施策の柱及び「共通的・基盤的施策の推進」を掲げ、各種施策・事業を総合的に推進します。

- ア 再生可能エネルギーの導入促進・地球温暖化対策の推進
  - (ア) 再生可能エネルギーの導入促進
  - (イ) 地球温暖化対策の推進



(ウ) 省エネ・節電等によるライフスタイル・ワークスタイルの構築 等

イ 循環型社会の形成

(ア) 3Rの推進

(イ) 適正処理の推進

(ウ) 普及啓発・情報提供・地域での連携・協働 等

ウ いのちと暮らしを支える生物多様性の保全

(ア) 豊かな生物多様性の保全と再生

(イ) 生物多様性に配慮した社会経済活動

(ウ) 行動できる人材の養成と多様な主体の取り組みの促進 等

エ 大気・水環境等の保全

(ア) 大気環境の保全・騒音・振動の防止

(イ) 水環境・土壌環境の保全

(ウ) 化学物質等の適正管理の推進 等

オ 環境関連産業の育成・集積

(ア) 産学公連携による省エネ・省資源型製品開発・事業化の支援

(イ) 再生可能エネルギー関連産業・資源循環型産業の育成支援

(ウ) 次世代自動車関連産業の育成 等

カ 環境に関する人づくり・地域づくりの推進

(ア) 環境教育・環境学習の推進

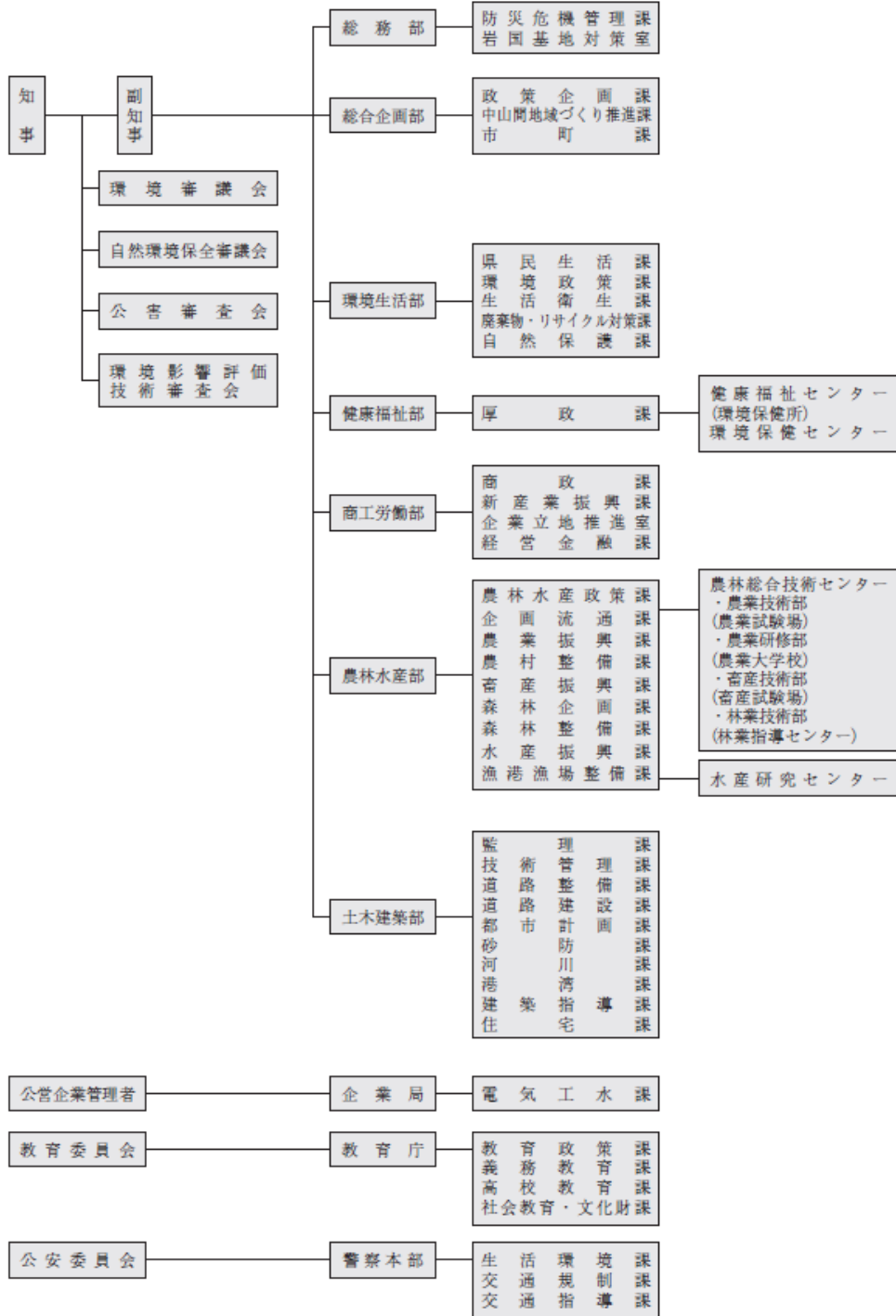
(イ) 多様な主体の参画・連携・協働による取り組みの推進

(ウ) 里山、里海づくりを通じた良好な景観や歴史的環境の保全 等

3 環境保全行政組織について

山口県における環境保全行政組織は、以下の通りである。

(平成26年4月1日現在)



### 第3章 環境対策事業に関する財務事務の執行及び事業の管理について

#### 第1 監査の結果及び意見の総括的事項

第3次山口県環境基本計画（平成25年10月）に定める7つの施策体系の各事業について、一定の抽出基準に基づいて監査を実施した。

##### 1 各事業ごとの指摘事項及び意見の件数の内訳

各事業ごとの指摘事項及び意見の件数の内訳は以下の通りである。なお、指摘事項及び意見がなかった事業については、記載を省略している。

NO	事業名	指摘事項	意見	合計
1	再生エネルギー普及啓発事業		3	3
2	地域主導型再生可能エネルギー導入支援事業		1	1
3	くらしの省エネ促進事業		1	1
4	E V等次世代自動車利活用促進事業		1	1
5	農業用小水力エネルギー等利活用促進事業	1		1
6	産業廃棄物適正処理推進事業		1	1
7	海岸漂着物地域対策推進事業		2	2
8	舗装補修事業	1	1	2
9	鳥獣保護推進事業		2	2
10	鳥獣被害防止対策事業		1	1
11	鳥獣保護区等設置事業	2	2	4
12	豊かな森林づくり推進事業	2	2	4
13	藻場漁場生産力緊急対策事業	4		4
14	広域河川改修事業・総合流域防災事業	1		1
15	大気汚染監視指導事業		1	1
16	大気監視施設管理事業		2	2
17	有害大気汚染物質監視指導事業		1	1
18	水質環境保全推進事業		1	1
19	公共用水域水質調査事業		1	1
20	水質環境監視事業	1	2	3
21	水質土壌汚染対策指導事業	1	1	2
22	ダイオキシン類削減対策総合調査事業	2		2
23	水域環境保全創造事業		2	2

24	地域水産物供給基盤整備事業	3		3
25	過疎地域下水道代行事業	1		1
26	再生可能エネルギー関連設備導入支援事業	2	1	3
27	循環型産業育成推進事業		2	2
28	強い畜産生産拡大事業(資源循環型肉用牛経営育成事業)	3		3
29	やまぐちスロー・ツーリズム推進事業		2	2
30	I S O環境やまぐち高度化事業		1	1
31	やまぐち自然環境学習推進事業		2	2
32	きらら浜自然観察公園管理運営事業	1	2	3
33	自然公園保護管理事業		2	2
34	利用施設維持補修事業		1	1
35	中国自然歩道管理事業		5	5
36	国定公園施設整備事業		1	1
37	森林づくり活動支援事業		1	1
38	電線共同溝整備事業	1	1	2
39	地球にやさしい環境づくり融資事業	1	1	2
40	やまぐちさわやかエコネット利用促進事業		2	2
	合 計	27	52	79

(\*) 上記の表に掲げる指摘事項とは、財務の執行、経営に関する事業の管理において、法令、条例等に違反し、又は、不当と判断したもの、及び妥当性を欠く事実があると認められ改善を求めるものである。

また、意見とは、指摘事項には該当しないが、組織及び運営の合理化の観点及びその他改善が望ましいものについて述べるものである。

## 2 監査人が特に重要と考える指摘事項及び意見について

### (1) 報告日付の明確化等について

(指摘事項：合規性)

「工場排水調査実施要領」には、各健康福祉センターから環境政策課への報告様式及び報告期日が定められている。しかし、各健康福祉センターから報告された日付が明確でないものがあり、また、一部について報告期日を超えて報告書が提出されているものもあった。適時に環境政策課が把握できるよう、報告期日については要領を順守すべきである。

さらに、同要領では「健康福祉センターは排水基準違反及びそのおそれを把握した場合

には、ただちに環境政策課へ情報提供すること」となっている。しかし、健康福祉センターが調査した結果、排水基準違反であるものについて、環境政策課への情報提供が4か月を超えていたものがあった。県民の生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるため、環境政策課において事業の管理を行う上では要領通りに「ただちに」情報提供がなされる必要がある。

(水質土壌汚染対策指導事業 担当課：環境生活部 環境政策課)

### 3 その他の指摘事項、意見について

#### (1) 地球にやさしい環境づくり融資事業について

##### ①環境保全に関する啓発活動について

(意見：有効性)

平成26年度の各融資枠と利用実績は以下の通りである。

(単位：千円)

平成26年度 融資名	融資枠	利用実績
地球にやさしい環境づくり融資（中小企業向け）	725,000	—
同（個人向け）	75,000	10,400
住宅太陽光発電システム等整備資金	1,200,000	132,430
合計	2,000,000	142,830

融資利用実績は融資枠に対して少額であり、特に中小企業向けの地球にやさしい環境づくり融資において、平成26年度は実績がゼロという状況である。これは、公害防止や産業廃棄物処理の対象施設における整備の必要性がなかったということである一方で、地球温暖化対象施設の整備促進も進まなかったということも示している。前者は対処的なものであるのに対して後者は発展的なものであり、環境保全を進める目的からすると利用されることで初めて目的が達成されると言える。

そこで、広く本事業の趣旨や制度を周知させ必要な融資の利用を促進させることを検討すべきである。特に、山口県の温室効果ガス排出量は直近の公表値では平成24年度は対平成17年度比で全体として削減されているものの、民生（家庭）部門では増加という結果が出ている。産業界は自助努力により環境対策を講じているが一般世帯においてはまだまだ環境対策への意識が低く、世帯数増加も相まって温室効果ガス排出量が増加することとなった。各世帯で本事業の利用世帯が広まり太陽光発電の設置が促進されるなどすれば、県全体で環境保全や地球温暖化対策が一層進むと考える。

また、低公害車について通常のガソリン車とハイブリッド自動車、電気自動車、天然ガス自動車のそれぞれについて導入費用や走行費用、CO2排出量を一覧化して一目見て低公害車にメリットがあることを訴求するなどのPRを検討すべきである。

例えば、現在、次世代自動車ガイドブック（環境省、経産省、国交省）により、次世代自動車毎の導入費用や燃費、CO<sub>2</sub> 排出量等が示されているが、その性能を通常のカソリン車と一見して比較できるPR資料がない。低公害車、特にCO<sub>2</sub>の排出がより少ない電気自動車などの次世代自動車については、国の各種計画等に目標が定められ、導入補助金など普及を促進していることから、これらの情報や車両の環境性能等の比較データ等の情報を県から県民へ提供することで、融資を利用してでも低公害車を導入しようとする動きが加速度的に高まる可能性がある。

（担当課：環境生活部 環境政策課）

## (2) 補助金を受ける補助事業者の見積合わせの必要性について

（意見：経済性）

地域主導型再生可能エネルギー導入支援事業の目的は、複数の企業・住宅が連携したエネルギーの有効活用システムの導入を支援し、本県初のスマートコミュニティリーディングモデルの構築を目指すことにある。モデルとなった工業団地の事業者等が平成24年度に実施したFS調査において、エネルギー監視システム（以下、「システム」という）の基本設計や実証試験を行っている。そこにA者が参画し、山口県産業技術センターの支援を受けてシステムを開発した。そのため、工業団地内の補助事業者は、A者製のシステムを当然のこととして導入しており、システム選定にあたって見積合わせを行っていない。また、本事業の交付要綱ではシステムの選定に見積合わせを求めるなどの規定をしていないため、現在の状況では県はシステム選定の方法まで指定できない。

しかしながら、今後は経済性等の観点から補助事業者が複数の業者の見積合わせを求めるよう、全庁的な観点からも事業自体の交付要綱を改定することが必要である。

### 用語解説：FS調査

プロジェクトの実現可能性を事前に調査・検討することで、採算性調査、投資調査、企業化調査などと呼ばれる。

### Feasibility Study（フィジビリティ・スタディ）

（担当課：環境生活部 環境政策課）

## (3) 鳥獣保護員の選任状況の改善について

（意見：有効性）

鳥獣保護員とは、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第78条及び山口県鳥獣保護員設置要綱（以下「要綱」という）に基づき、非常勤職員として知事が任命している。

平成 25 年度の萩農林事務所における鳥獣保護員の状況は、以下の通りである。

NO	担当区域	氏名	年齢	新・再	活動期間	
1	旧萩市	A	72	再	S50.4.1	39 年間
2	旧川上村	B	73	再	H23.4.1	3 年間
3	旧田万川町	C	61	再	H25.4.1	1 年間
4	旧むつみ村	D	78	再	H12.4.1	14 年間
5	旧須佐町	E	69	再	H21.4.1	5 年間
6	旧旭村	F	70	再	H22.4.1	4 年間
7	旧福栄村	G	66	再	S60.4.1	29 年間
8	阿武町	H	67	再	H22.4.1	4 年間

(出所：自然保護課)

鳥獣保護員の要件としては、鳥獣保護管理員設置要綱（以下、「設置要綱」という）第 3 条第 1 項の厳格な規定による要件から適当と認める者を任命しているが、「熱意、人格、指導力、行動力」など定性的な判断基準が含まれる。なお、現実の人選にあたっては、各農林事務所長が、狩猟免許所有者等の中から、市町担当者及び地区猟友会事務局等の意見を参考に選定し、直接本人へ意向確認を行っている。また、会社勤務の場合など時間的制約等があることから本人の承諾を得られないケースも多く、必然的に 65 歳以上の鳥獣保護員が主体となっているのが現状である。加えて、山陰地区の地域特性や狩猟者等の減少・高齢化が進んでいることから、鳥獣保護員の高齢化や活動期間が長期に亘ることも十分理解しえることではある。

しかしながら、活動期間が 39 年の保護員や 29 年の保護員など、超長期に亘る人がいる一方で、活動期間が 1 年の人もいる。また、設置要綱では、鳥獣保護員の年齢を原則として 25 歳以上 65 歳未満（但し、農林事務所長が認める場合にはその限りではない。）と規定しているが、実際には規定年齢をはるかに超えた 78 歳の人もいる。確かに「熱意、人格、指導力、行動力」という判断基準は重要と考えるが、一方で人は育てるもの、という姿勢も重要であると考え。しかも、特定の個人に報酬である県費が固定化していることも事実である。従って、予め、複数名の将来の鳥獣保護員になりえる方を事前に人選しておく等の対応を考える必要がある。

(鳥獣保護区等設置事業：担当課：環境生活部 自然保護課)

#### (4) 一般県民が理解しやすい調査結果の公表について

(意見)

大気汚染監視指導事業は主として大気汚染を防止するため、(ア) 工場等事業者が事業活動において排出するばい煙、揮発性有機化合物、(イ) 建築物等の解体等に伴う粉じん(アスベスト)の排出等の規制、(ウ) 酸性雨調査を実施することを目的としている。

(ア)、(イ)については、事業者が指導対象となっており、適切な検査及び指導がなされているかどうかは事業の要となるが、(ウ)と合わせて、その結果を適時かつ正確に公表して初めて県民の生活の安心・安全に資することを考えると、情報公開も重要な事業と位置付けられると考える。

平成 26 年度については、「環境の状況及び環境保全に関する施策についての報告」を平成 26 年 9 月の県議会定例会で行い、「環境白書」への記載をもって情報公開と位置付けているが、(ウ)である酸性雨調査について、測定地点と測定値を公表したのみで専門知識のない一般県民にはその影響を判断できるものではない。

一般県民の安心・安全を確保し、事業に対する理解を得るためには、現在、毎年公表されている調査結果について、記載内容を充実させるとともに、よりわかりやすい表現を用いるなど、一般県民が理解しやすい形での公表が望まれる。

(担当課：環境生活部 環境政策課)

## 第 2 監査の結果及び意見の個別的事項

第 3 次環境基本計画では施策の展開として、Ⅰ 再生可能エネルギーの導入促進・地球温暖化対策の推進、Ⅱ 循環型社会の形成、Ⅲ いのちと暮らしを支える生物多様性の保全、Ⅳ 大気・水循環等の保全、Ⅴ 環境関連産業の育成・集積、Ⅵ 環境に関する人づくり・地域づくりの推進及びⅦ 共通的・基盤的施策の推進に分類しているため、それに従って事業を分類し外部監査を実施した。

### Ⅰ 再生可能エネルギーの導入促進・地球温暖化対策の推進

#### 1 再生可能エネルギー普及啓発事業

##### (1) 事業の概要

○ 担当課：環境生活部 環境政策課

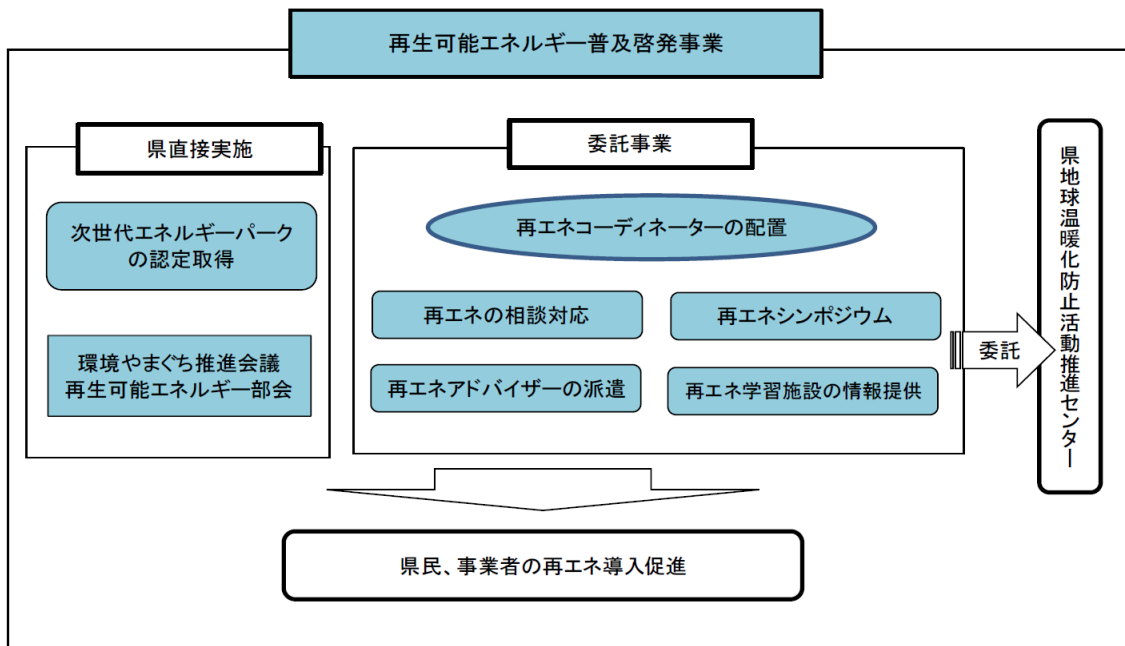
○ 事業目的：県民、事業者への再生可能エネルギーの導入を促進する。

○ 事業内容：委託先の山口県地球温暖化防止活動推進センターと緊密な連携のもと、再生可能エネルギーシンポジウムの開催、地域の研修会等に再エネアドバイザー派遣、学習（見学）が可能な再エネ学習施設の情報提供を行う。

また、県全域を対象範囲とする次世代エネルギーパークの認定を経済産業省から受け、再エネ産業観光による PR・情報発信をする。

さらに、環境やまぐち推進会議 再生可能エネルギー部会を開催し、平成 25 年 3 月に策定した「再生可能エネルギー推進指針」の重点プロジェクトを推進する。





○ 事業区分：継続事業

○ 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成25年度	平成26年度
当初予算額	4,000	3,665
決算額	3,799	3,589

○ 委託料等執行状況

平成25年度、平成26年度とも、(公財)山口県予防保健協会(山口県地球温暖化防止活動推進センター)に委託している。その理由として、再生可能エネルギーの導入は地球温暖化対策の1つであるが、同財団はこれまでの県地球温暖化防止活動推進センターの運営を通じて、再生可能エネルギーに関する豊富な知識を有し、普及啓発についての多くの実績と経験がある。さらに、県下19市町の地球温暖化対策地域協議会とのネットワークがあり、県下全体の効率的な普及啓発が可能として随意契約には合理性があると考えられる。

○ 平成26年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成26年度 決算額	主な内訳
一般需要費	278	消耗品等
委託料	3,175	普及啓発業務委託
その他	136	
合計	3,589	

- 財源の内訳：当初予算額について、平成26年度は全て一般財源である。平成25年度は国庫である緊急雇用創出基金事業から3,169千円、一般財源が831千円である。

- 根拠法令等：山口県地球温暖化対策実行計画

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【 <b>合規性について</b> 】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	・委託契約書に準拠して、事務処理が行われていることを確かめた。
②【 <b>有効性について</b> 】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	・実際に実施した再生可能エネルギーシンポジウムの結果報告書や再エネアドバイザーの派遣の結果報告書を閲覧して、その効果の状況を確認した。
③【 <b>経済性、効率性について</b> 】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	・随意契約の理由に合理性があるか否か、予定価格の算定に問題はないか等により、経済性、効率性を確かめた。

(3) 指摘事項及び意見

- ① 再生可能エネルギー普及啓発事業による事業効果について

(意見)

平成25年度及び平成26年度のシンポジウムの参加人数、アドバイザーの派遣回数及びコーディネーター相談回数は以下のようなものである。

	平成 25 年度	平成 26 年度
シンポジウムの参加人数 (*1)	185 名	219 名
アドバイザーの派遣回数 (*2)	10 回	17 回
コーディネーター相談回数 (*3)	34 回	122 回

(\*1) シンポジウムとは、県民、事業者を対象に再生可能エネルギーに関する情報提供をいい、年 1 回開催することとしている。

(\*2) アドバイザーとは、再生可能エネルギーに関して専門的知識や豊富な経験等を有するものとして登録し、県民や事業者が参加する地域の研修会等に派遣している。

(\*3) コーディネーターとは、再生可能エネルギーの導入に係る相談、アドバイザーの派遣、シンポジウムに係る事務について従事している。

平成 26 年度はいずれも前年度を上回っている。これは、以下のアンケート結果や再エネアドバイザーの派遣先からの報告に示すように、社会的な再生可能エネルギーの関心の高まりに合わせ、きめ細やかな情報提供を実施することにより、参加者の再エネへの理解、関心が深まっていると考えられる。

#### ■H26 年度シンポジウムアンケート結果

アンケート回答者 108 名 (回答率 49%)

質問：再エネへの理解の深まりについて

- 94 名 (87%) が「再エネへの理解がとても深まった、やや深まった」と回答している。

#### ■再エネアドバイザーの派遣先からの報告について

- 私たちを取り巻くエネルギー情勢について考え感じとることができ、私たちの生活を見直し、会の活動にも活かしていきたい。
- 太陽熱利用をもっと普及する必要があると実感できた。
- エネルギーの現状と省エネ・再エネの必要性を再認識させられた。等

ただ、シンポジウムのアンケート結果を読むと、「スライドの字が読みづらく、フォントサイズをもっと大きくして欲しい」、「講師についてスライドを見て読むだけであり、プレゼンをもっと上手にしてほしい」、「照明が暗く、レジメが見えなかった」等の意見もあり、事前に講師と十分な打ち合わせをする、会場の照明の照度の確認を行うなど、十分に効果が上がるような改善の余地があるものと思われる。

② 再エネコーディネーターの業務内容について実施報告書での開示について  
(意見)

県環境政策課が作成した再生可能エネルギー普及啓発業務の関する仕様書では、「再エネコーディネーターを1名配置すること」のみの記載があるが、実施報告書で再エネコーディネーターが各月毎に実施した主な業務内容等を明らかにするためにも、仕様書で各月ごとの主要な業務内容等の記載を求めることが望まれる。

③ 業務仕様書の記載について  
(意見)

県では、公益財団法人山口県予防保健協会からの実施報告書や業務完了報告書の提出を受けて、委託契約書第8条に基づき10日以内に検査を行うこととしている。そこで業務委託検査調書を開覧したところ、検査結果欄の「合格」、「不合格」の「合格」に○印を記入しているのみである。担当者に質問しながら検査したとの回答を得たが、果たしてどのような観点から質問したのか、それについてどのような回答を得たのかが具体的に分かるような記載が別途望まれる。そのためには、業務仕様書にて業務完了報告書等の記載内容を整理することで、次年度への質問の効率化や、更に県の担当者に変更があったとしてもポイントを押さえた質問になるものと思われる。

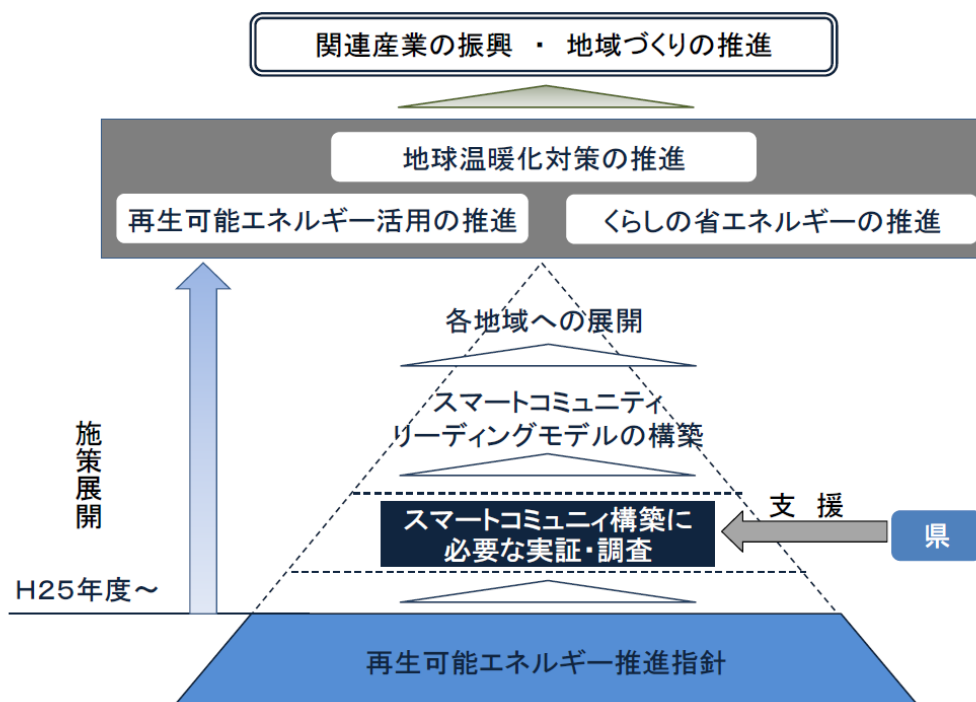
## 2 地域主導型再生可能エネルギー導入支援事業

### (1) 事業の概要

○ 担当課：環境生活部 環境政策課

○ 事業目的： 複数の企業・住宅が連携したエネルギー有効活用システムの導入を支援し、本県初のスマートコミュニティリーディングモデルの構築を目指す。

○ 事業内容： 県は、平成25年3月に策定した山口県再生可能エネルギー推進指針に基づき、「スマートコミュニティの構築促進」に取り組むこととしており、本事業によりモデル構築を図り、県内への波及を目指している。その結果、モデルとなる工業団地の2事業者が「エネルギー監視システム」を導入したことから、工業団地におけるエネルギーの有効活用が図られるものと考えており、今後、県としては、この取り組みをPRしていくこととしている。



用語解説：スマートコミュニティ

電力需給両面での変化に対応し、電力利用の効率化を実現するために、情報通信技術を活用して効率的に需給バランスをとり、生活の快適さや電力の安定供給を実現する電力送配電網のことをスマートグリッドと呼び、それを活用した地域単位での取り組みをいう。

○ 事業区分：開始年度：平成 25 年度 終了年度：平成 26 年度

○ 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	10,000	4,000
決算額	1,000	857

平成 25 年度及び平成 26 年度の当初予算額と決算額に乖離があるが、この理由として、事業年度中に本事業を活用する予定であった「廃棄物を原料とした熱供給」は、熱の供給体制の不安定さを理由に検討が途中で断念され、また、「エネルギー監視システム導入」は、導入事業者が想定数より少なかったことによる。

○ 平成26年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成26年度 決算額	内 訳
負担金補助及び交付金	857	地域主導型再生可能エネルギー導入支援補助金
合 計	857	

○ 財源の内訳：一般財源

○ 根拠法令等：地球温暖化対策の推進に関する法律

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	補助金の交付について、地域主導型再生可能エネルギー導入支援事業補助金交付要綱に基づいて実施されているか確かめた。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	モデルとなる工業団地の2事業者が、エネルギー監視システムを導入し、当該団地におけるエネルギーの有効活用が図られていることを確かめた。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	補助事業者は、補助事業であるシステム選定に当たり、複数の見積合わせを実施しているか否かを確かめた。

(3) 指摘事項及び意見

①補助事業者が実施する見積合わせについて

(意見)

モデルとなる工業団地の事業者等が平成24年度に実施したFS調査において、エネルギー監視システム（以下、「システム」という）の基本設計や実証試験を行っている。そこにA者が参画し、山口県産業技術センターの支援を受けてシステムを開発した。そのため、補助事業者は、A者製のシステムを当然のこととして導入しており、システム選定にあたって見積合わせを行っていない。また、本事業の交付要綱ではシステムの選定に見積合わせを求めるなどの規定をしていないため、現在の状況では県はシステム選定の方法まで指定

できない。

しかしながら、今後は経済性等の観点から補助事業者が複数の業者の見積合わせを求めよう、事業自体の交付要綱を改定されることが必要である。

#### 用語解説：FS 調査

プロジェクトの実現可能性を事前に調査・検討することで、採算性調査、投資調査、企業化調査などと呼ばれる。

#### Feasibility Study (フィジビリティ・スタディ)

### 3 暮らしの省エネ促進事業

#### (1) 事業の概要

○ 担当課：環境生活部 環境政策課

○ 事業目的： 「低炭素社会」構築に向けた、家庭や事業所等民生部門における対策として、県民、事業者、行政等からなる全県組織の「環境やまぐち推進会議」や地球温暖化対策地域協議会を推進母体に、取り組みやすく CO2 削減効果の高い県民運動を展開するとともに、山口県地球温暖化防止活動推進センターと連携・協力し、県民力・地域力を活用した実践活動の定着・促進を図る。

○ 事業内容：

項目	内容
省エネ・節電県民運動、温暖化防止普及啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>・地球温暖化対策の実践活動の推進母体である「環境やまぐち推進会議」と連携した、緑のカーテン、ノーマイカー、ライトダウン等の県内一斉キャンペーンの実施</li><li>・省エネ・エコポイント制度の実施</li><li>・WEB 環境家計簿等を活用したエコライフ実践呼びかけ</li><li>・ピークカットPMキャンペーンの実施（夏季）</li><li>・中国地域地球温暖化対策統一キャンペーンの実施</li><li>・地球温暖化対策優良事業所表彰</li></ul>
地球温暖化防止活動推進センターによる委託事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・地球温暖化防止活動推進員による家庭の温暖化診断（省エネ診断）の実施</li><li>・温室効果ガス排出量の解析</li></ul>

○ 事業区分：継続事業

○ 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額	8,580	5,308	4,880
決算額	8,263	4,297	4,770

○ 委託料等執行状況

① 委託料

	決算額 (千円)	契約方法	委託業者名
平成26年度	2,997	随意契約	公益法人山口県予防保健協会
平成25年度	2,980	随意契約	公益法人山口県予防保健協会
平成24年度	—	—	—

② 負担金補助及び交付金

	決算額 (千円)	負担金、交付金の名称	交付先名称
平成26年度	290	エコ・ポイント協議会負担金	エコ・ポイント協議会
平成25年度	166	エコ・ポイント協議会負担金	エコ・ポイント協議会
平成24年度	—	—	—

○ 平成26年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成26年度 決算額	主な内訳
報償費	46	ポスターコンクール参加費
旅費	619	表彰者旅費等
一般需用費	379	消耗品等
役務費	439	太陽光インフォメーションシステム保険料等
委託料	2,997	地球温暖化防止活動促進業務委託
負担金補助及び交	290	エコ・ポイント協議会負担金



付金		
合 計	4,770	

- 財源の内訳：一般財源
- 根拠法令等：地球温暖化対策の推進に関する法律  
山口県地球温暖化対策実行計画

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
① 【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	・業務委託契約の事務手続きは、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。
② 【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	・担当者への質問および関係資料の閲覧により取組実績について検討した。
③ 【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	・業務委託契約について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。

(3) 指摘事項及び意見

① 暮らしの省エネ促進事業（地球温暖化防止活動促進事業）関連業務の委託について

県では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第24条第1項の規定に基づき、平成13年に公益財団法人山口県予防保健協会を地球温暖化対策に関する普及啓発等を行う「山口県地球温暖化防止活動推進センター」に指定している。この指定以降、県では、センターと連携し、地球温暖化防止に関する普及啓発等を推進していくこととしている。このような経緯から当該業務の委託について公益財団法人山口県予防保健協会と随意契約を締結している。

業務委託内容は以下のとおりである。

ア 地球温暖化防止活動診断の実施

「家庭におけるストップ温暖化診断マニュアル」（平成21年9月作成）に基づき、診断員としての研修を受けた地球温暖化防止活動推進員が一般家庭（公募等）を訪問するなどし、省エネルギー機器等の導入状況、地球温暖化対策への取組状況等を調査し、その結果に応じて具体的な助言及び指導を行っている。平成26年度業務委託仕様書では対象を一般

家庭 500 世帯としているが、平成 26 年度の実績は 645 世帯で実施された。

#### イ 温室効果ガスの排出量の解析

山口県地球温暖化対策実行計画では、計画期間を 2014 年から 2020 年とし、温室効果ガス排出量を 2020 年度において 2005 年度（基準年度）の 13.4%削減を目指している。

温室効果ガス排出量の状況は、以下のとおりである。

	2005 年度 (基準年度)	2011 年度	2012 年度
温室効果ガス排出量	4,934 万 t	4,170 万 t	4,314 万 t
基準年度比	—	▲15.5%	▲12.5%

#### ② CO2 削減県民運動キャンペーンについて

##### ア 緑のカーテン、ノーマイカー、ライトダウン

取組実績（世帯数・事業所数）と CO2 削減量（t）は、以下のとおりである。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
緑のカーテン	家庭	75,000	69,100	80,800
	事業所	27,000	25,100	27,300
	計 (CO2 削減量)	102,000 (8,550)	94,200 (7,920)	108,100 (11,880)
ノーマイカー	事業所 (CO2 削減量)	1,546 (221.5)	1,617 (181)	1,497 (185)
	ライトダウン (CO2 削減量)	1,413 (110.62)	1,449 (72)	938 (68)

キャンペーンは、主にポスターやチラシの配布およびホームページへの掲載によって実施されている。

##### イ 省エネ・エコポイントキャンペーン

県民に「省エネ・エコ活動」に取り組んでもらい、その取組実績（ポイント上位 500 世帯）に応じて、県内スーパーでの買い物に利用できるポイントクーポン券を贈呈している。

取組実績（世帯数）と CO2 削減量（t）は、以下のとおりである。

	平成 25 年度	平成 26 年度
世帯数	733	875
CO2 削減量	13	30

最終目標は 6,000 世帯（県内総世帯数に占める割合 1%）としており、平成 27 年度の目標は 1,500 世帯としている。

#### ウ その他の取組

ピークカットPMキャンペーンでは、午後の電力消費ピーク時に電力の消費を抑えるようホームページ等で啓発しているが実績は把握していない。またホームページ上にWEB環境家計簿を公開しているが利用者数、アクセス件数などは把握していない。

#### (意見)

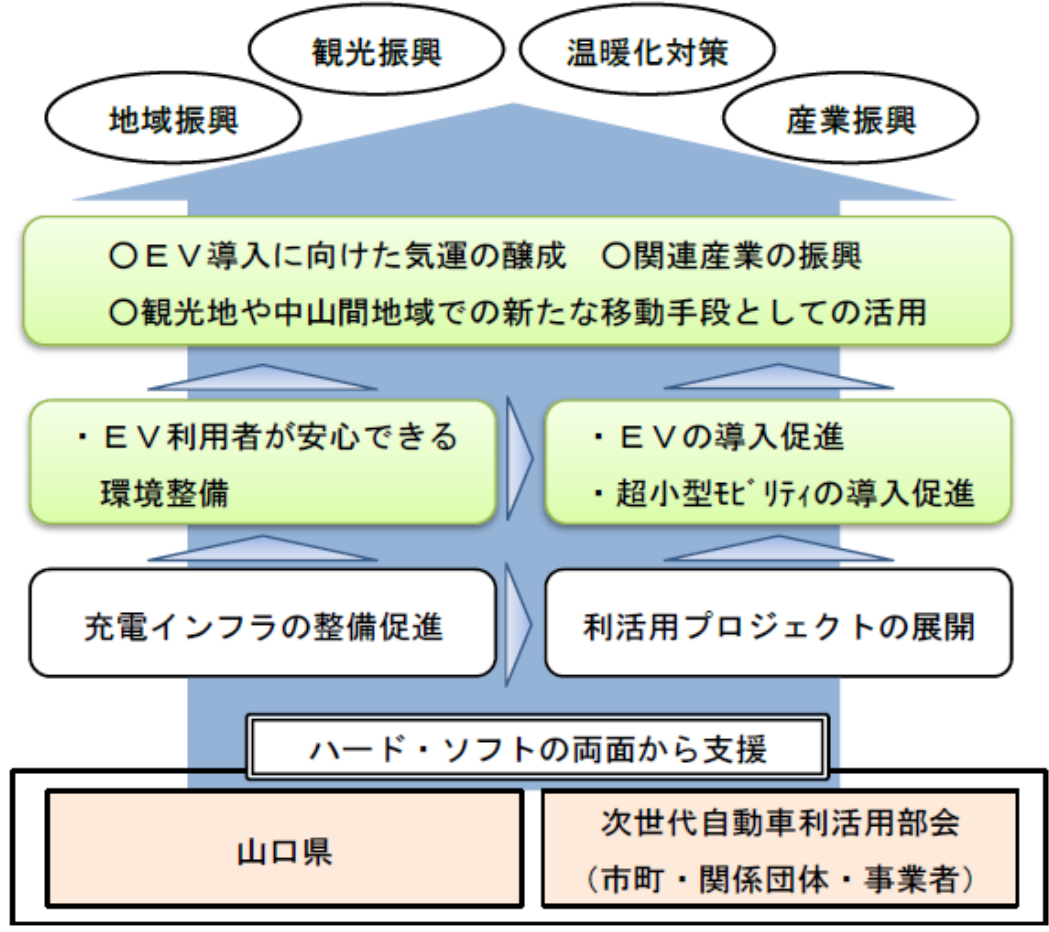
山口県地球温暖化対策実行計画で、温室効果ガス排出量を2020年度において2005年度(基準年度)の13.4%削減を目指すという大きな目標は掲げられている。しかしながら上記②のCO2削減県民運動キャンペーンについて、イの省エネ・エコポイントキャンペーンを除き、目標が設定されていない。各取組について目標を設定し、実績との対比を検討すべきである。

### 4 EV等次世代自動車利活用促進事業

#### (1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 環境政策課
  
- 事業目的：EV充電インフラ整備計画に基づく充電器の設置を推進するとともに、EV等の利活用を促進することで、地球温暖化対策はもとより、蓄電池メーカー等の県内産業の振興や観光ブランド力の増強、ガソリンスタンド過疎地の中山間地域対策等を幅広く展開する。
  
- 事業内容：

E V等次世代自動車の導入促進等による  
多面的での効果



○ 事業区分：新規事業

○ 予算額と決算額の推移（単位：千円）

区 分	平成26年度
当初予算額	46,700
決 算 額	30,767

○ 委託料等執行状況（単位：千円）

年 度	平成26年度
委 託 料	203

○ 平成26年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	H26年度決算額	主な内訳
報償費	65	シンポジウム謝礼金
旅費	317	シンポジウム旅費等
一般需用費	1,254	充電器電気代
役務費	263	充電器設置工事に係る手数料
委託料	203	充電器保守管理業務
使用料及び賃借料	157	E T C利用料等
工事請負費	27,378	充電器設置工事
負担金補助及び交付金	1,130	充電器設置工事に係る負担金
合計	30,767	

○ 財源の内訳：一般財源 9,195 千円

その他 37,505 千円

内訳 24,930 千円 (一般社団法人次世代自動車振興センター)

12,575 千円 (合同会社日本充電サービス)

○ 根拠法令等：地球温暖化対策の推進に関する法律

山口県環境基本条例

山口県環境対策基本計画

山口県地球温暖化対策実行計画

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	・ E V等次世代自動車利活用促進事業(山口県E V充電インフラ整備)は、山口県環境対策基本計画に基づき実施されているか等について検証した。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	・ E V充電インフラ整備計画に基づく充電器の設置は計画どおり進捗しているか。 ・ E V導入に向けた機運の醸成は図られているか等について確認した。
③【経済性、効率性について】	・ 充電インフラ等の整備は、効率的に進んで

当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	いるか等について検証した。
--------------------------------	---------------

(3) 指摘事項及び意見

① 山口県EV充電インフラ整備計画について

(意見)

近年、資源枯渇や環境問題への関心の高まりを背景に、電気自動車（EV）が注目を集めている。EVはモーターで車を駆動する方式であり、走行中にCO<sub>2</sub>や排気ガスを出さないことから、地球温暖化防止や大気汚染防止などの効果が期待されている。

ガソリン車に比べて夜間電力利用によるランニングコストの低減、走行音の静かさや加速力向上等のメリットがある一方、現在販売されているEVの航続距離は90kmから200kmとされており、ガソリン車に比べると短いという課題を抱えている。

現在、県内の道の駅などの公共施設等において急速充電器の整備が拡大しているが、「電欠」なく安心してEVを利用できる環境が整っている状況ではない。

急速充電器設置目標130基に対し平成26年度末には122基が設置され、ほぼ目標は達成できたとはいえ、充電器の場所の周知や利用時間の問題等解決すべき問題は、幾つかあると考えられるので、「電欠」の心配なく安心してEVを利用できる環境に向けて努力していただきたい。

また、国の平成28年度当初予算(案)において、次世代自動車充電インフラ整備促進事業が計上されていることから、引き続き充電器の設置について促進されたい。

ア 航続距離を考慮し、適切な間隔でのEV充電器整備を引き続き要望する。

イ 時間帯によっては一か所に集中し、急速充電までの待ち時間が長くなることも予想されるので、待ち時間短縮に向けた検討をお願いします。

ウ 今後山口県が施設を設置する場合には、一か所につき複数の施設を整備することや24時間利用可能な施設整備の検討をお願いします。

5 森林バイオマスエネルギー活用促進事業

(1) 事業の概要

- 担当課：農林水産部 農林水産政策課
- 事業目的： 森林の整備や地域におけるエネルギー地産・地消を推進するため、間伐材等のエネルギー利用に必要な機械施設の整備を支援するとともに、未利用森林資源の低コスト収集・運搬・燃料化システムの実証等に取り

組む。

○ 事業内容：

区 分	事業内容
森林バイオマス収集・輸送システムの構築	間伐材等の収集運搬機材の整備に対する補助
木質ペレット・ボイラーによる熱利用システムの構築	木質ペレット・ボイラー導入を推進する人材の育成
竹資源活用システムの構築	未利用竹資源の収集・運搬・燃料化システムの開発・実証

○ 事業区分：継続事業

○ 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成25年度	平成26年度
当初予算額	292,750	262,557
最終予算額	311,790	178,307
決算額	305,222	175,243

(\*) 平成25年度については、年度途中で公募事業である農業生産地球温暖化対策事業(国委託事業)及び木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業(国委託事業)の採択が決定したこと、また国の補正予算により新たに「地域の元気臨時交付金」が新設されたことにより、補正予算で増額した。

○ 委託料等執行状況

ア 委託料

	決算額 (千円)	契約方法	委託業者名
平成26年度	146,833	随意契約	山口県森林組合連合会 外2件
平成25年度	45,638	随意契約	山口県森林組合連合会 外4件

イ 負担金補助及び交付金

	決算額 (千円)	負担金、交付金の名称	交付先名称
平成26年度	25,500	山口県森林整備加速化・林業再生事業補助金	山口県東部森林組合 外1件

平成 25→26 繰越	180,148	同上	山口県森林組合連合会 外 6 件
平成 25 年度	71,007	同上	山口県森林組合連合会 外 2 件

○ 平成 26 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 26 年度 決算額	主な内訳
共済費	28	林業指導センター竹資源用務日々雇用職員共済費
賃金	1,590	林業指導センター竹資源用務日々雇用職員賃金
報償費	18	委員謝金
旅費	784	当該事業の執行に係る出張旅費及び委員旅費 本課：679 千円、林指：105 千円
一般需用費	479	本課：ドッチファイル等 146 千円 林業指導センター：燃料代、ヘルメット等 333 千円
委託料	146,833	木質ペレット・ボイラー導入促進人材育成業務 21,794 千円 木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業 125,039 千円
使用料及び賃借料	11	高速代
負担金補助及び交付金	25,500	森林整備加速化・林業再生事業補助金 トラックスケールへの補助(山口県森林組合連合会) 5,600 千円 移動式チップパーへの補助(山口県東部森林組合) 19,900 千円
合計	175,243	

○ 財源の内訳：国庫補助（森林整備加速化・林業再生基金、緊急雇用創出事業臨時特例基金）

○ 根拠法令等：バイオマス活用推進基本法



(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
① 【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託契約事務は、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。</li> <li>・補助金の交付について担当者への質問および関係書類の閲覧により「山口県森林加速化・林業再生事業補助金交付要綱」に基づいて行われているかどうかを確かめた。</li> <li>・委託料、補助金の支払手続きは、県の定める規則等に基づいて行われているかどうかを確かめた。</li> </ul>
② 【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未利用間伐材等の森林資源をエネルギーとして利用することが進んでいるか検討した。</li> </ul>
③ 【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託契約、補助金の交付について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。</li> </ul>

(3) 指摘事項及び意見

① 森林バイオマスの有効利用について

森林バイオマスの利用量は、以下のとおりである。 (単位：t)

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用量		24,824	35,483	30,231
内訳	発電	20,576	31,215	26,413
	熱	4,248	4,268	3,818

平成 26 年度は、大口受入先である中国電力新小野田発電所の火災トラブルによる操業停止があったため、利用量が減少している。

森林バイオマス利用施設の設置状況は、以下のとおりである。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
森林バイオマスを利用した発電施設	4	5	5

木質ペレットボイラー設置施設	17	20	22
木質ペレットストーブ設置台数	64	67	76

※木質ペレットストーブ設置台数は、民間住宅等への設置は含まない。

県が平成 27 年 3 月に平成 26 年度から平成 29 年度の 4 年間を対象として作成した「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」では、森林バイオマス利用量を平成 29 年度に 55,000 t とする目標を設定している。

森林バイオマスの取引は、出荷先、出荷量、価格等については、供給元が決めており、県は直接的には関与できないが、県としても、現在、森林バイオマスの利用拡大に向け、中国電力新小野田発電所以外の発電所の掘り起こしを行い、リスク分散を図るとともに、需要に応えることのできる供給体制づくりに対し支援を行っている。これまでの県の取り組みは以下の通りである。

平成 26 年度において自立的に森林バイオマスを本格的に利用していたのは、中国電力新小野田発電所だけであった。そこで、新たな供給先を確保するため、平成 25、26 年度に県が供給元に対して森林バイオマス供給に係るコストの一部を支援し、新たな供給先として、ミツウロコ岩国発電所での利用が始まった。同発電所は、平成 25 年度に固定価格買取制度による設備認定を受け、同年から森林バイオマスの利用を開始し、平成 27 年度から、コスト支援なしでの森林バイオマスの本格利用を始めたところである。ただ、このミツウロコ岩国発電所は平成 25～26 年度も供給先として稼働していたものの、この間は市場価格差のコスト差を補填する国事業であるコスト支援事業の対象としており、自立していないことにより厳密に供給先と言えないと考えたことから、平成 26 年度の段階では、新たな供給先が確保されているとはいえなかった経緯がある。

また、県内に新たに固定価格買取制度を活用した木質バイオマス発電所の建設計画も発表されており、森林バイオマスの供給先がさらに増え、需要量の増加も想定されることから、県としては、需要に見合った供給を可能とするための施設整備に対する支援を行っているところであり、今後とも需給バランスを考慮して森林バイオマスの利用拡大に取り組んでいく予定である。

なお、監査の結果、指摘事項及び意見はなかった。

## 6 農業用小水力エネルギー等活用促進事業

### (1) 事業の概要

- 担当課：農林水産部 農村整備課
- 事業目的： 農業用ダムや水路等の小水力エネルギーを活用し、土地改良施設等の維持管理費の軽減を図る取組を支援する。

- 事業内容：①小水力等農村地域資源利活用促進事業

小水力発電の導入に向けた経済性の評価

- ②簡易型小水力発電利活用実証事業

簡易型発電施設の導入による小水力エネルギー活用手法の検討

農業用水を活用した小水力発電は、農村地域の水資源を有効に利用し、農村地域を活性化する上で重要であることから、県では、平成24年6月に市町や土地改良区等で構成する「山口県農業用水小水力発電推進協議会」を設置し、小水力エネルギーの活用に向けた取り組みを進めている。

- 事業区分：継続事業

- 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成25年度	平成26年度
当初予算額	35,000	14,000
決算額	24,638	32,447

- 平成26年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成26年度 決算額	主な内訳
委託料	32,447	経済性評価に係る業務委託 24,698 簡易型実証に係る業務委託 7,749
合計	32,447	

- 財源の内訳：基金、国庫補助

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	・支出支払手続及び委託契約手続は、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	・農業用ダムや水路等の小水力エネルギーを活用し、土地改良施設等の維持管理費の軽減を図られているかを検討した。

<p>③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？</p>	<p>・経済性評価及び簡易型実証業務に係る委託契約の手続きについて、経済性、効率性が発揮されているかを検討した。</p>
--	--

(3) 指摘事項及び意見

①簡易型小水力発電利活用実証事業の再委託について

(指摘事項)

簡易型小水力発電利活用実証事業については、簡易型実証に係る業務委託として、山口県農業用水小水力発電推進協議会（以下、「協議会」という。）へ7,749千円を業務委託している。また、協議会は当該委託業務のうち、山口県土地改良事業団体連合会（以下、「連合会」という。）へ7,344千円を再委託している。再委託の理由については、連合会は協議会の構成員であり、協議会の中で調査研究の分野を担う組織である。このため、協議会は協議会の役割分担の中で、該当する業務内容を連合会へ再委託したものである。また、本業務は同じく協議会の構成員である市町や土地改良区等と共同して取り組むことで、円滑な執行が可能となり、波及効果も見込まれることから協議会を委託先としたものである。

ただ、再委託の取り扱いについては、山口県会計管理局長が発出した「公共調達の適正化及びふるさと産業の振興について（通知）」（平23会計第321号 平成23年10月3日）において、適正な履行を確保するため、以下のような指示がなされている。

ア 一括再委託の禁止

契約の相手方が契約を履行するにあたって、委託契約の全部を一括して第三者に委託することを禁止する。

イ 再委託の承認申請

契約の相手方が再委託を行う場合、あらかじめ、次の事項を記載した承認申請書を契約の相手方に提出させること。

- ・再委託をしようとする相手方の商号又は名称及び所在地
- ・再委託を行う業務の範囲
- ・再委託をする理由
- ・再委託に係る契約金額
- ・その他契約担当者が必要と認める事項

ウ 再委託承認の審査

契約担当者は、再委託を承認するかどうかの判断するに当たっては、競争入札等審査会において、主として次の事項について審査し、適当と認められる場合に承認を行うこと。

- ・再委託を行う合理的な理由があるかどうか。
- ・再委託の相手方が再委託をされる業務を履行する能力があるかどうか。
- ・契約の相手方が特殊な技術又はノウハウ等を有することを理由に競争性のない随意契約をした場合において、再委託をしようとする業務に当該技術が含まれているなど、競争性のない随意契約によることとした理由と不整合にならないか。
- ・その他契約担当者において必要と認める事項

と明記されている。

しかしながら、当該事業の委託契約についてはイ及びウの手続きを実施せずに再委託を行っている。適正な履行を確保するために定められた手続きを行い、競争入札等審査会の承認を得たうえで再委託を行うべきである。

## Ⅱ 循環型社会の形成

### 1 産業廃棄物適正処理推進事業

#### (1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課
- 事業目的：産業廃棄物の適正処理の推進・促進
  - ①政令市を含む市町との連携による全県的な適正処理推進体制の構築・拡充強化
  - ②不適正処理の未然防止・早期発見のための体制づくりと措置
  - ③有害物質の適正処理の推進
  - ④適正処理促進に資する情報基盤の整備
  - ⑤優良な処理事業者等の育成強化
- 事業内容：①不法投棄等監視対策事業
 

県民生活の生活環境保全のための監視パトロール班の計画的、広域的、集中的な監視活動により、環境保健所及び下関市と連携し、産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理の未然防止、早期発見を図る。
- ②夜間不法投棄監視パトロール事業
 

夜間不法投棄パトロールを実施することにより、産業廃棄物の不法投棄等の監視体制を充実強化し、不適正処理の未然防止や早期発見・早期改善を図るとともに、県民や事業者に対し不適正処理の防止について啓発を行い、もって県民の安心・安全を確保することを目的とする。

### ③不法投棄ホットライン事業

各健康福祉センターを核とした不適正処理情報の積極的な入手と、住民、警察等関係機関が連携し、地域に即した対策を実施することにより県民の安心・安全の確保を行う。

### ④PCB廃棄物適正処理対策事業

PCB廃棄物処理費用は、その処理に関して費用が高額となる。そのため、中小企業者のPCB廃棄物の処理負担を軽減し、適正処理の推進を図るため、中小企業者がPCB処理を行う場合に処理費用の70%を助成する「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金」が設置され、県は、国等と分担して拠出金を支出している。

### ⑤優良事業者育成支援事業

産業廃棄物処理に関わる事業者に対し、講習会・セミナーを開催することで法令遵守の精神を醸成させ、業界全体の適正処理への機運を高め、不適正処理の未然防止や適正処理の推進を図る。

### ⑥産業廃棄物情報管理事業

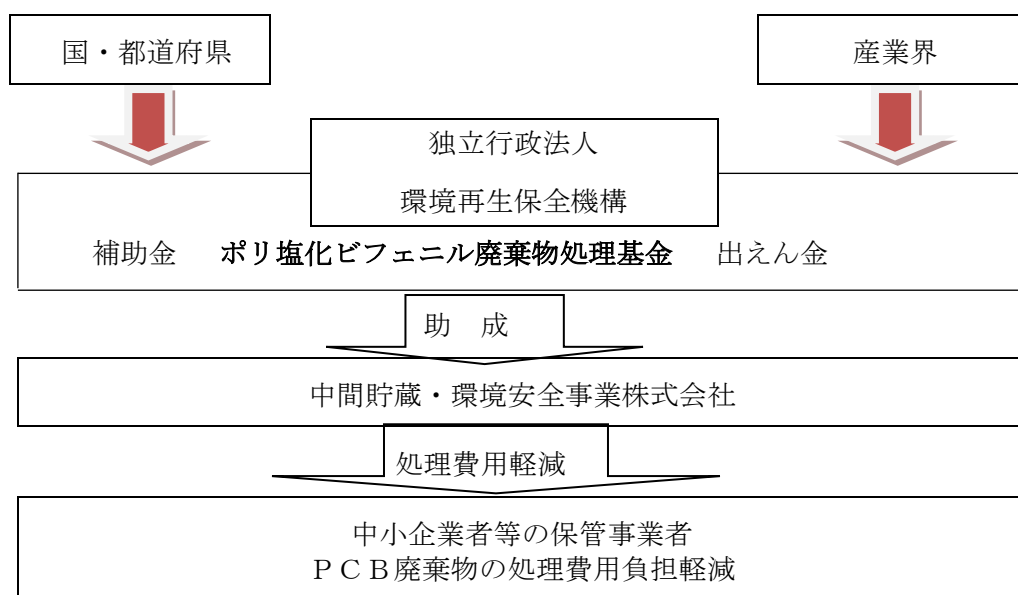
産業廃棄物処理の関連事業者に係る許可等のデータの基幹となる「産業廃棄物処理情報管理システム」について、下関市と連携し、情報を一元化することで適正処理促進に資する情報基盤の整備を実施。

## ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金への補助について

### 【背景】

PCB廃棄物は、昭和47年のPCB使用中止後、30年以上に亘りその処理が問題となっていたが、平成13年の関連法の制定、及び平成24年の改正により、保管事業者は、平成39年3月までにPCB廃棄物を処理することが義務付けられている。また、国は、全国5か所に高濃度PCB廃棄物の拠点処理施設を整備し、西日本17県は、北九州市に整備された処理施設で処理されることとなっている。

PCB廃棄物処理費用は、高額であり、中小企業者にとって大きな負担となる。このため、平成13年度に環境事業団（現、独立行政法人環境再生保全機構）において、中小企業者の処理費用の一部を助成するため「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金」が設置された。平成13年度以降、国及び各都道府県は、毎年拠出しており、中小企業者のPCB廃棄物の処理負担を軽減し、適正処理の推進を図っている。



【P C B 廃棄物処理基金】

- 使用目的  
中小企業者がP C B 処理を行う場合の助成（処理費用の70%を助成）
- 予定期間  
平成13年度から平成30年度まで
- 目標額  
総額560億円　うち山口県分は、336百万円（人口割りにより算出）  
なお、基金への拠出金は、交付税措置がされている。
  - ・平成22年度までは、国：20億円、都道府県：20億円の拠出
  - ・平成25年度までは、国：15億円　都道府県：15億円の拠出
  - ・平成26年度以降は、国：7億円　都道府県：7億円（山口県分：8,427千円）  
（PCB廃棄物処理事業の進捗等を勘案し、必要に応じて造成額の見直しが行われる。）

- 事業区分：継続事業

- 予算額と決算額の推移 （単位：千円）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額	49,335	49,265	77,873
決算額	46,311	46,349	69,847

○ 平成26年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成26年度 決算額	主な内訳
報酬	10,677	産業廃棄物監視員、適正処理推進員に係る報酬
共済費	1,751	産業廃棄物監視員、適正処理推進員に係る共済費
報償費	207	不法投棄等監視連絡員報償費
旅費	360	出張
需用費	4,061	消耗品
役務費	911	不法投棄ホットライン電話使用料等
委託料	18,527	夜間不法投棄パトロール事業業務委託 12,763 不法投棄ホットライン夜間対応委託費 110 産業廃棄物処理情報システムサーバ移行及びシステム改修業務 4,503 優良品業者育成支援事業 1,151
使用料及び賃借料	70	不法投棄等連絡協議会会場使用料 20 優良品業者講習会会場使用料 50
備品購入費	4,782	不適正処理監視カメラ購入費 (@597,780円×8台)
負担金及び交付金	28,501	産業廃棄物適正処理推進事業費補助金 20,000 市町併任職員負担金 74 PCB廃棄物適正処理推進費補助金 8,427
合計	69,847	

○ 財源の内訳：その他（産業廃棄物税、諸収入）



○ 根拠法令等：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に関する特別措置法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物監視員に対する報酬及びその他の支払手続きは、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。</li> <li>・補助金等の交付手続きは、県の定める要綱等に基づいて行われていることを確かめた。</li> </ul>
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物監視員及び適正処理推進員の監視活動により、産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理の未然防止、早期発見が図られているかを検討した。</li> </ul>
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物適正処理推進事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているかを検討した。</li> </ul>

(3) 監査の結果及び意見

①事業の有効性について

不法投棄等不適正処理事案の推移は以下の通りである。

年度	報告件数【うち産廃】	改善完了件数【うち産廃】	行政処分の件数
平成 17 年度	267 件【37 件:14%】	106 件(40%)【20 件:54%】	22 件
平成 18 年度	146 件【29 件:20%】	76 件(52%)【16 件:55%】	18 件
平成 19 年度	183 件【30 件:16%】	91 件(50%)【13 件:53%】	23 件
平成 20 年度	141 件【27 件:19%】	85 件(60%)【11 件:41%】	40 件
平成 21 年度	226 件【6 件:3%】	97 件(43%)【3 件:50%】	41 件
平成 22 年度	178 件【9 件:5%】	51 件(28%)【3 件:33%】	35 件
平成 23 年度	40 件【1 件:3%】	30 件(75%)【0 件:0%】	11 件
平成 24 年度	73 件【4 件:5%】	44 件(60%)【1 件:25%】	6 件
平成 25 年度	42 件【2 件:5%】	28 件(67%)【2 件:100%】	12 件
平成 26 年度	144 件【3 件:2%】	80 件(56%)【3 件:100%】	8 件

上記の推移をみると、産業廃棄物に係る不法投棄の報告件数は、平成 21 年度以降、大幅に減少しており、不法投棄等監視対策事業及び夜間不法投棄パトロール事業により、不法

投棄、野外焼却等の不適正処理の未然防止につながっていると考えられる。

## ②購入した監視カメラの未利用について

(意見)

県は、平成 26 年度中に不法投棄多発地点における監視活動強化のために、監視カメラを 8 台購入している（合計 4,782 千円、1 台あたり 597 千円）。監視カメラの購入は、産業廃棄物行政について県と同等の権限を有している下関市で監視カメラを設置し、監視活動を行っていることから、下関市と一体となった全県的な適正処理推進体制の充実・強化を図ることを目的として購入したものである。

購入した監視カメラの活用状況を健康福祉センターごとにまとめると下記の通りである。

### 不法投棄防止監視カメラの活用状況（平成 27 年 1 月～平成 27 年 11 月時点）

HC 別	H27 年 活用回数	H27 年 活用期間	活用結果
岩 国	3 回	1～2 月/回	設置後、新たなゴミの不法投棄がなくなった。
柳 井	2 回	1～2 月/回	設置後、不法投棄は減少している。
周 南	2 回	1 月/回	設置後、不法投棄は減少している。
山 口	なし		
宇 部	2 回	6 月/回	違反疑の確認、住民・地元自治会等へアピール
長 門	なし		
萩	1 回	1 月/回	設置後、不法投棄はなくなった。

平成 27 年 11 月時点においても活用実績のない健康福祉センターが山口と長門の 2 か所ある。設置場所の選定には、設置場所の土地・建物の所有者の協力が得られないことや、設置場所として適している場所が少ないこと等を勘案しても、平成 26 年度に予算計上して 8 台購入する必要があったかについて疑念が生じる。設置の見込みが高い場所に試験的に導入し、監視カメラ設置の効果を検証し、監視カメラの設置効果が高いと判断された後に、追加購入するなどの検討が必要であったと考える。

## 2 海岸漂着物地域対策推進事業

### (1) 事業の概要

○ 担当課：環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課

○ 事業目的： 海岸漂着物対策については、海岸漂着物処理推進法の規定による山口県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、地域住民、民間団体、市町及び県等が連携、協力して実施することとしており、県・市町の管理海岸

における海岸漂着物の回収・処理を進めるとともに、地域住民や民間団体によるボランティア活動を支援・促進することにより、発生抑制の意識啓発を図る。

- 事業内容：①地域連携海岸対策事業
  - ◇市町管理海岸における漂着物の回収・処理への補助等
- ②観光強力化海岸対策事業
  - ◇観光利用が中心となる海岸の清掃への補助等
- ③管理運営事業
  - ◇協議会の運営費等

- 事業区分：平成 25 年度からの継続事業

- 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	61,000	182,804
決算額	29,821	123,021

- 委託料等執行状況

	決算額 (千円)	契約方法	委託業者名
平成 26 年度	4,881	随意契約	萩市海岸清掃実行委員会 外 4 件
平成 25 年度	20,605	随意契約	長門市 外 7 件

- 負担金補助及び交付金

	決算額 (千円)	負担金、交付金の名称	交付先名称
平成 26 年度	117,528	山口県海岸漂着物地域対策推進基金事業補助金	長門市 外 6 件
平成 25 年度	8,749	山口県海岸漂着物地域	光市 外 2 件

		対策推進基金事業補助金	
--	--	-------------	--

○ 平成 26 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 26 年度 決算額	主な内訳
報償費	9	海岸漂着物地域対策推進協議会
旅費	413	推進協議会旅費、出張
需用費	155	消耗品
役務費	17	電話使用料
委託料	4,881	住民ボランティア清掃活動支援事業業務委託
使用料及び賃借料	18	ETC 使用料
負担金補助及び 交付金	117,528	海岸漂着物地域対策推進基金事業補助金
合 計	123,021	

○ 財源の内訳：国庫を財源として「海岸漂着物地域対策推進基金」を造成し、県から補助している。

○ 根拠法令等：海岸漂着物処理推進法（国の基本方針）

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	・「海岸漂着物処理推進法」に則って事業が実施されているかを確認した。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	・当該事業の実施により、海岸漂着物の削減及び住民の環境保全に対する理解と協力が促進されているかを検討した。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経	・「海岸漂着物地域対策推進基金事業補助金」（交付額 117,528 千円）

済性、効率性を発揮しているか？

の活用内容の有効性を検討した。

### (3) 指摘事項及び意見

#### ①実施事業の有効性について

当該事業は、「海岸漂着物処理推進法」に基づいた基金事業である。平成 24 年度に、平成 25 年度及び平成 26 年度の 2 年間で活用するように原資として 242,000 千円の基金が国から補助金として交付されている。

申請及び報告は全て国に行くことから、手続関係は国の基準に準拠して実施されていることを確認した。

平成 27 年度については平成 26 年度までの基金事業は終了し、新たな取り組みとして県が主体となって海洋ごみフォーラムを開催予定である。それに先駆けて県民の環境美化や景観保全意識の向上と実践活動の促進を目的に「やまぐちのキレイな海岸」フォトコンテストを実施し、応募作品についてはフォーラムでの展示を予定し、広く県民に山口県の美しい海岸及び清掃活動風景等を紹介し、環境保全に対する更なる意識啓発を図ることとしている。また、毎年開催されているビーチクリーン&フェスタは地域密着型のイベントとしてさまざまな趣向がこらされている。このように、工夫された多くの取り組みが実施されており、海岸漂着物の抑制に繋がる効果が期待される場所である。

#### ②委託事業について

委託業者は随意契約となっているが、委託先は各市町の住民及び民間団体等が組織する委員会や協議会であり、競争入札に適さないためとの説明を受けた。委託料の内訳については、ごみ回収ボランティアに配布する軍手やごみ袋等の消耗品及びごみの運搬費や処分費等の処理費の実費であり、適切に実施されていることを確認した。

#### ③備品購入への補助金交付について

ごみ回収処理の向上を図る事業として、光市のビーチクリーナー導入に対して 21,000 千円の補助金交付をした。交付に際しては、光市が費用対効果を試算しており、償却期間 15 年間について、年間 1,580 千円の経費削減効果を見込んでいる。具体的には、以前は光市の海岸清掃は外部委託であり、委託先の清掃員が手作業で清掃を行っていたため、委託料の多くを人件費が占めていた。ビーチクリーナーを導入すると初期投資は大きいですが、人件費が抑制できるためその差額がビーチクリーナーの償却期間である 15 年間で 23,708 千円との計算結果が出ている。更に、手作業では対応しきれなかった、小さなごみを効率的に回収することができるので、有効な投資と認められる。

(意見)

①「調査」により得られたデータ等の活用について

山口県は3方を海に開かれているという地形上海岸漂着物が全国で4番目に多い県である(平成19年3月:農水省・国交省)。海岸漂着物は台風等の自然環境の影響もあり海外からの漂流物も多く、不可抗力的な面を多く有していると考えられる。しかし、平成26年の実施事業の一つである「住民ボランティア清掃活動」の結果報告によると、国内の漂着物の方が海外のそれより個数及び重量ともに多いことが判明している。

平成26年度と平成25年度の長門市油谷大浦海岸清掃・漂着物調査結果(抜粋)

年度	個数			重量(g)		
	国内	海外	合計	国内	海外	合計
26年度	512	31	543	13,840	1,200	15,040
	94%	6%	100%	92%	8%	100%
25年度	412	52	464	9,509	1,343	10,852
	89%	11%	100%	88%	12%	100%

国内ごみであっても県内で捨てられたものとは限らないので、県民のみの責任ではない。しかし、上記の結果をみると、実際の漂着物の回収・処理を行うとともに、ごみ発生抑制の意識啓発を図ることにこそ意義があると考えられる。この結果は、「ビーチクリーン&フェスタ in 長門市大浦海岸」で行われた「エコバスツアー」(住民ボランティア清掃活動支援事業[助成額377千円])によるものである。当該事業は、県内9大学の学生ボランティアが参加し、実体験を通じて環境への意識を高める場となっている。参加者は平成26年度116人(内留学生4人)、平成27年度199人(内留学生82人)となっており、特に留学生の参加数の増加が目覚ましく、大学生の意識啓発にも一役を担っている。留学生参加人数増加については、隣国に対する啓発活動に繋がる取り組みとして大いに評価できる。しかし、ごみ漂着問題を解決するには、環境問題に元々意識の高いボランティア参加者のみでなく、一般住民にまで環境問題に対する意識を落とし込んでいく必要があると考える。国としても、発生抑制対策は意義深い事業となるように奨励しており、「調査」により得られたデータ等については、WEB等で公表又は講演やシンポジウムで有効活用するなど、「普及・啓発」目的としても積極的に活用するよう言及している。具体的には、成果については一般に公表し、各種のイベントや講演、学校の授業などで積極的に活用することで、単にその事業の効果が関係者のみに留まることなく、地域全体や県内全体に広く波及することになる。

平成26年度についてみると、調査の実施状況や結果の発表を参加者の間で行っているが、それ以外の場で、県が主体となって活用した実績は見当たらない。個々の意識によるごみの発生抑制や回収処に繋がるよう、単にその事業の効果が関係者のみに留まるこのないよう得られたデータを有効に活用していただきたい。

②ボランティア参加人数及びごみ回収量の目標値設定について

(意見)

住民ボランティア清掃活動支援事業の一つである「日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃」であるが、これは日韓 8 県市道において、海岸の一斉清掃、漂着物調査等を実施するとともに、発生抑制や環境美化の意識啓発を行う事業である。平成 25 年度及び平成 26 年度の実施結果は以下の通りである。

取組実績

県市道名		平成 25 年度			平成 26 年度		
		個所数	参加人数	回収量 (t)	個所数	参加人数	回収量 (t)
日本	山口県	84	28,699	89	87	28,234	82
	福岡県	27	40,296	228	31	37,206	205
	佐賀県	12	1,517	3	7	4,702	12
	長崎県	104	15,395	125	104	12,485	185
	計	227	85,907	444	229	82,645	484
韓国	釜山広域市	16	1,490	415	4	6,538	700
	全羅南道	20	3,842	505	56	6,933	1,286
	慶尚南道	8	2,615	166	7	17,761	703
	済州特別自治道	11	5,842	58	11	3,144	799
	計	55	13,789	1,144	78	34,376	3,488
合計		282	99,696	1,588	307	117,021	3,971

(資料：山口県提供)

上記の取組実績を見ると日本は平成 25 年度に比して平成 26 年度は参加人数が若干減少しているが、韓国は約 2.5 倍の参加人数となっており、またごみの回収量も 3 倍以上となっている。山口県では回収個所は 3 個所増加しているが、参加人数及びごみの回収量も減少している。当該事業については目標値が設定されていないため、この 2 年だけの増減をもって事業の有効性を評価することは困難である。事業の有効性を評価するにあたって目標値の設定は重要である。今後、事業の有効性が計れるよう、目標値を設定し事業に取り組んでいただきたい。

### 3 舗装補修事業

#### (1) 事業の概要

- 担当課：土木建築部 道路整備課
- 事業目的： 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。
- 事業内容： 既設の道路舗装の補修事業を実施するもの。
- 道路補修箇所の選定方法：
 

出先事務所において日常の道路パトロール時に目視によりひび割れの発生状況等の路面性状を確認し、交通量や周辺環境等を踏まえ、優先順位を設定した上で県庁(道路整備課)へ予算要求する。これをもとに県庁において、県全体の舗装補修予算や事務所間のバランス等を踏まえた上で舗装の補修箇所を選定している。
- 事業区分：継続事業

#### ○ 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額	861,830	915,140	926,102
決算額	1,835,257	921,611	965,272

決算額は翌年度繰越額を含む。

#### ○ 委託料等執行状況

	決算額 (千円)	契約方法	委託業者名
平成26年度	123,560	指名競争入札等	(株)新ホーム 外 29 件
平成25年度	73,875	指名競争入札等	(株)建設技術研究所 外 24 件
平成24年度	87,300	指名競争入札等	(株)新ホーム 外 26 件



○ 平成26年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成26年度 決算額	主な内訳
委託料	123,560	道路台帳修正業務(*1)
工事請負費	671,681	欠損部補修工、路面切削工等
事務費(*2)	35,561	人件費等
次年度繰越	134,470	
合計	965,272	

(\*1) 道路台帳修正業務について

道路管理者(県)は、道路法により国土交通省が示す様式によって調書及び図面で構成される道路台帳を調整し、また、その記載事項に変更があったときはすみやかにこれを訂正しなければならないとされており、このため道路の改良等が行われた場合には、道路台帳の調書記載事項や図面の修正が必要となる。この業務は現地を測量の上、図面を修正するなど専門的な技能を必要とするため、測量コンサルに委託している。

(\*2) 事務費の財源内訳について

(単位：千円)

事務費合計 (平成26年度)	財 源 内 訳		
	元気交付金基金受入金	県 債	一 才
35,561	979	29,500	5,082

○ 財源の内訳：元気交付金基金受入金、県債、一般財源

○ 根拠法令等：道路法第42条

(2) 監査要点と実施した手続

当事業は全体として小口多数の取引で構成されているため、以下についてのみ任意抽出して検討を実施した。

- ・ 工事名：平成26年度 主要県道防府環状線舗装補修(防災・安全交付金) 工事  
第1工区 防府市大字新田 地内

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか?	入札、契約、完成検査等の事務処理が、県の定める会計規則等に準拠して行われていることを確認した。

<p>②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？</p>	<p>工事対象である路線について視察を行い、その路線の舗装は適切な補修工事であるか、道路の安全性を確保するに十分な効果を有しているかを確認した。</p>
<p>③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？</p>	<p>・業者の選定に当たっては指名競争入札が実施され、競争性が十分に確保されていることを確認した。</p>

(3) 指摘事項及び意見

①交通量の調査について

(意見)

下記の平成 26 年度に実施した舗装補修工事については、当初、平成 24 年に調査した近隣の道路の交通量とほぼ同様と考えて詳細な調査まではせず、工事費用の面から安価に処理できる昼間施工を予定していたが、これを昼間施工から夜間施工に変更した。その変更理由としては、変更理由書等によると、「施工個所の県道は産業道路に直結する幹線道路であり、日中は普通車に加え大型車の交通量も多いうえ交差点も近い。そのため、昼間施工での作業により交通渋滞を引き起こす恐れがある。隣接する道路には防府市クリーンセンターがあり、毎日のように頻繁にゴミの搬入があって片側通行規制によって業務に支障をきたす事が懸念される」等々の記載がある。従って安全施工管理を考慮した結果、休日を含む夜間作業が最善策となり、また予算上の制約から労務単価の増額となるため施工距離を減少したものである。確かに工事費用の面から安価に処理できる昼間施工を予定していたことは理解できるが、道路舗装補修事業にとって交通量等の把握は重要と考えられるため、今後は必要に応じて事前に詳細な調査をすべきと考える。

(工事名：平成 26 年度 主要県道防府環状線舗装補修 (防災・安全交付金) 工事 第 1 工区 防府市大字新田 地内)

②予定価格の決定伺いに対する決裁日の記入漏れについて

(指摘事項)

現在、出先機関である土木建築事務所では、見積書の提出依頼等については文書管理システムにおいて決裁日等を管理し、また、工事請負契約の締結に関する伺い (契約情報) や工事起工設計書に対する承認 (設計情報) については、土木管理システムにて決裁日等を管理している。このシステムは本庁及び出先機関で使用されている。しかしながら、予定価格の決定伺いに関する事項についてはこのシステムで管理されていないため、手書き

で決裁日を記入することになるが、起案者によるその記入が漏れていた。決裁日は事務所で  
 の意思決定がなされた重要な日であるため、今後は留意が必要である。

(工事名：平成 26 年度 主要県道防府環状線舗装補修 (防災・安全交付金) 工事 第 1 工  
 区 防府市大字新田 地内)

### Ⅲ いのちと暮らしを支える生物多様性の保全

#### 1 鳥獣保護推進事業

##### (1) 事業の概要

○ 担当課:環境生活部 自然保護課

- 事業目的:・第 11 次鳥獣保護事業計画に基づき、野生鳥獣の積極的な保護推進を図り、県民  
 に対して野生鳥獣との共生の重要性について普及啓発を行う。
- ・傷病鳥獣については、毎年、相当数が搬送されており、県民の愛護思想の高まり  
 に対処するため、引き続き県鳥獣保護センターの機能強化を図る。
  - ・平成 27 年度に再指定予定の鳥獣保護区における鳥獣保護区等指定効果測定  
 調査を平成 26 年度に実施する。

○ 事業内容:

事業	事業概要
傷病鳥獣保護 事業 〔継続〕	県鳥獣保護センターにおいて、傷病鳥獣の保護、治療及び 機能回復の後、放鳥獣を実施。
愛鳥行事事業 〔継続〕	・愛鳥思想の高揚を図るとともに、作品を掲示すること等により 県民への普及啓発に努めることを目的に、県内の小中高等学 校等の児童生徒から愛鳥週間ポスターを募集する。(コンク ールを 10 月開催) ・ 自然環境学習拠点施設や愛鳥林をフィールドとした探鳥会 を開催する。
愛鳥モデル校 育成事業 〔継続〕	学校教育の中で、児童・生徒が愛鳥行事を通じて自然や鳥獣 保護の大切さを修得するよう愛鳥モデル校の活動を助成する。
野生鳥獣生息 調査事業 〔継続〕	鳥獣保護区等設定効果測定調査(羅漢山鳥獣保護区他4箇 所)を実施する。
鳥インフルエ	死亡野鳥等から鳥インフルエンザウイルスの保有状況を早期に

ンザウイルス 野鳥保有状況 調査 〔継続〕	把握し、家きん等への感染予防に資する。(需用費と役務費程 度)
--------------------------------	------------------------------------

○ 事業区分： 継続事業

○ 予算額と決算額の推移 (単位:千円)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	3,328	9,768	2,937
決算額	3,095	9,768	2,828

○ 委託料等執行状況

	決算額(千円)	契約方法	委託業者名
平成 26 年度	2,272	随意契約	山口県野生鳥獣調査団外 2 件
平成 25 年度	8,479	随意契約	特定非営利活動法人野鳥やまぐち外 3 件
平成 24 年度	2,480	随意契約	(財)宇部市常盤動物園協会外 2 件

○ 平成 26 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 26 年度 決算額	主な内訳
報償費	201	愛鳥行事記念品等
旅費	139	愛鳥行事講師、課員旅費等
需用費	114	鳥インフルエンザウイルス野鳥保有状況調査等資材
役務費	82	通信運搬費等
委託料	2,272	傷病鳥獣保護業務 1,427 鳥獣保護区等指定効果測定調査 845
使用料及び賃借料	20	高速道路使用料等
合計	2,828	

○ 財源の内訳： 一般財源

○ 根拠法令等： 該当なし

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	【愛鳥行事事業】 「平成 26 年度愛鳥週間ポスター予備調査及び本審査要領」に従って審査が実施されているかどうかについて検討を行った。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	【愛鳥モデル校育成事業】 学校に対する報償費について、具体的な効果の測定がなされているかを質問した。 【愛鳥行事事業】 探鳥会の開催結果を閲覧した。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	契約方法等について検討を行った。

(3) 指摘事項及び意見

①合規性について

上記に記載の通り手続を実施した結果、指摘事項等は認められない。

②有効性について

ア（愛鳥モデル校育成事業）

（意見）

愛鳥モデル校として指定された小中学校に対して、野鳥愛護のための学習活動等を奨励するため、毎年度予算の範囲内で活動に要する機材を贈る事業である。毎年度予算は、指定初年度が 40 千円、指定第 2 年度が 30 千円、指定第 3 年度が 20 千円となっている。なお、「愛鳥モデル校育成事業実施要領」においては、活動は①野鳥愛護のための学習活動、野外活動、②野鳥観察又は探鳥会の開催、③その他これに類する活動となっている。しかし、報償費（活動の奨励費）としての性質があるため、要領においてはどのような活動を行うかについて山口県が確認をする旨は規定されていないことから、どのような活動を指定された小中学校が行ったのかは把握されていない。

当事業は、野鳥をはじめ自然を大切にすることの心構えを、幼少期から身に着けることを趣旨としている。したがって、当該事業で重視されるべきは、機器を与えることではなく、与えられた機器によりどのような活動を行い、結果、幼年少期に野鳥をはじめ自然を大切にすることの心構えが醸成されるのかであると考え。

与えられた機器により実施要領記載の活動が行われるよう併せて講師の派遣等を行うことや、報

償費の十分性を含めて、児童・生徒が愛鳥活動を通じて自然の仕組みについてより理解を深めることが出来る事業となることが望まれる。

#### イ（愛鳥行事事業）

##### （意見）

平成 26 年度の探鳥会（平成 26 年 5 月 10 日開催）は、参加人数が 21 名と少数であった。また、開催チラシは小中学校を中心として 713 通を配布している。県主催としての愛鳥推進のためには、参加人数をより増やすための施策を考えるべきであり、周知の方法を含めて実施内容の再検討及び開催チラシの記載内容の検討を行う必要がある。

#### ③（経済性、効率性）

特に問題点となる事項はなかった。

### 2 鳥獣被害防止対策事業

#### （1）事業の概要

○ 担当課：環境生活部 自然保護課

○ 事業目的：平成 23 年度からの鳥獣被害防止総合対策により、農林業被害額が減少しているが、依然として野生鳥獣による農林業被害が深刻な状況にあることから、市町や猟友会等と連携し、捕獲の担い手の確保・育成を図るとともに、狩猟期における捕獲を推進することにより、野生鳥獣による被害防止を図る。あわせて、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく、鳥獣保護事業計画や特定鳥獣保護管理計画に定める目標の達成を図る。

○ 事業内容：

事業	概要	執行額
狩猟免許等取得支援事業	新規狩猟免許取得経費の補助を行う	4,097
銃猟捕獲隊員射撃技能研さん事業	狩猟期前の射撃訓練経費の補助を行う	2,767
銃器によるニホンジカ捕獲技術実地研修事業	猟友会に委託し、シカの銃猟捕獲研修を行う	987
有害鳥獣捕獲マイスターによる捕獲技術向上事業	わな猟免許取得者等を対象に有害鳥獣捕獲マイスター等による捕獲技術研修・実地指導を実施する	29
有害鳥獣捕獲隊員育成事業	若手の銃猟免許取得希望者を対象に銃猟免許取得に向けた研修や取得後の実地研修を	1,293

	実施する	
ニホンジカ個体数調整推進事業	シカの狩猟捕獲頭数拡大のため、シカの捕獲及び処分等を猟友会に委託する	9,137

○ 事業区分：平成 25 年度から平成 28 年度

○ 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	28,414	21,386
決算額	21,679	19,753

○ 委託料等執行状況

	決算額 (千円)	契約方法	委託業者名
平成 26 年度	11,674	随意契約	山口県美祢猟友会外 24 件
平成 25 年度	12,944	随意契約	山口県美祢猟友会外 22 件

○ 負担金補助及び交付金

	決算額 (千円)	負担金、交付金の名称	交付先名称
平成 26 年度	7,674	銃猟捕獲隊員射撃研さん事業補助他 202 件	一般社団法人山口県猟友会他 202 件
平成 25 年度	7,960	銃猟捕獲隊員射撃研さん事業補助他 171 件	一般社団法人山口県猟友会他 171 件

○ 平成 26 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 26 年度 決算額	主な内訳
報償費	82	わな捕獲技術研修会講師謝金
旅費	52	わな捕獲技術研修会講師等旅費
需用費	169	研修会資料等
委託料	11,674	有害鳥獣捕獲隊員育成事業 1,293 銃器捕獲によるニホンジカ捕獲技術研修事業 987 有害鳥獣捕獲マイスターによる捕

		獲技術向上事業 29 ニホンジカ個体数調整推進事業 9,137 自然記念物解説板補修業務（一部） 228
使用料及び 賃借料	102	研修会会場費等
負担金補助 及び交付金	7,674	狩猟免許取得支援助成 4,907 銃猟捕獲隊員射撃研さん事業補助 2,767
合 計	19,753	

○ 財源の内訳：一般財源

○ 根拠法令等：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
<b>①【合規性について】</b> 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	・委託の随意契約の妥当性について検討した。 ・補助金交付について、実施要綱に基づいて執行されていることを確認した。
<b>②【有効性について】</b> 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	・捕獲の担い手の確保と鳥獣被害の軽減の及びその費用対効果について検討した。
<b>③【経済性、効率性について】</b> 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	委託事業や補助金交付事業により事業目的が効率的に達成されているかを検証した。



(3) 指摘事項及び意見

①補助事業及び委託事業の状況について

平成 26 年度実施事業一覧

(単位：千円)

実施事業		執行額
① 狩猟免許等取得支援事業	補助事業	4,097
② 銃猟捕獲隊員射撃技能研さん事業	補助事業	2,767
③ 銃器によるニホンジカ捕獲技術実地研修事業	委託事業	987
④ 有害鳥獣捕獲マイスターによる捕獲技術向上事業	委託事業	29
⑤ 有害鳥獣捕獲隊員育成事業	委託事業	1,293
⑥ ニホンジカ個体数調整推進事業	委託事業	9,137

ア 委託契約について

上記の④、⑤の委託事業について、当該事業を遂行可能な者としては、狩猟に関する専門知識及び豊富な経験を有し、且つ指導者としての能力も兼ね備えた者であることが要求される。従って条件を満たす者としては一般社団法人山口県猟友会しかないため、単独随意契約を行っている。

⑥の委託事業については、実際の生活区域でのシカの捕獲を委託する事業であり、県内 12 地区の猟友会と単独随意契約を締結している。委託料契約額を上限として、県は捕獲者にその捕獲料として 1 頭 9,000 円を支払うこととしており、契約時の委託料は、9,000 円/頭×捕獲目標頭数×消費税で設定される。捕獲目標頭数は県と各自治体が協議し、個体数調整と実施可能数を考慮して決定していることから、当該事業における実績捕獲頭数は毎年捕獲目標頭数と一致している。実績の確認は、狩猟者がシカの尾を切断して県に提出し、県はその数を数えて確認している。

この事業は平成 25 年度から開始されたものであるが、下関、長門、美祿の 3 市で主に実施していた事業を、市町単独では追いつかないとして、県が平成 21 年度から補助事業を開始したことが始まりであり、単価 9,000 円という額は、当時の 3 市の単価を考慮して決定したものである。

シカの個体調整は、国を挙げての緊急且つ重要対策事業であり、平成 27 年度からは国の補助金対象事業になっている。そのため捕獲頭数を 2 倍に設定し、単価も 10,000 円に引き上げる予定である。

③の委託事業については、⑥の事業を遂行するにあたっての技能研さん研修であり、実際のシカの捕獲実績が県内の 98%以上を占める 9 地区の猟友会と単独随意契約を締結している。委託料の根拠は講師の謝金(県単価)や猟及び処分にかかる実費であり、それらの積上げ計算によっている。

委託先 100 万円以上の契約については、条件を満たす契約先が猟友会しかないとしても厳密な手続のもと契約を締結するために、自然保護課競争入札等審査会設置要綱に従って

審査を実施していることを確認した。

#### イ 補助金交付事業について

①の事業については、第一種銃猟免許を取得し、県内で第一種銃猟免許に係る狩猟者登録を受けた者に 67,000 円、わな猟免許を取得し、わな猟の狩猟者登録を受けた者に 15,000 円を補助する事業である。補助金交付は平成 23 年度から実施されており、平成 23 年度の免許所持者及び登録者は前年度より増加している。しかし、平成 24 年度からは、免許登録者数が減少傾向にあり、補助金交付については県のホームページやチラシ等で周知を図っているが、一層有効に活用され、特に若手の担い手確保に繋がるように取り組まれることが望まれる。

②の事業については、有害鳥獣銃猟捕獲隊員の射撃技能の向上及び銃器による有害鳥獣捕獲活動の推進に効果的であるとして、一般社団法人山口県猟友会が行う射撃訓練に要する経費を、一人当たり 5,000 円を上限としてその 1/2 までを補助するものである。

当該事業が補助金交付要綱に基づき、適正に実施されていることを確認した。

④の事業については、近年増加してきたわな猟者に対し、捕獲に関し特に優れた技術を持つ有害鳥獣捕獲マイスターを派遣し、現地における実践的な指導を行い、わな猟者の捕獲技術の向上及び伝承を図ることを目的としたものである。ただ、上級者向けの事業であり、現時点では対象者が限定されるため、平成 26 年度の執行額はわずか 29 千円であったが、担い手の確保のため今後の活動が期待される事業である。

#### ②ニホンジカ個体数調整に対する鳥獣被害防止対策事業の有効性について

山口県の免許者状況及びシカに関する資料

年度	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年 度	平成 25 年 度
狩猟免許所持者数 (人)	3,771	3,843	4,148	3,854	3,969
狩猟者登録数 (人)	3,173	3,039	3,304	3,241	3,180
登録者割合 (%)	84.1	79.1	79.7	84.1	80.1
シカ捕獲頭数 (頭)	2,198	2,361	2,706	3,295	3,533
シカによる被害額 (百万円)	82	76	86	96	97

(出典：第 3 期 第二種特定鳥獣 (ニホンジカ) 管理計画 山口県 より作成)

シカの捕獲を行う狩猟者登録数は補助金交付にもかかわらず減少傾向にある。しかし、限られた人数で効率を高めるための施策として「銃猟捕獲隊員射撃技能研さん事業」、「銃器によるニホンジカ捕獲技術実地研修事業」、「有害鳥獣捕獲マイスターによる捕獲技術向上事業」及び「有害鳥獣捕獲隊員育成事業」を実施することにより捕獲頭数は増加しているため、技術向上を図るための実施事業は効果が出ていると考えられる。

捕獲頭数の増加には、上記の理由の他に狩猟期間の延長と捕獲頭数制限の解除を行ったこ

とも要因として挙げられる。今後、レジャー目的のハンターの呼び込み等にも力を入れ、観光収入と捕獲頭数増加の相乗効果を期待するところである。更に、シカは捕獲後の活用方法が乏しく、収益に結び付く活用方法が考案されれば自主的な狩猟も活性化すると考えられることから、産業化への検討も課題として考えられる。

#### 狩猟免許所持者数の推移（年齢構成別）

年度	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
20 代	23	8.09	26	9.68	45	8.38	46	9.89	37	10.38
30 代	118		132		145		159		146	
40 代	164		214		160		176		229	
50 代	798	91.91	781	90.32	621	91.62	504	90.11	481	89.62
60 代	2,668		2,690		3,207		2,969		3,076	
合計	3,771	100%	3,843	100%	4,178	100%	3,854	100%	3,969	100%

（自然保護課の資料提供により作成）

若手担い手確保であるが、過去 5 年で初めて 40 歳代までに占める免許所持者の割合が 10% 台と二桁になっており、今後の成果に期待ができると言える。

（意見）

但し、若手担い手者数の確保について県では目標人数は設定していないが、年度ごとの達成率を判断するため目標値を設定すべきである。

### 3 ツキノワグマ保護管理対策事業

#### （1）事業の概要

○ 担当課：環境生活部 自然保護課

○ 事業目的：西中国山地のツキノワグマは絶滅が危惧されているため保護が必要であるが、一方で、ツキノワグマは人里周辺に出没し、人身被害の恐れや農作物被害が発生していることから、地域の理解と協力を得ながらクマと共生していく道を模索する必要があるため。

○ 事業内容：

共生推進事業	ツキノワグマとの共生を図り、適正な保護管理を実施する。 ・継続 クマレンジャー設置事業 ・継続 放獣体制整備事業
--------	--

生息調査事業	生息地域、生息数等の解析調査等を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続 ツキノワグマ餌資源調査</li> <li>・継続 ツキノワグマ個体解析調査</li> </ul>
保護管理推進事業	関係者や専門家の意見・提言を受けて、特定鳥獣(ツキノワグマ) 保護管理計画を策定するとともに、クマ対策に反映する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続 西中国山地ツキノワグマ保護管理対策協議会(島根、広島、山口3県)</li> <li>・継続 山口県ツキノワグマ保護管理検討会</li> </ul>

○ 役割分担：

区 分	役 割
国	・鳥獣保護を図るための基本的指針の作成、県への指導・助言
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な保護管理の推進</li> <li>・クマ出没警報システムの推進</li> <li>・クマ有害鳥獣捕獲の許可</li> <li>・西中国山地ツキノワグマ保護管理対策協議会等の開催</li> <li>・錯誤捕獲の場合の奥山放獣</li> </ul>
市 町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クマ出没時の地元住民への周知</li> <li>・警察との連携による地元住民の生命の安全確保</li> <li>・錯誤捕獲防止の指導</li> </ul>
猟友会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クマ出没・捕獲時の安全確保(クマレンジャー)</li> <li>・緊急時のクマ捕獲活動</li> </ul>
徳山動物園等	・クマ放獣作業(麻酔作業)

○ 事業区分：継続事業

○ 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額	4,500	3,701	3,426
決算額	2,966	3,701	2,556

- 委託料等執行状況 (単位：千円)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
委託額	1,731	1,363	1,573

- 平成26年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成26年度 決算額	主な内訳
共済費	9	調査補助員用
賃金	439	調査補助員用
旅費	189	調査打ち合わせ等旅費
需用費	299	調査用資材等
役務費	47	通信運搬費
委託料	1,573	クマレンジャー設置業務 1,475 クマ放獣実施麻酔業務 98
合計	2,556	

- 財源の内訳：一般財源

- 根拠法令等：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>クマレンジャーは、「クマレンジャー設置事業実施要領」に基づき実施されていることを確認した。</li> <li>その他クマ対策として、「クマ出没速報要領」（速報体制等の整備について必要な事項を定めたもの）「クマ出没警報システム実施要領」等に沿って事業が行われているか確認した。</li> </ul>
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、	<ul style="list-style-type: none"> <li>ツキノワグマとの共生を図り、適正な保護管理は実施されているか。生息地域、生息数</li> </ul>

その効果が認められるか？	の解析調査は実施されているか。ツキノワグマ保護管理計画の策定に当たり、関係者や専門家の意見等は取り入れているか、等を検証した。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	・ツキノワグマは、絶滅の恐れのある西中国山地（島根県、広島県、山口県）の個体群の一部を構成しているが、その生息数はきわめて少なく、他の地域個体群からも孤立しているとのことであるが、この希少動物をどのように保護等しているのか確かめた。

### (3) 指摘事項及び意見

#### ① クマレンジャー設置事業、放獣体制整備事業、ツキノワグマ餌調査・個体解析調査等について

ア 西中国山地のツキノワグマは絶滅が危惧されているため保護が必要であるが、一方で、ツキノワグマは人里周辺に出没し、人身被害の恐れや農作物被害が発生しているところから、地域の理解と協力を得ながらクマと共生していく道を模索する必要がある。そのためクマレンジャー設置事業は、クマ出没・捕獲時の安全確保への迅速な対応への体制整備が図られているか。

イ 放獣体制整備事業は、捕獲されたツキノワグマの放獣体制を整備するものであり、ツキノワグマの保護に必要なものである。そのため、ツキノワグマ餌資源調査・個体解析調査により、西中国山地におけるツキノワグマのより詳細な生息密度・生育動向は把握できているか。

ウ その他、特定鳥獣保護管理計画の策定や計画の評価・検討を継続的に必要があることから、西中国山地ツキノワグマ保護管理対策協議会があるが、どれだけ機能しているか。

等について監査を実施したが、指摘事項等は見受けられなかった。

#### 4 鳥獣保護区等設置事業

##### (1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 自然保護課
- 事業目的：多様な野生鳥獣の生息環境保全を図る。
- 事業内容：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき策定している鳥獣保護管理事業計画に沿い、鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区

の指定を行う。

①鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区の設置

平成 26 年度設置個所数

ア 鳥獣保護区（更新）13 か所（13,163ha）

イ 鳥獣保護区特別保護地区（再指定）5 か所（276ha）

②鳥獣保護員の設置

平成 26 年度 46 人

○ 事業区分：継続事業

○ 予算額と決算額の推移

（単位：千円）

区分	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
当初予算額	6,350	6,292	6,292
決算額	5,806	5,826	5,855

○ 平成 2 6 年度決算額の内訳

（単位：千円）

節	平成 2 6 年度 決算額	内 訳
報酬	5,524	鳥獣保護員報酬
旅費	157	県職員旅費等
需用費	157	鳥獣保護区案内板等
役務費	17	通信費
合 計	5,855	

○ 財源の内訳：一般財源

○ 根拠法令等：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	・鳥獣保護員は、山口県鳥獣保護員設置要綱に基づき任命されていることを確かめた。 ・鳥獣保護員に対する報酬の支払手続きは、県の定める規則等に基づいて行われている

	<p>ことを確かめた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>案内板の発注手続き、支払手続きは、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。</li> </ul>
<p>②【有効性について】</p> <p>当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣保護に精通した地域のリーダーが就任することにより、狩猟事故防止や、違法捕獲の抑制が図られているかを検討した。</li> </ul>
<p>③【経済性、効率性について】</p> <p>当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>案内板は、県として一括発注等が行われていることを確かめた。</li> </ul>

### (3) 指摘事項及び意見

#### ①狩猟事故及び違法捕獲（鳥獣保護及び狩猟に関する法令違反）の状況について

##### ア 狩猟事故の状況について

狩猟事故とは、狩猟や有害鳥獣捕獲中の人身事故のことであり、動物に襲われたり、猟の最中に転倒した怪我なども含まれる。近年、全国的に狩猟事故が多発しているため、安全対策の強化が求められているところである。

ところで山口県の過去の狩猟事故の状況については、件数が過少であるため集計表等による管理はしていないが、個別の狩猟事故については環境省にその都度報告を行っており、その記録は保存している(平成26年度は1件を報告(平成27年3月.11日(水)発生、イノシシによる人身被害状況報告)。

また、狩猟免許の更新講習時等においては、講習テキストとして採用している資料に(「狩猟読本」：一般財団法人大日本猟友会 発行)、本県分を含めた全国の狩猟事故発生状況が整理された情報(＝出典は国(環境省))が掲載されており、これにより狩猟者に注意喚起を図っている。また、ハンターに対し注意喚起を促すチラシを作成するなど、県独自の注意喚起の取り組みも図っている。

##### イ 違法捕獲の状況について

(意見)

違法捕獲とは、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法)では、原則として、野生の鳥獣を捕獲することを禁止しているにかかわらず、その法律に違反して捕獲することである。

山口県の過去5年間の法令違反件数の推移と平成23年度都道府県別の法令違反件数の明細は、以下のとおりである。



(ア) 山口県の件数の推移

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
件数（*）	7	3	5	3	6

（出所：自然保護課）

\*この数値は当該年度に検挙された件数であり、検察庁又は裁判所における決定が次年度以降になされた件数も含む。

(イ) 平成 23 年度 都道府県別鳥獣保護及び狩猟に関する法令違反の件数の明細

	都道府県名	件数		都道府県名	件数		都道府県名	件数
1	北海道	16	17	石川	2	33	岡山	2
2	青森	1	18	福井	-	34	広島	3
3	岩手	3	19	山梨	-	35	山口	3
4	宮城	1	20	長野	-	36	徳島	2
5	秋田	2	21	岐阜	23	37	香川	2
6	山形	3	22	静岡	53	38	愛媛	20
7	福島	1	23	愛知	7	39	高知	36
8	茨城	1	24	三重	3	40	福岡	-
9	栃木	42	25	滋賀	1	41	佐賀	-
10	群馬	-	26	京都	20	42	長崎	-
11	埼玉	18	27	大阪	-	43	熊本	1
12	千葉	3	28	兵庫	3	44	大分	1
13	東京	-	29	奈良	24	45	宮崎	4
14	神奈川	13	30	和歌山	3	46	鹿児島	4
15	新潟	4	31	鳥取	1	47	沖縄	-
16	富山	-	32	島根	-		合計	326

（出所：環境省ホームページ）

狩猟免許の保持者に対する法令違反の防止の取組については、毎年狩猟登録時に狩猟者に配布している「狩猟読本」に法令遵守についてわかりやすく記載されているので、これを熟読するよう指導している。また、各農林事務所で行う 3 年に一度の狩猟免許更新時に狩猟違反防止に向けて講習を実施し、（一社）山口県猟友会の地区猟友会長・事務担当者会議等において、ことある毎に狩猟者を対象に違反防止の啓発を図っている。

一方、（一社）山口県猟友会においても狩猟指導員を設置し、狩猟現場において違反・事故がないよう指導、さらに事故防止対策事業を実施し、技術の向上や法令遵守に取り組んでいる。機関誌「猟友やまぐち」においても「銃撃事故の防止マニュアル」等により事故防止に向けての啓発が図られている。

ただ、狩猟免許保持者以外の一般県民については、鳥獣保護法の理解が充分ではないと思われ、法に違反する虞がないとは言えない。従って、法令違反件数が零の都府県が 47 都道府県中 12 都府県 (25.5%) もあることから、山口県としても法令違反件数が零となることを目指して、狩猟免許保持者への指導のみならず、鳥獣保護思想の普及を含めた一般県民の鳥獣保護法への十分な理解が得られるよう、県のホームページ、広報誌等を通じて県民へ情報発信していただきたい。

② 鳥獣保護員が提出する業務内容報告書の期限後提出について

(指摘事項)

鳥獣保護員とは、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 78 条及び山口県鳥獣保護員設置要綱 (以下「要綱」という) に基づき、非常勤職員として知事が任命している。

そして、その職務内容は、

- 鳥獣保護区、休猟区、猟区、店舗等の場所の立ち入り、狩猟者その他の者の所持する鳥獣若しくはその加工品又は鳥類の卵の検査
- 鳥獣保護区、休猟区等狩猟制限区域の管理
- 狩猟の指導及び取締り、有害鳥獣駆除の指導 等

様々な活動を行っている。ここで、要綱では第 9 条第 2 項において、その月の活動の結果としての業務内容報告書の提出を翌月 10 日までに求めている。

そこで、サンプルとして抽出した、萩農林事務所のある鳥獣保護員の年間の業務内容報告書を閲覧したところ、平成 26 年 10 月分については 11 月 25 日日付であり、また 11 月分は同様に 11 月 25 日であった。この理由として、11 月分は実施内容が 11 月 15 日までしかないため、10 月分と合わせて提出したものと思われる。さらに、平成 27 年 1 月分と 2 月分については、日欄がそれぞれ空欄であった。

県は、同報告書を期限内に提出するように、また、日付欄はすべて記入するように指導する必要がある。

③ 鳥獣保護員に対する研修計画について

(指摘事項)

県が定める「第 11 次鳥獣保護管理事業計画」では、以下のように鳥獣保護員に対する研修計画を定めている。

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容	備考
鳥獣保護員研修	県	4 月～ 12 月	2 回	事務所単位	46 人	・鳥獣保護員としての資質の維持・向上 ・所要の知識等の習得	

その平成 26 年度における各農林事務所の研修の実施状況を質問したところ、次のような回答であった。

- 年 1 回の研修（説明）会を実施している農林事務所は、2 事務所である。
- その他の 4 農林事務所については、必要に応じ、個別説明等により対応している。

鳥獣保護員に対する研修等については、各農林事務所管内の実情に応じ開催しているが、継続更新に該当する鳥獣保護員が多数を占めることから、内容に重複する事項も多く、研修計画に沿った実施とはなっていないのが現状である。従って、研修計画については、所期の目的が十分達成されることを前提に、実態に合致するよう次期の鳥獣保護管理事業計画の策定時に、見直しを行う必要がある。

#### ④鳥獣保護員の選任状況の改善について

（意見）

平成 25 年度の萩農林事務所における鳥獣保護員の状況は、以下の通りである。

NO	担当区域	氏名	年齢	新・再	活動期間	
1	旧萩市	A	72	再	S50.4.1	39 年間
2	旧川上村	B	73	再	H23.4.1	3 年間
3	旧田万川町	C	61	再	H25.4.1	1 年間
4	旧むつみ村	D	78	再	H12.4.1	14 年間
5	旧須佐町	E	69	再	H21.4.1	5 年間
6	旧旭村	F	70	再	H22.4.1	4 年間
7	旧福栄村	G	66	再	S60.4.1	29 年間
8	阿武町	H	67	再	H22.4.1	4 年間

（出所：自然保護課）

#### 狩猟免許所持者数

（単位：人）

区分		免許種類別				実人数
		わな	第 1 種銃猟	第 2 種銃猟	合計	
萩市	旧萩市	73	62	2	137	106
	旧川上村	19	11		30	22
	旧田万川町	15	27	1	43	32
	旧むつみ村	33	28	6	67	51
	旧須佐町	34	10	1	45	38
	旧旭村	37	25		62	45

	旧福栄村	49	27		76	58
	小計	260	190	10	460	352
	阿武町	23	20		43	32
	計	283	210	10	503	384

(注) 免許種類別人数は、重複取得があるため実人数とは一致しない。

(出所：自然保護課)

鳥獣保護員の要件としては、鳥獣保護管理員設置要綱（以下、「設置要綱」という）第3条第1項の厳格な規定による要件から適当と認める者を任命しているが、「熱意、人格、指導力、行動力」など定性的な判断基準が含まれる。なお、現実の人選にあたっては、各農林事務所長が、狩猟免許所有者等の中から、市町担当者及び地区猟友会事務局等の意見を参考に選定し、直接本人へ意向確認を行っている。また、会社勤務の場合など時間的制約等があることから本人の承諾を得られないケースも多く、必然的に65歳以上の鳥獣保護員が主体となっているのが現状である。加えて、山陰地区の地域特性や狩猟者等の減少・高齢化が進んでいることから、鳥獣保護員の高齢化や活動期間が長期に亘ることも十分理解しえることではある。

しかしながら、活動期間が39年の保護員や29年の保護員など、超長期に亘る人がいる一方で、活動期間が1年の人もいる。また、設置要綱では、鳥獣保護員の年齢を原則として25歳以上65歳未満（但し、農林事務所長が認める場合にはその限りではない。）と規定しているが、実際には規定年齢をはるかに超えた78歳の人もいる。確かに「熱意、人格、指導力、行動力」という判断基準は重要と考えるが、一方で人は育てるもの、という姿勢も重要であると考え。しかも、特定の個人に報酬である県費が固定化していることも事実である。従って、予め、複数名の将来の鳥獣保護員になりえる方を事前に人選しておく等の対応を考える必要がある。

## 5 野生鳥獣適正管理事業

### (1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 自然保護課
- 事業目的：ニホンジカの適正生息頭数を維持するため。
- 事業内容： 山口県のニホンジカは県のレッドデータブック（\*）で「絶滅のおそれのある地域個体群」とされる一方、ニホンジカによる農林業被害は深刻な状況となっている。このため、特定鳥獣保護管理計画において本県のシカの適正生息頭数を500頭と定め捕獲対策等を実施しているが、適正な生息頭数を維持するため生息数や生息分布等の調査を実施する（捕

獲は対象外)。平成 26 年度はツキノワグマの生息数調査も実施しているがツキノワグマの生息調査は 26 年度及び 27 年度の 2 期間で行われるものであり 26 年度の調査を終えた時点では結果分析等はなされていない。

用語解説：レッドデータブック（＊）

絶滅の恐れがある野生生物の種を選定し、その生息・生育状況を解説した報告書をいう。名称は国際自然保護連合（IUCN）が初めて発行したものの表紙が赤だったことによる。

○ 事業区分：継続事業（当該事業名としては平成 22 年度から）

○ 予算額と決算額の推移 （単位：千円）

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	1,537	1,193	6,587
決算額	1,479	1,176	3,745

○ 委託料等執行状況

委託契約はなし（山口県農林総合技術センターに令達）

○ 平成 26 年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	平成 26 年度 決算額	主な内訳
共済費	13	調査補助員用
賃金	625	調査補助員用
需用費	29	燃料代等
役務費	10	通信費
負担金補助 及び交付金	3,068	西中国山地ツキノワグマ保護管理対策協議会 調査負担金
合計	3,745	

○ 財源の内訳：一般財源

○ 根拠法令等：鳥獣保護法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
<p>①【<b>合規性について</b>】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費について、支出の実在性（雇用の実在性として出役簿の閲覧含む）や正確性を検証した。</li> <li>・日々雇用（作業員）の手続き（雇用条件の明示など）や源泉対応を検証した。</li> <li>★源泉所得税の取り扱いがある。</li> <li>★雇用契約書等はないが出役簿で勤務実態を管理している。</li> </ul> <p>今後、マイナンバー制度が導入される中で、日々雇用であっても雇用における事務手続きとして、包括的に書面のやり取りが必要ではないかと考えるが、現在取り組みを検討中とのことであり問題はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ツキノワグマ保護管理対策協議会への負担金支出については、経費支出何を査閲した。</li> </ul>
<p>②【<b>有効性について</b>】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生息調査対象地域の有効性を質問した。</li> </ul> <p>下関・長門・美祢の山口県西部（元来ニホンジカが多く生息しているとされるエリア）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニホンジカ捕獲数の推移表を入手検討した。</li> <li>・農林被害の推移表を入手検討した。</li> <li>・環境保全審議会の議事録及び山口県シカ対策検討会議事録を閲覧した。</li> <li>・山口県シカ生息調査報告、西中国山地ツキノワグマ生息調査事業報告を閲覧した。</li> </ul>
<p>③【<b>経済性、効率性について</b>】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？</p>	<p style="text-align: center;">同上</p>

(3) 指摘事項及び意見

①上記手続きの結果、指摘事項等はない。

本事業はあくまでニホンジカ・ツキノワグマの生息数調査であり、適正数を維持するた

めに関係機関（狩猟捕獲など）に結果報告を行うものである。その意味では事業目的は達成されているといえる。ツキノワグマについては、島根県・広島県・山口県が主体となる西中国山地ツキノワグマ保護管理対策協議会の事務局に対する負担金の支出であり、本協議会が行う保全調査事業は平成 27 年度の調査を終えて結果が報告されるため、現時点では事業継続中という位置づけになる。

## 6 放鳥事業

### (1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 自然保護課
- 事業目的： ヤマドリ及びキジの生息数は急速な減少傾向にあり、積極的な保護繁殖を図るとともに、狩猟資源を確保するために増殖事業を実施する。  
ヤマドリ及びキジの放鳥については、既に生産体制が確立されており、鳥獣保護事業計画に沿って放鳥を行う。

### ○ 事業内容：

事業	事業概要
ヤマドリの放鳥	人工増殖により生産されたヤマドリを野生化訓練の後、鳥獣保護区に放鳥する。(200羽)
キジの放鳥	人工増殖により生産されたキジを野生化訓練の後、休猟区等に放鳥する。(1,680羽)

県の放鳥計画に見合う生産量を確保するために、(社)山口県猟友会及びキジ・ヤマドリ生産協議会を中心に、計画的に人工増殖を図るとともに野生化訓練を行う。また、人工増殖に際しては、地域個体群間の交雑を防ぐため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体のみを対象とする。なお、近親交配による遺伝子の劣化を防ぐため、必要に応じて、野生から新たな個体の導入を図り、健全なキジ、ヤマドリの育成に努める。

### ○ 事業区分：継続事業

### ○ 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	11,824	11,824	12,158
決算額	7,749	9,446	9,410

○ 平成26年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成26年度 決算額	主な内訳
旅費	10	打合せ等旅費
需用費	144	放鳥用標識等
委託料	9,256	ニホンキジ・ヤマドリ放鳥事業 8,742 カワウ生息実態等調査業務(一部) 391 自然記念物解説板補修業務(一部) 123
合計	9,410	

○ 財源の内訳：一般財源

○ 根拠法令等：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【 <b>合規性について</b> 】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	・支出支払手続及び委託契約手続は、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。
②【 <b>有効性について</b> 】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	・鳥獣保護事業計画に沿って放鳥を行い、ヤマドリ及びキジの保護繁殖が図られるとともに、定着が図られているか検討した。
③【 <b>経済性、効率性について</b> 】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	・初猟日におけるヤマドリ、キジ出合数の推移を確認した。

(3) 指摘事項及び意見

①キジ、ヤマドリの放鳥計画について

県は、下記の通り「第11次鳥獣保護管理事業計画書」において放鳥計画及び種鳥の入手計画を定めている。



ア 放鳥計画

種類名	放鳥の地域	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽
キジ	鳥獣保護区	20		20		20	
	休猟区	12		12		12	
	計	32	1,680	32	1,680	32	1,680
ヤマドリ	鳥獣保護区	6	200	6	200	6	200

イ 種鳥の入手計画

種類名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	委託生産 (羽)	委託生産 (羽)	委託生産 (羽)
キジ	1,680	1,680	1,680
ヤマドリ	200	200	200

ウ 初猟日におけるヤマドリ、キジ出合数の推移

年度	ヤマドリ					
	聴取 人員(人)	オス(羽)	メス(羽)	性別 不明(羽)	合計(羽)	羽/人
24 年度	669	109	63	20	192	0.29
25 年度	770	112	73	44	229	0.30
26 年度	737	147	66	30	243	0.33

年度	キジ					
	聴取 人員(人)	オス(羽)	メス(羽)	性別 不明(羽)	合計(羽)	羽/人
24 年度	724	420	290	33	744	1.03
25 年度	832	477	280	40	797	0.96
26 年度	747	537	319	31	887	1.19

県は放鳥計画通りに放鳥を行い、また個体の定着状況については、上記に示すように「初猟日におけるヤマドリ、キジの出合数の推移」に基づいて調査を行い、個体が定着していることを確認している。また、環境省は今後の希少鳥獣の保護計画等国の方針を決定するための根拠数値として、毎年、全国都道府県から報告を受けている。

監査の結果、特に指摘事項、意見はなかった。

## 7 生態系保全対策促進事業

### (1) 事業の概要

○ 担当課：環境生活部 自然保護課

○ 事業目的： 山口県の豊かな自然環境を保全するため、地域主体による保全活動を推進するとともに、生態系等に深刻な影響を及ぼす特定外来生物について、防除実施計画を策定する。

○ 事業内容：

事業名	内容
①生態系保全活動支援事業	○本県において特に貴重かつ重要な生態系の保全活動を行っている地域に対し、コーディネーターを継続的に派遣し、専門的な助言と提案を行うことにより、取組を促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・オオサンショウウオの保護活動（岩国市）</li> <li>・ニホンアワサングの保全活動（周防大島町）</li> </ul>
②特定外来種対策事業	○在来の生態系への影響や農作物等の被害が懸念される、特定外来生物であるアライグマ・ヌートリアについて、特定外来生物法に基づく防除実施計画を作成し、被害防止対策を推進 <p>【計画内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防除目標、区域、期間</li> <li>・捕獲の方法及び推進体制</li> <li>・モニタリング方法等</li> </ul>

○ 事業区分：平成 26 年度

○ 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成 26 年度
当初予算額	2,360
決算額	1,819

○ 委託料等執行状況

なし

○ 平成 26 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 26 年度決算額	主な内訳
報償費	616	コーディネーター謝金等
旅費	878	コーディネーター旅費等
需用費	297	外来生物防除対策に係る調査資材等
役務費	28	通信費
合計	1,819	

○ 財源の内訳：一般財源

○ 根拠法令等：生物多様性基本法

外来生物法

鳥獣保護法等

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【 <b>合規性について</b> 】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生物多様性基本法」に基づいて地域の生態系保全活動支援を実施していることを確認した。</li> <li>・外来種の防除は、「外来生物法」に則って、「鳥獣保護法」等の関係法令を遵守し、実施していることを確認した。</li> </ul>
②【 <b>有効性について</b> 】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネーターを招いての保全活動支援の有効性について検討した。</li> <li>・外来生物の防除計画の有効性について検討した。</li> </ul>
③【 <b>経済性、効率性について</b> 】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家が参加することによる保全活動の促進結果について、その経済性、効率性を検討した。</li> <li>・防除活動の主体を担うのは市町であるが、防除区域の広域性にかんがみて県と市町が共同して計画を策定し、防除を行うことの経済性及び効率性を検討した。</li> </ul>

### (3) 指摘事項及び意見

当該事業は、生態系の保全を図るため、地域保全活動の支援と外来種の防除を実施している。

#### ①生態系保全活動支援事業について

コーディネーター派遣の実施及び事業への参加者は次の通りである。

##### ○オオサンショウウオの生息地視察及び普及啓発行事

第1回 平成27年1月26日・27日 岩国市錦町 参加人数80人

第2回 平成27年2月28日・3月1日 岩国市錦町 参加人数60人

##### ○ニホンアワサンゴ

第1回 平成26年9月24～25日 周防大島町 参加人数14人 意見交換

第2回 平成26年10月26～27日 周防大島町 参加人数6人 ハイキング大会・潜水調査

第3回 平成26年11月25～26日 周防大島町 参加人数6人 状況確認

第4回 平成27年1月25～26日 周防大島町 参加人数150人 周防大島自然環境保全シンポジウム

第5回 平成27年2月24日 周防大島町 参加人数10人 中間報告

第6回 平成27年3月20日 周防大島町 参加人数20人 協議会への報告

環境保全については、「海を守るには山から」というように利害関係者が多岐に渡るため、特に地域住民の理解と協力が不可欠である。自然環境の保全には経済的な理由等から関係者からの反発が起こることもある。無用な自然破壊や地域との軋轢を防止するために専門コーディネーターを活用しながら、地域住民の理解を深め協力を得るための啓発活動を行っている。

平成26年度は、保全すべき生態系の中でも緊急性を要するものとして、オオサンショウウオとニホンアワサンゴを選別し、その保全活動を支援している。

周防大島町の地家室の白髪磯周辺のニホンアワサンゴ群生は日本最大であり、海域公園のシンボルとして観光資源としても有用である。しかし、ダイバーや観光客が増えれば地域住民の生活や漁業者の生産活動に何らかの影響を及ぼすことが考えられ、更に、海域を守るためには、山主や農家の農薬使用量削減への協力が必要不可欠となる。こうした懸念を払拭し協力を得るためには、まず全ての地域住民に関心を持ってもらうことが重要である。こうしてみると、平成27年1月25、26日に開催された「周防大島自然環境保全シンポジウム」には150人の参加者があり、地道な啓発活動が功を奏しているものと考えられる。

オオサンショウウオの保護活動についても、専門家による熱心な研究活動やその成果の発表講演等を繰り返すことにより住民の関心も徐々に高まり、オオサンショウウオの生態

等に関する理解が進んだ結果、保護活動にも協力を得られるようになっている。

以上のような効果から、一般に馴染みが少なくその保護の有用性を理解してもらうためには、専門家の助言や提案を得ることは有用な一つ的手段であると認められる。ところで、平成 26 年度の執行額はコーディネーターへの支払いが決算額の 80%以上を占めている。このコーディネーターの派遣については、地域の活動組織からの要請によって行われるものであるが、「生態系保全活動支援事業実施要領」に則って適正に執行されていることを確認した。

## ②特定外来種対策事業について

特定外来生物の防除には「外来生物法」が適用され、「鳥獣保護法」等の関係法令を遵守しながら実施しなくてはならない。

本年度の実施内容は外来生物法に基づく防除計画の作成であり、「山口県ヌートリア・アライグマ防除実施計画書」が平成 27 年 1 月に作成され、2 月に国の確認を受けている。

具体的な防除の対象としてヌートリア及びアライグマ（カニクイアライグマ含む）の 2 種が選定されているが、県内での被害額及び捕獲数は次の表の通りとなっている。

ヌートリア及びアライグマの捕獲状況と農業被害額の推移 平成 26 年 11 月末時点

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ヌートリア	捕獲頭数	2	11	17
	農業被害額（千円）		46	
アライグマ	捕獲頭数	26	49	13
	農業被害額（千円）	376	148	未測定

（出典：山口県ヌートリア・アライグマ防除実施計画書）

平成 20 年時点のデータで、全国での被害総額はヌートリア 120,000 千円、アライグマ 195,585 千円となっている。上記の表から現時点で山口県内では緊急性を感じる状況では無いように思われるが、いずれも西日本を中心に繁殖しており、繁殖率が高く天敵の少ない外来生物を放置しておくとも将来的に被害が増大することが予測されるため、侵入初期段階で根本的な対策を施し絶滅させることが急務である。

また、実際の保全活動や防除活動を実施するのは市町及び地域であるが、県はその広域性等にかんがみて、防除計画の策定や専門家派遣による活動支援を行い、情報の共有及びノウハウの蓄積等を行うことが経済的、効率的であるため、県の取り組みは妥当であると考えられる。

## 8 環境保全型農業直接支援対策事業

### (1) 事業の概要

○ 担当課: 農林水産部 農業振興課

○ 事業目的: 農業分野においても地球温暖化防止、生物多様性保全に積極的に貢献していくことが重要となっている。このため、農業者等が化学肥料・化学合成農薬の 5 割低減の取り組みとセットで、地球温暖化防止を目的とした、農地土壌への炭素貯留に効果の高い営農活動や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援を行うことを事業目的としている。

○ 事業内容:

事業	事業概要
環境保全型農業直接支援対策事業	化学肥料・化学農薬を 5 割以上低減する取り組みとセットで地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行う農業者に対して支援を行う。なお、国の直接交付と地方公共団体の直接交付が同時になされる事業となっている。

○ 事業区分: 継続事業

○ 予算額と決算額の推移 (単位: 千円)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	24,933	20,368	14,695
決算額	8,995	9,655	9,353

○ 委託料等執行状況

	決算額(千円)	負担金、交付金の名称	交付先名称
平成 26 年度	8,749	農業振興対策事業費補助金外 1 件	下関市外 20 件
平成 25 年度	9,063	農業振興対策事業費補助金外 1 件	下関市外 20 件
平成 24 年度	8,323	農業振興対策事業費補助金	下関市外 22 件

○ 平成 26 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 26 年度 決算額	主な内訳
旅費	115	推進事務経費
一般需用費	483	推進事務経費
使用料及び賃借料	7	推進事務経費
負担金補助金及び 交付金	8,749	環境保全型農業直接支援対策交付金
合 計	9,353	

○ 財源の内訳: 一般財源

○ 根拠法令等:環境保全型農業直接支援対策実施要綱

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【 <b>合規性について</b> 】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか?	「環境保全型農業直接支援対策実施要綱」および「環境保全型農業直接支援対策実施要領」に基づいているかについて検討を行った。
②【 <b>有効性について</b> 】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか?	効果測定は(「環境保全型農業直接支払交付金」にかかる効果測定調査)にて検討を行っているため、当該資料を閲覧及び質問を行った。
③【 <b>経済性、効率性について</b> 】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか?	国の実施要綱で定められている金額を補助するものであることから、経済性及び有効性については検討の範囲外とした。

(3) 指摘事項及び意見

①合規性について

「環境保全型農業直接支援対策実施要綱」及び「環境保全型農業直接支援対策実施要領」に基づいて事業は実施されている。

## ②有効性について

平成 23 年度から平成 26 年度までの環境保全型農業直接支払交付金、エコファーマー認定者数、エコやまぐち農産物認証、有機 JAS 農家戸数等についての調査を行っている。当調査においては一定の増加傾向がみられる。

また、平成 24 年度が環境保全型農業直接支援対策事業の対象となる面積が 374ha、平成 25 年度が 453ha、平成 26 年度が 445ha と平成 24 年度と比較して増加している。土壌中の炭素を貯留することで地球温暖化防止を目的とするものであることから、対象面積が増加すればより環境保全の効果が高まり事業の有効性が高まると考えられる。

## ③経済性・効率性について

上記記載の通り。

### 9 需要対応型産地育成事業

#### (1) 事業の概要

○ 担当課：農林水産部 農業振興課

○ 事業目的： 安心・安全な農産物の生産・供給の強化に向け、意欲ある法人等への JGAP（\*）導入を推進するとともに、エコやまぐち農産物の生産を拡大する。

用語解説：JGAP（\*）

食の安全や環境保全に取り組む農場や JA 等の生産者団体が活用する農場・団体管理の基準であり、認証制度である。農林水産省が導入を推奨する農業生産工程管理手法の 1 つである。

○ 事業内容： 1. 県域推進体制の確立、 2. 地域のモデルづくりの推進、 3. 地域への JGAP 定着の推進、 4. 生産技術支援・情報発信

○ 事業区分：継続事業（平成 25 年度開始）

○ 予算額と決算額の推移（単位：千円）

区分	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	12,000	12,000
決算額	5,708	5,473

○ 委託料等執行状況

委託契約なし



○ 平成26年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成26年度 決算額	主な内訳
共済費	43	普及活動経費
賃金	2,449	普及活動経費
報償費	345	普及活動経費
旅費	1,035	普及活動経費
一般需用費	1,140	普及活動経費
食糧費	3	協議会外部委員お茶代
役務費	203	普及活動経費
使用料及び賃借料	78	普及活動経費
負担金補助及び交 付金	177	農業振興対策事業費補助 金
合 計	5,473	

○ 財源の内訳：一般財源、国庫補助

○ 根拠法令等：JGAP 自体根拠法令なし（「食料・農業・農村基本計画」において推進が明文化）

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【 <b>法規性について</b> 】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連書類を閲覧した。</li> <li>・決算（賃金）について、山口農林事務所への令達分をサンプルで入手し閲覧した。</li> </ul>
②【 <b>有効性について</b> 】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JGAP 認証件数の実績を確認した。</li> <li>・JGAP 指導員の育成状況を検討した。</li> <li>・エコやまぐち認証件数の実績を確認した。</li> </ul>
③【 <b>経済性、効率性について</b> 】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	同上

### (3) 指摘事項及び意見

#### ① 賃金の支払い手続きについて

山口農林事務所への令達予算 316,000 円について、臨時職員（日々雇用）の出勤状況整理簿及び支出負担行為支出票を確認した。関連書類の閲覧の結果、問題はない。

#### ② JGAP 認証件数について

平成 26 年度末における山口県の JGAP 認証件数は 7 件であり、平成 25 年度から比べて 2 件純増となった。平成 29 年度末までの目標値は 12 件（山口県の 8 農林事務所ですべて 1 件は取得目標）であり、現行ペースで考えると達成可能と考える。

#### ③ エコやまぐち認証件数について

平成 26 年度末における山口県のエコやまぐち認証件数は 357 件であり、平成 25 年度から比べて 17 件純増となった。平成 29 年度末までの目標値は 530 件であり、JGAP と同じく現行ペースで考えると達成可能と考える。

#### ④ JGAP 指導員の育成について

JGAP 認証に際しては前提として JGAP 制度自体を理解し、認証に向けて取り組みをサポート出来る体制を構築する必要がある。現在、山口県では 65 名の指導員がおり、この他にも JGAP を先行して取得した農業者や県の職員等に向けて指導員となるべく育成に力を注いでいる。農業従事者が多い山口県においては、JGAP の促進を加速度的に早めるためにもこの指導員を増員させる取り組みが必要になり、県の取り組み方針は概ね問題はないと考える。ただ、以下のような疑問点があるため、所管課に質問を行った。

「

- JGAP 認証を促進させる意図はバイヤー（仕入業者）との取引優位性を向上させるため（安心・安全な商品性をアピールできる）
- JGAP は安心安全な農産物の供給拡大を目的としているが、高品質であるかの誤解を招くのではないか？
- JGAP の認証がないと安心安全ではないという誤解を招くのではないか？山口県の中でも認証を取得していない農業者数は依然として多く、これら未取得者の農業振興に影響が出ないか？

JGAP は「より」安心安全な農産物の供給拡大が目的なはずであり、それが無いことが欠陥品のように受け取られるような状況にしてはいけない。そこで、あくまで「より一層の」安心安全品であるという（逆に言えば、認証がなくても安心安全性に問題がない）啓発を農業者以外の消費者向けにも行うべきである。そうしないと、認証のない農産物に対する購入意欲が減退し、ひいては未取得者の農業振興に悪影響を及ぼしかねない。」

それに対して、以下のような回答を得た。

「県では、JGAP 指導員を育成する研修において、取得の目的が『「糖度が高い」「食感が良い」といった高品質の保証ではなく、安心安全な農産物の供給拡大である』ことを十分周知しているため、これにより認証取得希望者に対しても指導がなされ、これが徹底されている。

また、地域の農業者に対する周知として、JAグループと組織する山口県地域農業戦略推進協議会（農協中央会、全農山口、やまぐち農林振興公社、県で組織）において、各地域における安心・安全対策として JGAP が推進されており、ここにおいて、地域の農業者に対して正しい知識の普及に努めている。

なお、（農業者以外の）消費者への周知については、JGAP 認証を取得した農産物の販売時には、消費者が制度の趣旨を正しく理解できるような周知（＝商品と並べて制度の紹介、表示等を行う等）を行うよう、生産者に対し（認証取得時に）指導している。」

なお、JGAP の認証件数が少ないため、まだスーパー等で見かけることは少ないかもしれないが、販売時にはパンフレット等が活用され、制度の趣旨の周知が図られていることを確認した。また、生産者の HP 【<http://negizanmai.web.fc2.com/jgap.html>】 や、販売者の HP 【<http://www.kol-net.jp/hpgen/HPB/entries/66.html>】 においても JGAP について周知が図られていることを確認した。

また、以下のような疑問点も考えられるところであり、これについても質問を行った。

「JGAP の認証には年間 5 万円～10 万円の認証コストが発生する。このコストは規模の大小に係らず固定的に発生するものであり、大規模に法人化して農業経営を行っている農業生産法人の方が取得に前向きになりやすく費用負担割合も低くなる傾向にある。

一方で山口県としては今後も JGAP 認証を促進させたい意向であり、依然として多くいる個人農業従事者がいかに JGAP を軽微な負担で導入できるかの施策を講じるべきである。農業協同組合を通じて団体認証という手法もあるとのことであるが、現時点では団体認証による実績はゼロであり普及啓発活動が期待される。」

それに対して、以下のような回答を得た。

「県が JGAP を推進する目的は、事故予防対策の手法を活用し、安心・安全な農産物を生産拡大することにあるが、認証取得時の審査項目は、HP 等により広く一般に公表されている。

よって、認証コストの負担が難しい個人の生産者（個人農業従事者等）であっても、この審査項目を活用して（自らの事故予防対策の手法を）改善することにより、経費を発生させることなく、安心・安全な農産物の生産拡大を推進することができるものと考えている。

このため、県（農林事務所職員等）では、個人の生産者（個人農業従事者等）に対して、

各地域で開催される栽培技術研修等の場で、この認証項目等に基づく指導等を行うことにより、JGAP手法の活用による安心・安全な農産物生産拡大に努めており、今後もこうした活動を実施していくこととしている。」

審査項目は県のホームページではなく、日本 GAP 協会の下記アドレスから「管理点」をダウンロードすることができることを確認した。[http://jgap.jp/LB\\_01/index.html](http://jgap.jp/LB_01/index.html)

## 10 豊かな森林づくり推進事業

### (1) 事業の概要

- 担当課：農林水産部 森林整備課
- 事業目的： 全国に先駆けて実施している公益森林整備事業などの取り組みを確実にするために、事業実施箇所におけるフォローアップを行うとともに、本県の森林の特性等を踏まえた豊かな森林づくりを進めるための先進的な事業等を実施して、これからの森林づくりに必要な新たな提案等を行う。
- 事業内容：

事業区分	対象事業地
<b>① 公益森林整備事業地等のフォローアップ事業</b>	
公益森林整備事業地における広葉樹の植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地形、地質、土壌条件等で広葉樹の植栽が必要な箇所</li> <li>・周辺森林に広葉樹林がなく自然発芽が困難な箇所</li> </ul>
<b>② 地域特性を考慮した本県の独自課題に対応するモデル事業</b>	
耕作放棄地における竹繁茂対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・竹が繁茂し拡大の発生源となっている箇所</li> <li>・竹が繁茂し景観を著しく損なっている箇所</li> </ul>
荒廃したアカマツ林の再生対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アカマツしか育たないせき悪林地等で荒廃している箇所</li> <li>・荒廃により土砂防止等の機能が低下している箇所</li> </ul>
市町からの提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町からの提案による荒廃した森林</li> </ul>

平成 21 年度に実施した「森林づくり県民税の見直し」において、県民意識調査や意見交換会、市町からの意見聴取結果等を踏まえ、やまぐち森林づくり推進協議会から下記の基本方針に沿った事業継続が適当との意見が示されている。

- ・森林づくり県民税は税制度として継続し、実施期間は 5 年間（平成 22～26 年度）
- ・第 2 期（平成 22～26 年度）における新たな事業として本事業を実施する。

やまぐち森林づくり県民税を活用した事業であり、本事業により次のような効果が期待できる。

- ・公益森林整備事業地等における森林の早期の機能回復
- ・本県の森林の特性等を踏まえた森林の機能回復に必要な新たな提案等

○ 事業実施期間：平成 22 年度から平成 26 年度

○ 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	13,000	14,500	9,677
決算額	12,570	13,209	9,048

○ 委託料等執行状況

下関市 1,147 千円

防府市 378 千円

○ 平成 26 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 26 年度 決算額	主な内訳
旅費	48	現地調査（農林事務所等）48
需用費	51	消耗品費（農林事務所等）51
役務費	28	通信費（農林事務所等）28
委託料	1,525	公益森林整備事業地等のフォローアップ事業の実施（2 市）1,525
使用料及び賃借料	20	高速代（農林総合技術センター）20
負担金補助及び交付金	7,376	市町からの提案による事業実施（3 市）7,376
合計	9,048	

○ 財源の内訳：その他（やまぐち森林づくり県民税）

○ 根拠法令等：豊かな森林づくり推進事業実施要領  
豊かな森林づくり推進事業委託要領など

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	「豊かな森林づくり推進事業実施要領」、 「豊かな森林づくり推進事業委託要領」、 「豊かな森林づくり推進事業補助金交付要綱」及び「豊かな森林づくり推進事業（市町からの提案によるモデル事業）実施要領」に従って行われているかを確認した。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	「やまぐち森林づくり県民税関連事業評価報告書（平成 21 年 5 月）」「やまぐち森林づくりレポート（平成 25 年度）」及び平成 26 年度実施県民アンケート調査結果を閲覧することにより、効果について検討した。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	主たる事業が市町への委託と補助金交付であり事務費として直接計上される経費は 150 千円程度であるため、無駄な使用は無いと判断した。

(3) 指摘事項及び意見

- ① 当該事業は次の表の網掛部分であり、「やまぐち森林づくり県民税」を活用した事業の一つである。

平成 26 年度実施計画（予算）

区分	整備面積 (ヘクタール)	事業費 (千円)
健全で多様な森林づくりの推進		
公益森林整備事業	555	325,198
竹繁茂防止緊急対策事業	472	63,574
魚つき保安林等海岸林整備事業	1	2,500
豊かな森林づくり推進事業		9,677
県民との協働による森林づくりの推進		
森林づくり活動支援事業		5,000
県民との協働による百年の森づくり推進事業		1,000
事業費計		406,949

(出典：やまぐち森林づくり推進協議会 第 3 回会議資料より作成)

また、当該事業の実績は次のとおりである。

平成 26 年度豊かな森林づくり推進事業（実績）

	事務所名	市町名	事業内容	事業形態	事業主体	事業費（千円）
公益森林整備事業地のフォローアップ事業						
	下関	下関市	広葉樹植栽等	委託事業	県	1,147
荒廃したアカマツ林の再生対策事業						
	山口	防府市	荒廃したアカマツ林の再生対策	委託事業	県	378
市町による提案事業						
	周南	周南市	観光地周辺整備	補助金交付	市	4,082
	美祢	宇部市	抜き伐りによる竹林整備	補助金交付	市	2,000
	長門	長門市	環境教育林整備	補助金交付	市	1,294
旅費						48
需用費						51
役務費						28
使用料及び賃借料						20
平成 26 年度 豊かな森林づくり推進事業 合計						9,048

（出典：森林整備課提供資料より作成）

当該事業は、先にも述べたように「やまぐち森林づくり県民税」を活用した事業の一つであり、補助金交付先の決定は、「やまぐち森林づくり推進協議会」の審査の上で決定することとしている。平成 26 年度に実施された長門市への補助事業は、深川小学校 4 年生 101 名を対象としたどんぐりの森の植樹活動を通して、里山の再生による環境保全の大切さと意義を学ぶプロジェクトであった。このプロジェクトは記者発表もされており、「やまぐち森林づくり県民税」の使い道の周知にも役立っていると言える。また、この取組はみすず学園単位（中学校区）の小学校の交流を図ることを目的に今後も継続予定であり、平成 27 年度は向陽小学校と俵山小学校も取り組む予定にしているとのことである。このような活動は児童への啓発活動にも繋がり、県は他市町に対して補助事業の活用の手本として PR いただきたいと考える。

（指摘事項）

監査を実施した結果、次のような手続上の不備があった。

①長門市に行った補助事業について

長門市提出の事業は、計画段階では実施期間が 1 月 19 日から 3 月 31 日であったが、実際の実施期間は 1 月 19 日から 3 月 23 日となっており、「事業成績書」の提出も 3 月 23 日となっていた。「豊かな森林づくり推進事業補助金交付要綱」では、「事業成績書」を遅く

とも3月20日までに提出するよう規定されており、計画段階から期間の設定が要綱に適合しないため、長門農林事務所は市に対して適切な提出がなされるよう指導する必要がある。

## ②下関農林事務所で実施された委託事業について

下関農林事務所で実施された「公益森林整備事業地のフォローアップ事業」の実績報告の県知事への提出期限が4月末日（実施要領第7）であるが、実際の報告日は平成27年6月19日であるため提出期限の順守が必要である。

（意見）

### ①やまぐち森林づくり推進協議会における委員の出席について

やまぐち森林づくり推進協議会は平成26年度3回開催されたが、一度も出席していない委員が12名中1名いた。従来から委嘱する際には、「協議会の目的や開催時期等を事前に説明の上、本人の承諾を得ている」との県の回答であったが、事業採択等に係る審査を行うのであれば、次の改選時には積極的に出席する意思のある方を委員として任命すべきと考える。

### ②議事録の作成について

また、県では協議会の議事録は作成義務がないとのことであるが、審査決定を行う事項については、議事録の作成は必要な手続きと考えるので、今後検討する必要がある。

## 11 藻場漁場生産力緊急対策事業

### (1) 事業の概要

○ 担当課：農林水産部 水産振興課

○ 事業目的： 藻場はアワビ、サザエ等の餌料の提供をはじめとして、多くの魚介類の産卵・育成の場として極めて重要な役割を果たしている。しかし、平成25年8月、本県沿岸で30℃を超える記録的高水温が発生し、本県の日本海沿岸一帯で多年生藻類が大量枯死したため、早急にその回復を図る。

○ 事業内容：①種苗生産技術開発

1年で生長する単年生藻類（ホンダワラ類）の種苗生産技術を開発する。

②種苗の投入

種苗の最適な投入時期や場所などの海中投入手法を解明し、漁業者と共同で広く現場で展開する。

○ 事業区分：平成26年度新規事業



- 予算額と決算額の推移（単位：千円）

区分	平成26年度
当初予算額	5,489
決算額	5,462

事業実施期間は、平成26年度のみ

- 平成26年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	平成26年度 決算額	主な内訳
旅費	100	県内調査、連絡調整等の職員旅費
一般需用費	1,289	単年生藻類の種苗生産に必要な資材等の調達
委託料	598	取水柵砂泥除去業務委託等
備品購入費	3,475	循環式海水冷却装置等の購入
合計	5,462	

- 財源の内訳：一般財源

- 根拠法令等：水産基本法第11条において、「政府は水産施策の総合的かつ計画的な推進を図るため水産基本計画を定めなければならない」とされており、平成23年に改定された同計画のなかで、藻場の造成・保全と磯焼け対策を推進するとしている。一方、同法第5条において、「地方公共団体は国との役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の施策を策定し実施する責務を有する」と規定されている。このため、本県は、平成26年度に策定した県政運営指針「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」において、生産基盤整備として、藻場を含めた漁場造成を推進することとしている。

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	・事務処理が、県の定める会計規則等に準拠して行われていることを確かめた。 ・業者から入手した業務報告書は、仕様書に定める要件を全て満たしているかを確かめ

	た。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	・当事業の下記に関する成果報告書を閲覧し、当初の目的が達成されていることを確認した。 ア 種苗生産技術開発 イ 種苗投入
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	・委託契約、物品購入契約の締結に当たり、複数業者から見積書等を徴収するなど、経済性、効率性を発揮していることを確かめた。

### (3) 指摘事項及び意見

#### ① 業者から入手する業務報告書等について

##### (指摘事項)

検査職員が業務委託が完了した際に作成する業務委託検査調書を閲覧したところ、完成年月日及び検査年月日が以下のように記載されている。

- 完成年月日 平成 27 年 3 月 9 日
- 検査年月日 平成 27 年 3 月 10 日

完成年月日と業者の提出した業務報告書の年月日との整合性を検討したところ、業務報告書では「平成 27 年 2 月 9 日実施」としか記載されておらず、いつ完成したのか判明しなかった。委託契約書の第 6 条では検査を定めており、「県が報告書を受理した時は当該報告書を受理した日から 10 日以内に本業務の成果について検査を行うものとする」の規定が順守されたか否かも不明である。従って、完成年月日を正しく把握するためにも業者から業務報告書の提出と合わせ業務完了報告書入手し、また、県は業務完了報告書に収受した日付の確認のために受付印を押印するなどの措置が必要である。

#### ② 契約締結日の決裁日と委託契約書の契約日の相違について

##### (指摘事項)

ある業務に関する契約締結日の決裁日と委託契約書の契約日が、以下のように相違していた。

- 契約締結日の決裁日 平成 27 年 1 月 13 日
- 委託契約書の契約日 平成 27 年 1 月 9 日

これでは、契約締結の決裁に先立って契約が行われたことになる。その事情は担当者が誤って記載したとのことであるが（規定では起案者が決裁日を記入する）、日付は重要な意味を持つため細心の注意が必要である。

③ 決裁文書に対する決裁年月日の記入漏れについて

(指摘事項)

山口県公文書取扱規程第 28 条では、決裁年月日の登録等を規定している。その第 2 項で、「起案者は、起案用紙又は供覧用紙を使用して決裁又は供覧を終えたときは、当該起案用紙又は供覧用紙に決裁又は供覧を終わった年月日を記入しなければならない」と規定している。しかしながら、下記の文書については決裁年月日が記入されておらず、その事案が正式に決定されたか否かが不明であるため、決して省略すべきではない。

(件名：取水枘砂泥除去清掃業務委託料の支払いについて)

④ 納品書に対する出納員の記名押印漏れについて

(指摘事項)

県では不正防止の観点から、物品会計事務に関する内部審査の強化について（平成 21 年 1 月 19 日 物品管理第 265 号）を発出しているが、納品時の事務処理に関しては、以下のように事務処理の強化を規定している。

1 物品購入時の内部審査の強化について、(6)、イ「検査完了後の引き渡しは、出納員（分任出納員）が直接現物を確認し、（納品書）に記名押印し、支払い書類に添付すること」

また、平成 21（2008 年）4 月 17 日に物品管理課指導班長より、出納員（分任出納員）宛に発出された「支払書類への納品書添付等について（事務連絡）」では、「その処理が徹底されていない所属が多く見受けられるため、至急、関係職員に周知し、適正な処理に努める事」としている。

そこで、この規定に準拠した処理が実施されていることの確認をしたところ、平成 26 年度中の物品購入契約に関して納品書上に出納員の記名押印がないものが 3 件中 1 件発見されたため、全庁を挙げた再度の徹底が必要である。

(契約名：循環式海水冷却機購入)

⑤ 当事業の有効性について

当事業の実施機関の研究員が作成した成果報告書を読覧した。その内容は、ア 目的、イ 材料と方法、ウ 結果及び考察から構成されており、また、時系列的に写真が添付されているためその効果が一目で理解しえた。そのうち、ウ 結果及び考察から一部を転載すると以下の通り生育等が見られており、当事業の目的に照らして有効性があると考え。

ホンダワラ類の種苗生産

ア 平成 26 年 6 月 6 日に萩市小畑地先の投石漁場に設置したアカモク種苗の生育状況は、平成 26 年 8 月には葉長が 10 cm 程度に、平成 27 年 2 月には葉長が 3m まで伸長していることを確認した。

イ 平成 26 年 8 月 8 日に下関市阿川地先に設置したアカモクは、平成 27 年 3 月 3 日には

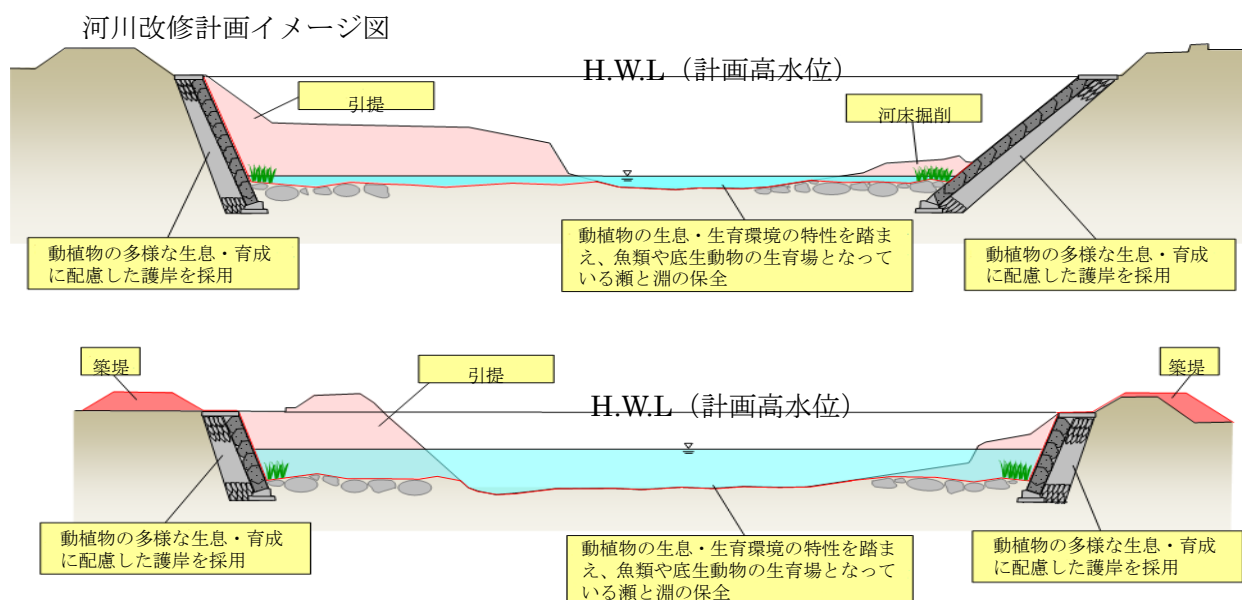
葉長 2～4mに伸長、設置した海域全域を覆うほど生育していた。

ウ 下関市小串地先ではアカモクを平成 26 年 9 月 25 日に設置し平成 26 年 11 月 6 日に調査したが、ホンダワラ類に覆われて設置したブロックは確認できなかった。平成 27 年 3 月に種苗生産用のアカモク母藻を購入するために行った聞き取りでは、設置した海域でアカモクが繁茂していることが確認された。

## 12 広域河川改修事業・総合流域防災事業

### (1) 事業の概要

- 担当課：土木建築部 河川課
- 事業目的： 広域河川改修事業・総合流域防災事業は、河川の流下能力を向上させ水害等から人命・財産等を守ることを目的とした事業である。広域河川改修事業は規模の大きいもの、総合流域防災事業は規模の小さいものが対象である。
- 事業内容： 広域河川改修事業・総合流域防災事業は、豪雨時の洪水を安全に流下させるため、川幅の拡幅、河床の掘削、築堤等を行う事業で、工事にあたっては、自然環境を保全・創出するために、動植物の生息に配慮した護岸の採用や、寄せ石をして水際に変化を持たせたり、川の中に浅いところと深いところをつくり瀬と淵を創出するなど、「多自然川づくり」を広く取り入れている。



#### ※瀬と淵

瀬とは、水深が浅く、比較的流れの速い部分で、水面に波が立っているところ。河床が石礫となっているところが多く、石の隙間に水生昆虫などの生息場になる。

淵とは、水深が深く流れの緩やかな部分で、魚など水生生物の生息場となり、洪水時の一時的な避難場所にもなる。

- 事業区分：継続事業

- 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額	2,996,000	2,202,000	2,670,080
決算額	2,620,436	2,519,038	2,499,252

- 委託料等執行状況

委託料

	決算額 (千円)	契約方法	委託業者名
平成26年度	450,404	指名競争入札	(株)リクチコンサルタント外
平成25年度	726,965	指名競争入札	(株)建設技術研究所外
平成24年度	391,080	指名競争入札	(株)荒谷建設コンサルタント外

- 平成26年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成26年度 決算額	主な内訳
委託料	450,404	測量、設計、調査等
使用料及び賃借料	6,941	借地料
工事請負費	1,617,396	工事
公有財産購入費	67,933	用地費
補償補填及び賠償金	356,578	補償費
合計	2,499,252	

- 財源の内訳：一般財源及び国庫補助

- 根拠法令等：河川法

(2) 監査要点と実施した手続

当事業は全体として小口多数の取引で構成されているため、以下の2事業についてのみ任意抽出して検討を実施した。

①平成 26 年度錦川広域河川改修工事第 1 区

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	・岩国土木建築事務所の工事請負契約の事務手続きは、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。 ・岩国土木建築事務所の工事代の支払い手続きは、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	・工事にあたっては、自然環境を保全・創出するために、動植物の生息に配慮した護岸の採用や、寄せ石をして水際に変化を持たせたり、川の中に浅いところと深いところをつくり瀬と淵を創出するなど、「多自然川づくり」を広く取り入れているかを検討した。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	・岩国土木建築事務所の工事請負契約について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。

②中川広域河川改修事業

事業目的：浸水被害の防止・解消と治水安全の向上

事業内容：流化能力向上中川広域河川改修工事(流下能力向上)

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	・工事請負契約に係る事務手続き及び支払手続きが、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	・広域河川改修事業・総合流域防災事業目的の達成のために、その効果が認められるかを確かめた。

<p>③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？</p>	<p>・広域河川改修事業・総合流域防災事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているかを確かめた。</p>
--	--

(3) 指摘事項及び意見

① 自然環境の保全・創出に配慮した河川改修事業について  
(有効性)

錦川水系河川整備計画（平成 21 年 1 月作成）の中に、河川環境の整備と保全に関する 4 つの目標が掲げられている。その目標の 1 つとして、動植物の生息・生育環境が記載されている。その記載内容を転載すると以下の通りである。

「水域においては、多様な動植物が見られることから、瀬や淵等の維持・保全に努めるとともに、動植物の生息・生育環境に配慮します。併せて、動植物の生息・生育に適した水量及び水質の維持・保全に努めます。また、陸域においては、さまざまな生物のすみかとなっている植生等の維持・保全に努め、水際からの緑の連続性を確保します」

そこでこの事業である「環境保全型護岸」に関する実際の施工状況について、一例として施工写真の提出を以下の通り求めた。施工時と施工後を比較して、施工後に草が定着しつつあることを確認した。

【施工時】



## 【施工後】



### ② 請負工事の中間前払金について (指摘事項)

平成 26 年度錦川広域河川改修工事第 1 区の工事について中間前払金の支払が実施されているが、中間前払金の認定請求書に添付された「工事履行報告書」に現場代理人と主任（監理）技術者の押印欄が設けられているが押印されていなかった（総括監督員及び主任監督員については押印がされていた）。押印が必要と判断して押印欄が設けられているのであれば押印を確認すべきである。

### ③ 河川整備計画の進捗管理について

平成 21 年 1 月に作成された「錦川水系河川整備計画」は、概ね 30 年での河川整備の目標と内容等を定めている。長期化する事業においては、山口県公共事業評価委員会により事業の再評価を 5 年に一度実施している。再評価においては、事業の継続又は見直し若しくは中止の決定を行っており、事業の進捗の確認もおこなわれている。

錦川については、平成 23 年度に再評価を受けており、平成 28 年度に再評価を受ける予定である。



#### ④ 中川広域河川改修事業について

中川の沿川では、地盤高が低く地形勾配もきわめて緩いため排水不良となり、内水氾濫が頻発する特性がある。また、流下能力が計画流量に対して不足する区間については、河床掘削、築堤等により洪水を安全に流下させる河道の確保が必要であり、そのため、本事業により計画的な河川整備が求められる

監査の結果、特に指摘事項及びはなかった。

### IV 大気・水環境等の保全

#### 1 大気汚染監視指導事業

##### (1) 事業の概要

○ 担当課：環境生活部 環境政策課

○ 事業目的：・大気汚染防止法及び県公害防止条例に基づく届出の受理、排出基準の遵守状況等の監視指導を行い、大気環境保全を図ることにより県民の安心・安全を確保する。

・酸性雨の経年的な状況把握と環境保全上の対策に資するため、山口市（環境保健センター）において酸性雨（湿性降水）の調査を実施する。

○ 事業内容：①大気汚染防止法の施行事務

- ・届出事務処理
- ・ばい煙排出状況の監視
- ・特定粉じん排出作業等立入検査

②山口県公害防止条例

- ・届出事務処理
- ・ばい煙排出状況の監視

③ばい煙発生施設実態調査

○ 事業区分：継続事業

○ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	1,648	5,940	14,142
決算額	1,555	5,800	13,534

(\*) 平成 26 年度の増加要因は、公用車等の備品購入によるものである。

○ 委託料等執行状況

	決算額(千円)	契約方法	委託業者名
平成 26 年度	243	随意契約	(株)アイテックリサーチ

○ 平成 2 6 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 26 年度 決算額	主な内訳
共済費	40	22 条職員共済費
賃金	331	22 条職員賃金
旅費	314	会議旅費等
一般需用費	405	消耗品等
役務費	75	通信費等
委託料	243	アスベスト分析業務
使用料及び賃借料	21	ETC 利用料等
備品購入費	12, 105	公用車等
合 計	13, 534	

○ 財源の内訳：一般財源

○ 根拠法令等：大気汚染防止法

山口県公害防止条例

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	・大気汚染防止法及び県公害防止条例に基づき適正に処理されていることを確認した。 ・届出・許可事務については、環境生活部が作成した「環境関係事務処理マニュアル」の手順に従って実施することにより、適正かつ効率的に処理されていることを確認した。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	・排出基準の遵守状況の監視指導を行うことにより、大気環境が良好に保たれ、またその結果が適時に正しく公表されているかを検

	討した。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	・備品購入の必要性及び手続きの適正性、委託先選定の妥当性等を検討した。

### (3) 指摘事項及び意見

#### ア 事業の実施状況について

##### (意見)

当事業は主として行っている大気汚染を防止するため、(ア)工場等事業者が事業活動において排出するばい煙、揮発性有機化合物、(イ)建築物等の解体等に伴う粉じん(アスベスト)の排出等の規制、(ウ)酸性雨調査の3事業である。

(ア)、(イ)については、事業者が指導対象となっており、適切な検査及び指導がなされているかどうかは事業の要となるが、(ウ)と合わせて、その結果を適時かつ正確に公表して初めて県民の生活の安心に資することを鑑みれば、情報公開も重要な事業と位置付けられると考える。平成26年度については、「環境の状況及び環境保全に関する施策についての報告」を平成26年9月の県議会定例会で行い、「環境白書」への記載をもって情報公開と位置付けているが、(ウ)について、測定地点と測定値を公表したのみで専門知識のない一般県民にはその影響を判断できるものとなっていない。県民の安心を確保し事業に対する理解を得るためには、より分かりやすい形での情報公開が望まれる。

また、大気汚染防止法に基づく施設の立入検査については、検査実施後一週間で環境保健センター所長から県に報告が上がってきているにもかかわらず、県から健康福祉センターへの報告がその後4か月以上の期間を要しているものがあつた。特に何日以内との定めはないが、県民の安全を確保するために職務を執行するという考えに立てば、検査報告は遅滞なく行われることが望ましいと考える。

#### イ 委託先の選定について

当事業の委託内容は、石綿繊維数測定という特殊な顕微鏡を使用する特殊な検査で、県及び県内にはその顕微鏡を保有する検査機関はない。従って、公正な価格と品質を保持するために全国の事業者を対象に事業遂行能力を保持した業者を選別し、委託契約に至っていることから、県費を有効に使用する努力が窺える。

## 2 大気監視施設管理事業

### (1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 環境政策課

- 事業目的： 大気汚染状況を常時監視することにより、環境基準の達成状況の把握、短期高濃度汚染の把握、大気汚染防止対策効果の確認等、大気環境管理を推進する。

- 事業内容：

項目	内容
監視体制の整備及び保守管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレメーター（*）による大気汚染の監視</li> <li>・環境保健センター内の中央監視局の管理</li> <li>・大気環境監視システムの保守管理</li> <li>・大気汚染測定局の機器整備及び保守管理</li> </ul>
測定データの処理及び情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染データの整理及び電算処理</li> <li>・県民への迅速な情報提供</li> </ul>

用語解説：テレメーター（\*）  
遠隔地から伝送された測定量を計測・記録する装置

- 事業区分：継続事業

- 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額	93,305	89,566	88,486
決算額	84,374	78,932	80,998

- 委託料等執行状況

委託料

	決算額 (千円)	契約方法	委託業者名
平成26年度	38,398	一般競争入札 外1件	(株)片岡計測器サービス 外1件
平成25年度	40,865	一般競争入札 外3件	(株)片岡計測器サービス 外3件
平成24年度	37,748	一般競争入札 外2件	(株)片岡計測器サービス 外2件

○ 平成26年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成26年度 決算額	主な内訳
賃金	5,006	22条職員賃金
共済費	671	22条職員共済費
旅費	57	会議旅費等
一般需用費	4,807	消耗品等
役務費	2,778	通信費等
委託料	38,398	機器保守業務等
使用料及び賃借料	2,333	ETC利用料等
工事請負費	6,642	大気汚染測定局移転費用
備品購入費	20,306	大気汚染測定機器更新
合計	80,998	

○ 財源の内訳：一般財源と国庫補助（石油貯蔵施設立地対策等交付金）

○ 根拠法令等：大気汚染防止法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託契約、工事請負契約の事務手続きは、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。</li> <li>・備品の購入手続きは、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。</li> <li>・委託料、備品代、工事代の支払い手続きは、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。</li> </ul>
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染監視測定局保守管理業務について委託業者からの報告書が提出され、検査職員による検査が実施されていることを確認した。</li> <li>・大気汚染データの国への報告および県民への公表（環境白書、県のホームページ）が実施されていることを確かめた。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「山口県大気汚染緊急時措置要綱」及び「PM2.5の注意喚起等に係る対応方針」に基づき緊急時措置及び注意喚起が行われていることを担当者への質問により確かめた。</li> </ul>
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託契約、工事請負契約、物品購入について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。</li> </ul>

### (3) 指摘事項及び意見

#### ① 大気汚染測定機器の更新について

平成24年度から平成26年度の機器更新の状況は以下のとおりである。

機器名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
二酸化硫黄・浮遊粒子状物質計	2台	—	1台
窒素酸化物計	1台	1台	2台
一酸化炭素計	—	—	—
浮遊粒子状物質計	—	—	—
炭化水素計	—	4台	1台
オキシダント計	—	—	7台
微小粒子状物質計	1台	—	1台
風向風速計	4台	—	—
気象計（温湿度計・日射計）	—	3台	—
大気採取装置	6台	2台	—
テレメーター装置	—	—	—
購入台数合計	14台	10台	12台
購入金額	22,470千円	21,936千円	20,306千円

毎年予算時期に更新計画を立てている。更新基準として文書化されたものはないが、石油貯蔵施設立地対策等交付金対象地区内の測定機器については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の財産処分期間（5年）、過去の稼働実態、部品の供給期間（7年程度）を考慮し、順次機器の更新を行うこととしている。また、石油貯蔵施設立地対策等交付金対象区外の測定機器については、保守点検や故障状況などを総合的に勘案し、必要に応じて更新を行うこととしている。なお、検定対象測定機器については、検定有効期限を管理し、更新しない場合は、適切に受検することとしている。

（意見）

更新基準を文書化すべきである。

② 大気汚染測定機器の管理について

大気汚染測定機器の保守管理業務については、業務委託をしている。保守管理は、定期保守、緊急保守、定期校正及び定期整備の4種としており、業務内容について報告を受けている。さらに環境保健センターでは、山口県物品規則第56条の2の規定により、年1回の備品の自主点検（現物確認）を行っている。

現物確認の方法は、台帳を印刷し現物と照合してチェックマークを付して実施している。確認結果の書類は毎年1つのファイルに綴じられているが、平成26年度については一部が綴じられておらず別保管されていた。

（意見）

現物確認の方法および確認結果の保存方法を明確化するために、手順書を整備すべきである。

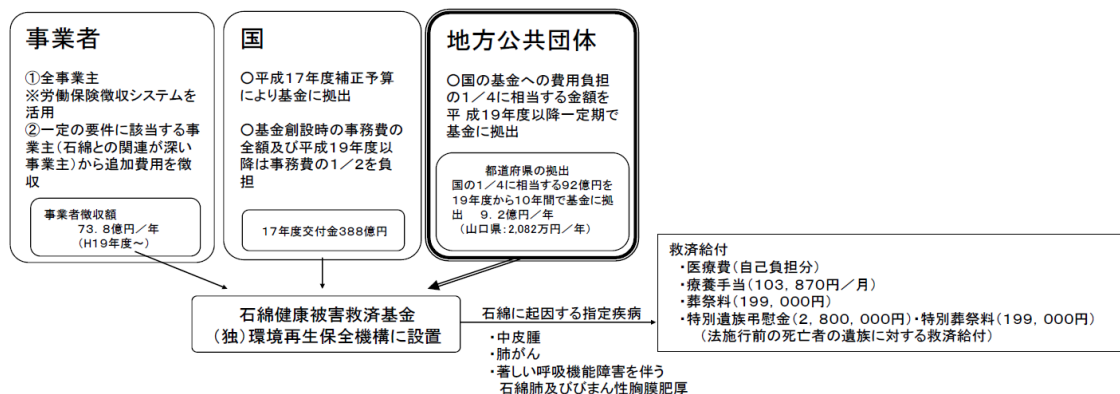
3 石綿健康被害救済対策事業

(1) 事業の概要

○ 担当課：環境生活部 環境政策課

○ 事業目的： 国は、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る目的で「石綿による健康被害の救済に関する法律」を平成18年2月10日に公布(3月27日施行)した。この法律に基づく石綿健康被害救済基金は、政府から交付された資金、地方公共団体から拠出された資金、事業主から徴収した拠出金をもって充てることとされている。

○事業内容：



(出所：環境政策課)

○ 事業区分：継続事業

- 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額	20,820	20,820	20,820
決算額	20,820	20,820	20,820

- 平成26年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成26年度 決算額	主な内訳
負担金及び交付金	20,820	石綿健康被害救済基金への拠出金
合計	20,820	

- 財源の内訳：県債 20,800 、 一般財源 20

- 根拠法令等：石綿による健康被害の救済に関する法律

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
① 【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	事務処理は、法令等に基づき行われているか検証した。
② 【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	本制度は、社会全体で石綿を広く使用し、石綿の使用による便益を様々な面で享受してきたことを踏まえて、広く事業主、国及び地方公共団体が全体で費用を負担することの効果について検証した。
③ 【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	地方公共団体の拠出については、法律上「予算の範囲内において資金を拠出することができる」との規定であり、環境事務次官から知事あてに、基金への拠出の要請があったことから、この拠出金の経済性等について検証した。



### (3) 指摘事項及び意見

県は「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき設立された「石綿健康被害救済基金」((独)環境再生保全機構に設置)に拠出金として支出しているものであり、県としては、決められたとおりに執行しており、合規性、有効性等の面からも問題点は見られなかった。

## 4 有害大気汚染物質監視指導事業

### (1) 事業の概要

○ 担当課：環境生活部 環境政策課

○ 事業目的： 大気汚染防止法（以下「法」という。）第 22 条により、知事は大気汚染の常時監視と国への結果報告が義務付けられている。（法定受託事務）常時監視の対象は、従来、窒素酸化物、浮遊粒子状物質等の大気汚染物質であったが、平成 9 年に「有害大気汚染物質（工場や自動車などから発生し、長期間吸入することで人の健康リスクが高くなると考えられる物質）」が新たに法に規定され、常時監視の対象となった。このため、県内 4 地点で国が常時監視の対象とした優先取組物質 23 物質の測定を実施している。

測定物質には、環境基準が定められているベンゼン等 4 物質、環境省が指針を定めている 1-2 ジクロロエタン等 8 物質が含まれており、測定結果により環境基準等の達成状況を確認するとともに、県内の有害大気汚染物質排出事業者が取り組む自主管理（排出抑制対策）の効果を測る指標等として有効に利用する。

○ 事業内容：有害大気汚染物質の測定機器整備等を行う。

○ 事業区分：継続事業

○ 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	12,050	5,119	5,204
決算額	12,050	5,119	5,203

○ 委託料等執行状況

該当なし

○ 平成26年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成26年度 決算額	主な内訳
一般需用費	66	消耗品等
役務費	91	検査料等
使用料及び賃借料	5,046	分析装置賃借料
合 計	5,203	

○ 財源の内訳：一般財源

○ 根拠法令等：大気汚染防止法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【 <b>合規性について</b> 】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	・分析装置賃借料の支払手続は、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。
②【 <b>有効性について</b> 】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	・山口県環境保健センターによる調査結果の評価資料を閲覧し、評価が実施されていることを確かめた。 ・調査結果の国への報告および県民への公表（環境白書、県のホームページ）が実施されていることを確かめた。
③【 <b>経済性、効率性について</b> 】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	・分析装置について購入かリースかの決定過程について質問をした。

(3) 指摘事項及び意見

① 分析装置賃借料について

(意見)

分析装置賃借料は、ガスクロマトグラフのリース料である。平成17年に財政課において購入ではなくリースするよう決定し、リース期間満了後の平成22年にリース契約を再び締結しているが、購入かリースかの有利性の検討過程を記した文書がない。検討過程を文書

として明確にしておく必要がある。

## 5 水質環境保全推進事業

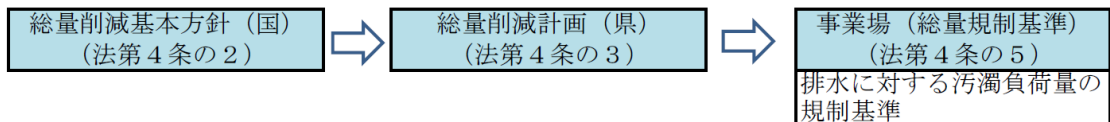
### (1) 事業の概要

○ 担当課：環境生活部 環境政策課

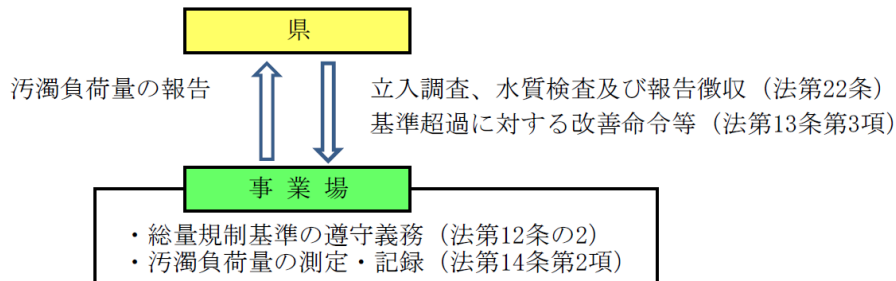
○ 事業目的：

人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する瀬戸内海では、水質汚濁防止法（以下「法」という。）に基づく排水基準のみでは環境基準の確保が困難である。そのため、国の総量削減基本方針（法第4条の2）に基づき、昭和54年以来、瀬戸内海沿岸府県が7次にわたり総量削減計画・総量規制基準を策定し、水質改善を図っている。（計画期間：5年、対象項目：COD、窒素及びりん） 県は、現在の水質が悪化しないことを目途とする国の総量削減基本方針（瀬戸内海：平成23年6月）に基づき、総量削減計画を策定（平成24年2月）した。本計画では、産業排水対策として、排出水量が50立方メートル以上の事業場ごとにCOD等の汚濁負荷量の規制基準（総量規制基準）を定め立入検査、水質検査等を行い、その遵守を徹底することとしている。また、これまで水質環境保全推進事業により、事業場からの汚濁負荷量の抑制を図ってきており、近年、CODの水質平均値は概ね減少傾向を示し本事業の成果が見られるが、徳山湾海域等8海域ではCODの環境基準が達成されていないことから（平成24年度）、事業を継続して環境基準の達成を図る。

○ 事業内容：



### [水質汚濁防止法に基づく総量規制基準の運用]



総量規制監視調査により、事業場からの正確な汚濁負荷量を把握するとともに、排出抑制を促進し、公共用水域の環境基準達成を図る。

○ 事業区分：継続事業

○ 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額	1,140	944	828
決算額	951	876	811

○ 平成26年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成26年度 決算額	主な内訳
共済費	48	22条職員共済費
賃金	429	22条職員賃金
旅費	109	県内旅費
一般需用費	207	消耗品等
役務費	18	通信費等
合計	811	

用語解説：22条職員

地方公務員法第22条に定める臨時的任用職員のことである。

○ 財源の内訳：一般財源

○ 根拠法令等：水質汚濁防止法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	・水質汚濁防止法等に基づいて、事務処理が実施されていることを確かめた。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	・総量規制の監視調査により、事業場からの汚濁負荷量を正確に把握しているか、また、排出抑制を促進し、公共用水域の環境基準の達成状況を確認した。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経	—

済性、効率性を発揮しているか？
-----------------

### (3) 指摘事項及び意見

#### ①水質環境保全推進事業の今後の課題について

(意見)

当該事業は、水質汚濁防止法により 5 年ごとに改定される国の総量削減基本方針に基づき山口県の総量削減計画を設定しており、総量削減計画の進捗状況を的確に把握し、集積データを次回の総量削減計画に反映させ、もって、公共用水域の環境基準の達成を図るものである。

現在は、第 7 次の総量削減計画であり、平成 26 年度が目標達成年度である。平成 25 年度実績では、産業系の発生源である県内の工場・事業場から排出される汚濁負荷量(COD・窒素・りん)は、既に平成 26 年度目標値を達成しており、国の総量削減基本方針による山口県の削減目標量も達成される見込みである。

一方、環境基準の達成状況は、工場・事業場が汚濁負荷量を削減してきたにもかかわらず、海域の COD が平成 22 年ごろから 65%程度と横ばいである。この理由として、「海岸が埋め立てられ藻場や干潟が減少したことにより、過去に陸地から流れた汚濁物質が自然分解されず汚泥として堆積し、海底から溶出していることや海域での有機物の内部生産によるもの、外洋の COD 濃度の影響等に起因している」と指摘があり、環境省において「豊かさを実感できる海の再生事業」として、平成 27 年度から原因究明が進められているところである。なお、水質保全事業の対象としている「COD、窒素、りん」は赤潮の発生要因として魚介類の生息環境には影響を与えるが、直接、人の健康に影響を与えるものではない(例えば、食用油の影響で COD が高くなるが、人体への影響はない)。

水質環境保全推進事業の今後の事業課題としては、①工場・事業場はすでに汚濁負荷量の削減が進んでいることから、汚濁負荷量の削減から管理に移行すること、また、②環境基準の達成を阻害している原因を把握し、適切に山口県の総量削減計画を改定することの 2 点である。今後も、公共用水域における環境基準達成率の更なる向上を目指して、事業を継続する必要がある。

用語解説：COD (化学的酸素要求量)

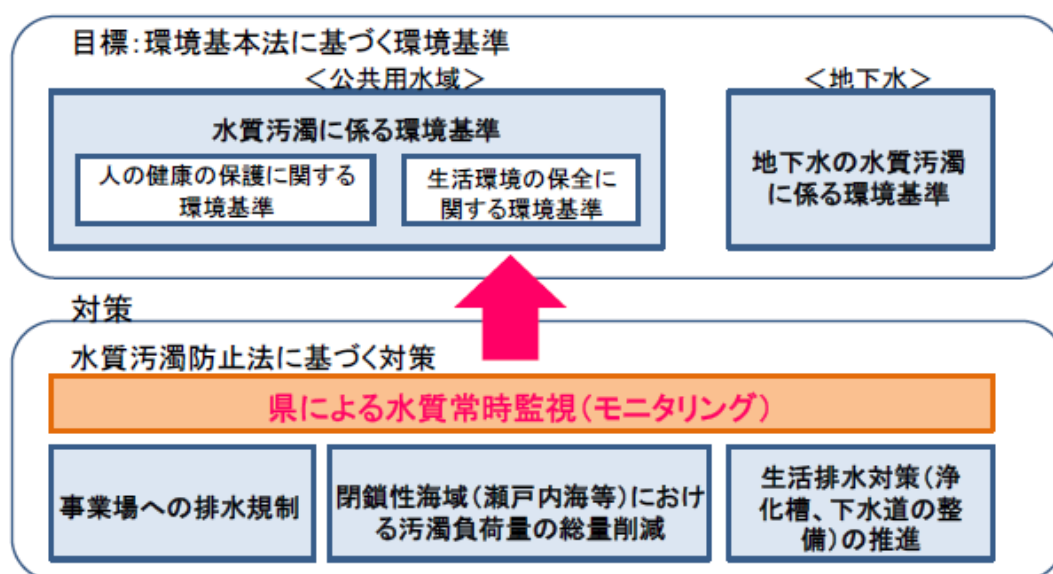
Chemical Oxygen Demand の略で、水中の汚濁物質(主として有機物)を酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素量をもって表し、数値が高いほど汚濁物質が多く、汚れが大きいことを示す。環境基準では海域及び湖沼の汚濁指標として採用されている。

## 6 公共用水域水質調査事業

### (1) 事業の概要

○ 担当課：環境生活部 環境政策課

- 事業の目的等： 水質汚濁防止法(以下「法」という。)第 15 条に基づき、県は公共用水域(海域、河川及び湖沼)及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視し、環境基準の維持、達成状況について把握する。ここでいう環境基準とは、水質の汚濁について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として国が設定している（環境基本法第 16 条）。また、県は毎年常時監視の結果を環境大臣に報告しなければならないほか（法第 15 条第 2 項）、毎年県環境審議会への諮問を経て公共用水域等の水質の測定に関する計画を作成し（法第 16 条）、公共用水域等の水質の汚濁の状況を公表しなければならない（法第 17 条）。



- 事業区分：継続事業

- 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	24,444	20,634	19,784
決算額	16,340	17,418	19,730

平成 26 年度の決算額が増えている理由は、水生生物の保全に係る環境基準が追加され、調査費用が増加したため。

○ 委託料等執行状況

	決算額(千円)	契約方法	委託業者名
平成26年度	15,865	河川・湖沼水質監視業務 外2件	(学)香川学園宇部環境技術センター 外2件
平成25年度	12,894	河川・湖沼水質監視業務 外2件	(財)山口県予防保健協会 外2件
平成24年度	11,844	河川・湖沼水質監視業務 外2件	(学)香川学園宇部環境技術センター 外2件

○ 平成26年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成26年度 決算額	主な内訳
一般需用費	1,367	消耗品等
委託料	15,865	調査分析業務
使用料及び賃借料	2,331	分析機器賃借料等
その他	167	
合計	19,730	

○ 財源の内訳：一般財源

○ 根拠法令等：環境基本法、水質汚濁防止法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	・委託契約書に準拠して、事務処理が行われていることを確かめた。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	・水質汚濁防止法第15条に基づき、県が公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視し、環境基準の維持、達成状況をについて把握していることを確かめた。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	・公共用水域（海域、河川及び湖沼）及び地下水の調査のそれぞれについて、一般競争入札が行われていることを確かめた。

### (3) 指摘事項及び意見

#### ①平成 25 年度公共用水域水質測定結果について

(意見)

平成 25 年度公共用水域水質測定結果の概要（環境審議会提出資料）の生活環境項目の中に「湖沼については COD の達成率は横ばいであり、全窒素・全りんについては達成率が低い」との記載がある。

県内の湖沼は、ほとんどが山間部にあり、汚濁負荷の原因の大部分は、山林由来の土壌からの溶出、樹木の腐敗や動物の糞尿・死がい等の原因と考えられる。解決の手段として、①原因の除去、②発生した窒素及びりんを留めないことであるが、いずれも費用や利水の観点から困難である。全国的にも湖沼における環境基準の達成率は低くなっており（平成 25 年度：COD55.1%、窒素・りん 50.4%）、今後の行政課題となっている。根本的な解決ではないが、対策として、水質浄化のための曝気施設やダムの上層ごとに放流する選択取水装置の設置、生活排水対策として浄化槽の設置をいっそう進める必要がある。

## 7 水質環境監視事業

### (1) 事業の概要

○ 担当課：環境生活部 環境政策課

○ 事業目的：・海水浴場水質調査

県内 32 地点の海水浴場の水質状況を把握し、必要に応じて所要の措置を講ずると共に、その結果を公表しもって県民の安全を確保する。

・生活排水対策

生活排水浄化対策の推進を図る。

・広域総合水質調査

瀬戸内海の水質及び底質の汚濁の実態を統一的な手法で調査することにより、水質汚濁防止対策の効果を把握し、水質汚濁機構の検討に必要な基礎資料を得る。

○ 事業内容：・海水浴場水質調査

県内 32 地点の海水浴場の水質状況を把握するため開設前及び開設中の水質検査を実施している。

・生活排水対策（啓蒙啓発活動）

・広域総合水質調査

瀬戸内海 2 3 地点の水質等の状況を把握するため、年 4 回水質等の調査を実施している。



○ 事業区分：継続事業

○ 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	5,363	4,965	5,169
決算額	2,642	4,955	5,164

○ 委託料等執行状況

(委託者 国 「平成 26 年度広域総合水質調査委託業務」の再委託)

	決算額(千円)	契約方法	委託業者名
平成26年度	2,350	(植物プランクトン調査) 随意契約 514 千円	(株)エヌ・イーサポート
		(水質調査)指名競争入 札 1,836 千円	(学)香川学園宇部環境 技術センター

○ 平成 26 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 26 年度決算額	主な内訳
旅費	65	会議旅費等
一般需用費	2,568	消耗品費
役務費	36	通信費
委託料	2,350	調査分析業務
備品購入費	145	事務備品等
合 計	5,164	

○ 財源の内訳：一般財源

○ 根拠法令等：水質汚濁防止法 第 14 条 5

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
① 合規性について】 当該事業に係る事務処理は、 法令等に違反するものはない	・ 国からの委託事業は、「広域総合水質 調査委託業務(瀬戸内海)実施要領」に 基づいて適正に行われていることを確

か？	認した。 ・ 県事業である海水浴場の水質検査については、「海水浴場水質調査実施要領」に基づいて実施されているかを確認した。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	・ 海水浴場の水質調査が適正に実施され、県民の安心・安全に役立っているかを検討した。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	—

### (3) 指摘事項及び意見

#### ①海水浴場水質調査について

##### ア 調査の結果及び公開状況について

##### (指摘事項)

海水浴場水質調査は、県内 43 か所（下関市 11 か所を含む）を海水浴場開設前と開設中に調査し、その結果を記者配布及び県ホームページ上で公開し、利用者の安心・安全を確保している。調査対象地点は、市町、観光協会等が指定した海水浴場であり、調査対象項目は、気温、水温、pH、ふん便性大腸菌群、COD、透明度、油膜の有無及び腸管出血性大腸菌 O157 である。

開設前の県に対する健康福祉センターの検査結果報告の締切日は 5 月 26 日であるが、7 健康福祉センター中 4 健康福祉センターについては、締切日後に報告を行っていた。早期に公開し県民の安心・安全に資するためには、各健康福祉センターは提出期限を順守すべきである。

##### (意見)

検査結果の報道発表及び県ホームページへの掲載は 6 月 20 日に行われているが、エコネット「やまぐちの環境」「やまぐちの海水浴場」での情報公開は、最初の海開きの 6 月 25 日より 2 日遅い 6 月 27 日となっていた。これは、システム更新日の制約によるためとの説明を受けたが、少なくとも海開きの前日前までには開示する必要があると考えられる。情報公開の適時性は県民の安心を確保すると同時に観光事業の促進にも通ずると考えられる

ことから、常に県民及び県の利益を意識し改善できる点は改善していただきたいと考える。

過去 5 年の調査結果は以下のようになっており、全ての海水浴場が「遊泳適」となっている。

過去 5 年間の水質検査結果表

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
水質 AA (特に良好)	36	36	38	37	36
水質 A (良 好)	4	3	4	2	5
水質 B (適 当)	4	5	2	4	2
合 計	44	44	44	43	43

(出所：環境政策課)

## ②生活排水対策に対する啓蒙活動について

(意見)

当事業は事業者、一般県民、行政を対象として「ふるさとの川セミナー」を開催し、生活排水浄化対策の推進を図ることを目的とした啓蒙活動事業である。この点について、平成 26 年度の実施事業は平成 27 年 2 月 12 日に光市民ホールにおいて錦川及び島田川で実施している豊かな流域づくりの活動等を報告した。その報告内容は、水環境保全に関する意識の高揚及び資質の向上を図り、河川等の水質浄化と良好な水環境の保全を図るための普及啓蒙活動についてであった。

所管課では予算要求時に「一般県民も対象として（ふるさとの川セミナー）を開催し、生活排水浄化対策の推進を図る」と事業目標を設定している。セミナーの開催の周知方法は、庁内関係課、各健康福祉センター、市町、瀬戸内海環境保全協会等への案内と公益財団法人山口県ひとつづくり財団にホームページへの掲載を依頼しているが、その依頼日は平成 27 年 1 月 21 日で、申込締切日である平成 27 年 2 月 5 日の約 2 週間前であったため、市町等関係者以外の一般県民からの申込は 1 名であった。従って、一般県民への普及啓発活動という目的を達成するための対策と改善が必要と考える。

## ③広域総合水質調査委託業務について

「広域総合水質調査委託業務（瀬戸内海）実施要領」に基づいて適正に行われていた。また、再委託先業者の選定についても、県の規定に従って適正に行われていた。

## 8 水質土壌汚染対策指導事業

### (1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 環境政策課

- 事業目的： 工場及び事業場から公共用水域（河川、海域等）への排水について、水質汚濁防止法第3条及び県公害防止条例第20条に基づく排水基準の順守状況を確認し、公共用水域の水質汚濁の防止を図り、県民の健康を保護するとともに生活環境を保全する。
- 事業内容：
  - ・排水基準の超過及びそのおそれが生じた場合には、「排水基準に違反するおそれのある者に対する措置要領」により、適切な措置を講ずる。
  - ・土壌汚染による人の健康被害を防止するため、土壌汚染対策法に基づき、土地所有者等が行う土壌汚染状況調査、措置等について指導を行う。
  - ・土壌汚染及びそのおそれがある土地等の情報管理（区域指定等）を行う。
- 事業区分：継続事業

- 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額	4,612	11,454	10,588
決算額	4,416	13,343	10,513

- 委託料等執行状況  
該当事項なし。

- 平成26年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成26年度 決算額	主な内訳
共催費	120	22条職員共済費
賃金	821	22条職員賃金
旅費	225	研修旅費
一般需用費	2,300	消耗品等
役務費	63	通信費等
使用料及び賃借料	504	分析機器賃借料等
備品購入費	6,480	分析機器
合計	10,513	

- 財源の内訳：一般財源

○ 根拠法令等：水質汚濁防止法及び県公害防止条例

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	「工場排水調査実施要領」及び「排水基準に違反するおそれのある者に対する措置要領」に従って事業が実施されているかどうかを検討した。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	「排水基準に違反するおそれのある者に対する措置要領」に従って指導等がなされているかどうか検討した。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	環境保健センター大歳庁舎で備品費 6,480 千円の執行をしているため、その経済性、効率性を検討した。

(3) 指摘事項及び意見

①合規性について

ア 報告日付の明確化等について

(指摘事項)

「工場排水調査実施要領」には、各健康福祉センターから環境政策課への報告様式及び報告期日が定められている。しかし、各健康福祉センターから報告された日付が明確ではないものがあり、また、一部について報告期日を超えて報告書が提出されているものもあった。適時に環境政策課が把握できるよう、報告期日については要領を順守すべきである。

さらに、同要領では「健康福祉センターは排水基準違反及びそのおそれを把握した場合には、ただちに環境政策課へ情報提供すること」となっている。しかし、健康福祉センターが調査した結果、排水基準違反であるものについて、環境政策課への情報提供が4か月を超えていたものがあった。県民の生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるため環境政策課において事業の管理を行う上では、要領通りに「ただちに」情報提供がなされる必要がある。

## ②有効性について

### ア 措置要領に基づく指導等について

(意見)

「排水基準に違反するおそれのある者に対する措置要領」に従って指導が行われているかどうかについて検討を行った。

平成 26 年度において、指導又は改善勧告は 18 件となっている。そのうち、15 件について対象工場等は改善計画等を提出しており、かつ、山口県が再調査で基準値を超えていないことを確認している。残りの 3 件については、改善計画書等は提出済みであるものの平成 26 年度に再調査を行っていない。再調査を行っていない 3 件のうち 2 件については、対象工場等において新たな設備を導入する改善計画となっており、設備の導入が年度内ではないため再調査が出来ないもの、対応は行っているが基準値の変動について季節的な要因が大きいと想定されるため、来年度以降に再調査を行う予定となっているものとなっている。残りの 1 件については対象工場等が基準に対応するための設備の導入を平成 26 年 11 月に行ったにも関わらず、再調査を行っていないものとなっている。「排水基準に違反するおそれのある者に対する措置要領」においては、「…改善措置について必要があると認めるときは立入調査によりその内容を確認しなければならない。」となっている。したがって、全ての改善計画提出の事例について再調査を行うことは予定されてはいない。平成 26 年度に関しては、3 件の再調査がなされていないものがあるが、改善報告等の提出状況から全体として事業の有効性は確保されている。しかし、有効性をさらに高めるためには、可能な限り改善状況を速やかに調査することが望ましい。改善計画等の提出の後に再調査をしない場合の要件の整理が望まれる。

## ③経済性について

物品調達等審査会を開催して、参加資格要件、契約方法を審査及び決裁を行っている。予定価格の設定についても 3 社見積を徴収した上で決定している。

入札手続について、入札執行結果の決裁も適切に行われている。1 回目と 2 回目の入札は予定価格を上回る入札のため、再度の入札である 3 回目の入札において 5,520,000 円で落札されている。なお、予定価格は 5,635,000 円であった。

物品購入に関して適切な手続きを経ており、経済性について問題はなかった。

## 9 ダイオキシン類削減対策総合調査事業

### (1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 環境政策課  
環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課（発生源対策のうち廃棄物焼却施設）

- 事業目的： 廃棄物焼却炉等から排出されるダイオキシン類による環境汚染が社会的な問題となり、本県においては、平成 11 年 6 月に「ダイオキシン類対策指針」を策定し、関係課が一体となって総合的な取り組みを進めた。

平成 12 年 1 月、「ダイオキシン類対策特別措置法」(以下「法」という。)が施行され、環境汚染の防止のため、知事は特定施設の大気基準適用施設等の届出受理や排出基準の監視、大気、水質及び土壌等の環境汚染状況の常時監視調査を義務づけられた。

県民の健康を保護し、生活環境の保全を図り、暮らしの安心・安全基盤の強化を図るため、ダイオキシン類対策指針や法に基づく対応を的確に進め、県民の不安を解消する。

- 事業内容：①常時監視（環境調査）

ダイオキシン対策法第 26 条に基づく大気、水質（底質を含む）、土壌に係るダイオキシン類の常時監視（環境調査）を実施している。土壌に係る常時監視（環境調査）については業務委託をしている。県は、調査結果を国に報告するとともにホームページ、環境白書に公表している。

- ②発生源対策

ダイオキシン対策法に基づく特定施設について、排出基準の遵守状況、自社測定の実施状況、廃棄物焼却炉に係る廃棄物処理法の維持管理基準の遵守状況等を確認するため、立入検査を実施している。特定施設のうち廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類の測定については、業務委託をしている。検査結果は、立入検査の対象となった特定施設設置者に報告するとともに実施状況について環境白書に公表している。

- ③自主測定結果の公表

ダイオキシン対策法第 28 条の規定に基づく特定施設設置者は、法に基づき年 1 回ダイオキシン類による汚染状況を測定し、県に報告している。県は、測定結果をまとめてホームページ、環境白書に公表している。

- 事業区分：継続事業

- 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	14,970	14,970	14,980
決算額	12,223	13,871	14,332

○ 委託料等執行状況

委託料

	決算額 (千円)	契約方法	委託業者名
平成26年度	3,057	指名競争入札	中外テクノス(株)山口支店 外1件
平成25年度	2,600	指名競争入札	中外テクノス(株)山口支店 外1件
平成24年度	2,066	指名競争入札	(株)太平環境科学センター山 口営業所 外1件

○ 平成26年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成26年度 決算額	主な内訳
旅費	153	研修旅費等
一般需用費	11,060	消耗品等 (主に分析用試薬など)
役務費	62	通信費等
委託料	3,057	分析調査業務
合計	14,332	

○ 財源の内訳：産業廃棄物税

○ 根拠法令等：ダイオキシン類対策特別措置法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物品の購入手続きは、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。</li> <li>・業務委託契約の事務手続きは、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。</li> <li>・委託料、物品代の支払い手続きは、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。</li> </ul>
②【有効性について】	・調査結果は、国に報告されていることを確



当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	かめた。 ・調査結果、検査結果、測定結果がホームページ、環境白書に公表されていることを確かめた。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	・物品購入、業務委託契約について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。

### (3) 指摘事項及び意見

#### ①ダイオキシン類排出実態調査事業の入札について

##### (指摘事項)

県は、発生源施設調査として廃棄物焼却炉のダイオキシン類の測定を業務委託している。委託業者の選定は指名競争入札で実施されたが、1回目の入札の際に最低の入札価格が予定価格を上回っているにもかかわらず、誤って最低価格を入札した業者を落札とした。後日、誤りに気づき1回目の入札に参加した業者に連絡し、入札を再度実施した。2回目の入札に際し予定価格を決定しているが、1回目の入札時の最低価格を予定価格としている。この点について、予定価格の変更等に関する手続きの記録が作成されておらず、事務手続きが十分でない。また、1回目の入札でミスをした経緯をまとめるとともに、どこに原因があったのかを特定し、今後同じようなミスが起きないように対策を立てる必要がある。

##### (指摘事項)

さらに、執行伺に決裁年月日の記載がなく、競争入札等審査書の審査日の記載も漏れていた。日付は意思決定がなされた日という重要な意味を持つものであり、注意が必要である。

## 10 環境放射能水準調査事業

### (1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 環境政策課
- 事業目的：環境中の放射能や放射線の測定（国委託事業）
- 事業内容：昭和45年から国（文部科学省）の委託事業として、環境保健センターで環境放射能を測定している。
  - ①モニタリングポストによる空間放射線量率の測定（通年連続）
    - 測定地点：山口市等5地点（平成23年度にモニタリングポストを4基追加）

②ゲルマニウム半導体検出器による放射性物質の測定（ヨウ素 131、セシウム 134,137 等）

毎月採取：降下物

年 4 回採取：大気浮遊じん

年 1 回採取：水道水、土壌、野菜類、海水、海底土、魚類

○ 事業区分：継続事業

○ 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	6,490	6,859	7,796
決算額	5,334	15,199	7,840

○ 委託料等執行状況

該当事項なし。

○ 平成 26 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 26 年度 決算額	主な内訳
共催費	19	日々雇用共済費
賃金	1,138	日々雇用賃金
旅費	97	事務打ち合わせ旅費等
一般需用費	1,144	消耗品費
役務費	4,415	通信費等
使用料及び賃借料	20	備船料
備品購入費	1,007	電気炉
合計	7,840	

○ 財源の内訳：一般財源

○ 根拠法令等：平成 26 年度原子力施設等防災対策等委託費「環境放射能水準調査」事業に関する委託契約書

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	委託契約書に準拠しているかどうかについて資料の閲覧及び質問を行った。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	実績報告書が国指定の様式に基づいてなされているかどうかについて資料の閲覧及び質問を行った。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	事業費の積算について国の指導に従って根拠資料が整理されているかどうかについて書類を確認した。

(3) 指摘事項及び意見

①合規性について

委託契約書に準拠して事業が実施されており、適時に国との委託内容の確認を実施しながら事業が実施されている。合規性について問題点はない。

②有効性について

実績報告書は国指定の様式に基づいてなされており、国が想定する事業の有効性は確保されているものと考えられる。

③経済性、効率性について

事業費の積算については、国とのやり取り及び確認に基づいてなされている。見積もり等徴収状況について資料を閲覧したところ、経済性及び効率性に問題はないものと判断した。

11 農業集落排水事業

(1) 事業の概要

○ 担当課：農林水産部 農村整備課

○ 事業目的： 農村地域では、農業用水路が生活排水の受入先となっており、食の安全・安心の確保、農業生産の安定、生活環境の向上を図るため、農業振

興地域から排出される生活排水処理施設の整備を行う。

- 事業内容：市町からの交付申請について、国庫補助金の交付を行う。

- 事業区分：継続事業

- 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	160, 825	160, 702	168, 112
決算額	41, 154	125, 890	128, 095

- 委託料等執行状況

システム保守経費、建設資材価格実態調査、出先ごみ処理経費等を農村整備課内で按分したものである。

- 平成 26 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 26 年度 決算額	主な内訳
報酬	100	
賃金	200	
一般需用費	100	
役務費	100	
委託料	1, 030	システム保守経費等
使用料及び賃借料	200	
負担金補助及び交付金	120, 877	市町への補助金
公共事業事務費	5, 488	工事に伴う事務的経理（給与費へ組み込み）
合計	128, 095	

- 財源の内訳：国庫補助、一般財源、市町負担金

- 根拠法令等：農山漁村地域整備交付金実施要綱  
農山漁村地域整備交付金実施要領

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
<p>①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？</p>	<p>・事務手続は、「農山漁村地域整備交付金実施要綱」及び「農山漁村地域整備交付金実施要領」に則って行われていることを確認した。</p>
<p>②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？</p>	<p>・生活排水を農業用水路に流入させると、農産物の生産能力の低下及び生産物の衛生上の問題、農業者の作業環境の悪化や動植物への悪影響等さまざまな問題が発生することとなる。当該事業により、農業集落の環境が改善されていることを確認した。</p>
<p>③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？</p>	<p>・事業ごとではなく、課単位で一括経理しており、効率化が図られていることを確認した。</p>

(3) 指摘事項及び意見

①須々万における農業集落排水事業

生活排水の流入による農業用水の汚濁は地域環境を悪化させる。従って農業集落排水事業を実施し用水路環境を維持することは、生物生産効果、営農経費節減効果、地域資源有効利用効果、農業労働環境改善効果、生活環境改善効果、公共用水域水質保全効果及び農村空間快適性向上効果等があるとされている。更に、施設設備の機能を向上させることにより、農業用排水施設の維持管理費節減効果や農業生産以外の維持管理費削減効果等の経費削減効果も期待される。

須々万における農業集落排水事業は周南市からの申請によるものであるが、着工前に「農業集落排水事業費用対効果分析」を行い、上記項目を含む便益効果は金額換算にして総費用に対し 2.51 倍との結果が出ている。

昭和 59 年から平成 26 年までに完了した当該事業は、93 地区で総額 84,699,600 千円であり、処理人口は 102 千人となっている。国費の交付は、問題なく実施されていることを確認した。

②負担金補助及び交付金の推移について

過去 3 年間の集落排水事業にかかる負担金補助及び交付金は次の表のようになっている

が、県の実際の負担額は表中の県費（平成 26 年度 5,450 千円、平成 25 年度 16,695 千円、平成 24 年度 1,705 千円）のみである。網掛部分が県を通しての交付金と県費負担金の執行額となっている。

農業集落排水負担金補助及び交付金

平成 26 年度予算額

市町名	地区名	名称	事業費	事業費		
				国費	県費	市町費
宇部市	宇部	農山漁村地域整備交付金	35,000	17,500		17,500
山口市	大海	農山漁村地域整備交付金	25,900	12,950		12,950
萩市	下田万	農山漁村地域整備交付金	20,700	10,350		10,350
岩国市	岩国	農山漁村地域整備交付金	16,854	8,427		8,427
周南市	須々万	農山漁村地域整備交付金	132,400	66,200		66,200
萩市	椿南	汚水処理施設整備交付金	36,332	※27,320	5,450	3,562
計			277,186	120,877		

平成 25 年度

市町名	地区名	名称	事業費	事業費		
				国費	県費	市町費
山口市	大海	農山漁村地域整備交付金	58,990	29,495		29,495
萩市	下田万	農山漁村地域整備交付金	11,024	5,512		5,512
岩国市	岩国	農山漁村地域整備交付金	8,100	4,050		4,050
周南市	須々万	農山漁村地域整備交付金	120,000	60,000		60,000
萩市	椿南	汚水処理施設整備交付金	111,300	※51,670	16,695	42,935
計			309,414	115,752		

平成 24 年度

市町名	地区名	名称	事業費	事業費		
				国費	県費	市町費
山口市	大海	地域自主戦略交付金	14,600	7,300		7,300
岩国市	岩国	地域自主戦略交付金	20,000	10,000		10,000
周南市	須々万	地域自主戦略交付金	40,000	20,000		20,000
萩市	椿南	汚水処理施設整備交付金	11,370	※9,665	1,705	0
計			85,970	39,005		

※萩市 椿南地区の国費は市へ直接交付のため、県予算に計上されていない。

(資料提供：農村整備課)

### ③委託料について

委託料については、(ア)「農業農村整備標準積算システム Ver.3 山口県改良・運用保守業務」が一般社団法人農業農村整備情報総合センター、(イ)「電子納品システム保守・サポート業務」が株式会社ヤマイチテクノに単独随意契約となっている。単独随意契約の理由について県に確認したところ以下の回答を得た結果、問題ないものと認めた。

#### (ア) 農業農村整備標準積算システム Ver. 3 山口県改良・運用保守業務

- ・本業務委託は、農林水産省農村振興局（以下「農村振興局」という）が定めた「土地改良工事積算基準」に沿って開発された「標準積算システム」の保守業務（積算基準の改定等）を行うもの
- ・この「標準積算システム」のカスタマイズは、農村振興局から許諾された団体である「農業農村整備情報総合センター」のみが行えることから、山口県版としてのカスタマイズを実施し、以降の保守契約は、単独随意契約としているもの

#### (参考)

- ・農村整備課所管の公共事業は大半が農村振興局所管の国庫補助事業であり、この公共事業は農村振興局が定めた「土地改良工事積算基準」に沿って積算することが求められる
- ・当該積算作業を正確かつ迅速に行うため、振興局において「標準積算システム」を開発
- ・農村整備課において独自に積算システムの開発・運用を行うには、多大な開発経費と毎年の積算基準の改定等に伴うメンテナンス労力又は経費が必要となることから、振興局が開発した「標準積算システム」を利用することとしたもの

#### (イ) 電子納品システム保守・サポート業務

- ・本業務委託は、公共事業の工事及び業務委託の受注者が、電子図面等を発注者に収める「電子納品システム」の保守等の業務委託
- ・公共事業における受注者負担軽減のため、山口県として電子納品システムを統一することとし、先行開発した県土木建築部と同一システムを使用することとしたもの
- ・本県独自の開発部分もあることから、当該システムの保守は他に行えるものがないため、単独随意契約としている。

## 12 水域環境保全創造事業

### (1) 事業の概要

- 担当課：農林水産部 漁港漁場整備課

- 事業目的： 藻場造成を行うことにより、魚介類の生息環境を整備するとともに藻場の水質浄化機能により海域環境の改善を図る。

- 事業内容：
  - ・ 内海中部地区（周南市、下松市）の地先 26 箇所  
着定基質（0.5～2トンの内外の自然石）、一部地先に藻礁ブロックを設置
  - ・ 内海東部地区（柳井市、岩国市、周防大島町）の地先 23 箇所  
着定基質（0.5～3トンの内外の自然石）を設置
  - ・ 対象生物はナマコ、ホンダワラ類、アラメ、カジメ等

- 事業区分：継続事業（東部：平成 21 年度、中部：平成 22 年度）

- 予算額と決算額の推移 （単位：千円）

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	421,150	313,450	66,627
決算額	480,369	163,847	70,793

- 委託料等執行状況

指名競争入札（地質調査）

一般競争入札（東部第一工区）

- 平成 26 年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	平成 26 年度 決算額	主な内訳
共済費	18	日々雇用職員の労働保険料
賃金	1,138	日々雇用職員賃金
報償費	72	漁業日誌記帳
旅費	248	職員旅費
一般需用費	674	物品代 107、薬品・材料代 4、燃料代 23、修理代 540
役務費	120	切手代 32、運搬料 59、電話料 3、手数料 26
委託料	21,386	内海東部地区発注者支援業務委託 949 内海中部地区設計業務委託 5,043 内海中部地区地質調査業務委託



		14,901 他 3 件 493
使用料及び 賃借料	294	用船料 259、高速道路利用料 35
工事請負費	38,410	内海東部地区水域環境保全創造事業 第一工区
備品購入費	116	ノート型 PC 1 台
公共等事務 費	8,317	旅費) 関係機関との協議 214 一般需用費) 燃料代、複写代、物品代、 修理代 345 役務費) 電話、運搬料 120 使用料及び賃借料) 高速道路利用料 15 給与費振替) 職員給与費の財源に振替 7,623
合 計	70,793	

○ 財源の内訳：国庫支出金、県債、一般財源、分担金及び負担金

○ 根拠法令等：漁港漁場整備法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【 <b>法規性について</b> 】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地質調査・東部第一工区の予算積算を検討した。</li> <li>・起案書を閲覧した。</li> <li>・入札参加氏名調書を閲覧した。</li> <li>・予定価格決定調書を検討した。</li> <li>・業務委託契約書を検討した。</li> </ul>
②【 <b>有効性について</b> 】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水域環境保全事業モニタリング報告を閲覧した。</li> </ul>
③【 <b>経済性、効率性について</b> 】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	同上

### (3) 指摘事項及び意見

#### ①他の政策との連携について

(意見)

本事業の目的については、内海中部及び東部への海底に藻礁ブロックの投入により藻場を造成し、海藻による窒素等の固定により海域の環境保全を図ることにある。

漁港漁場整備課では本事業により当該目的を達成することに寄与するものではあるが、環境保全という括りで見ると藻場の造成は抜本的改善にはならず、ヘドロ化の要因を整理し、他部署の政策と連携して根本的な水域環境保全に目を向けるべきである。

#### ②漁獲量改善の定量化について

(意見)

本事業の結果、藻場の造成により魚礁化した海域においてどの程度漁獲量が改善されているかを年度ごとにデータ化して、その効果測定を行うべきである。漁協のニーズとしては水域環境の改善が最終的には漁獲量の増加に繋がることへの期待が窺えることから、県の施策としても当該効果測定及び結果の公表は重要と考える。

なお、光熊毛地区及び大島南部地区については、建網1m当たり漁獲量や漁業者1日当たり漁獲量を試算した数値が報告書に記載されており、これらの数値を活用することも一つの手法であると考えられる。

## 13 市町営漁業集落環境整備事業

### (1) 事業の概要

- 担当課：農林水産部 漁港漁場整備課
  
- 事業目的： 地域再生計画の認定を受け、公共下水道や集落排水施設による污水处理施設の整備を一層推進し、整備により河川や水路等の浄化を進めることで、河川等を身近に感じてもらい、「きれいなまち・萩美化推進制度」での市民ボランティアによる河川等の美化及び保全活動を通じ、水・住環境の大切さを住民意識の高揚に結びつけ、「自然と共生する歴史あるまちづくり」を目指すこと。
  
- 事業内容： 萩市は、污水处理人口普及率が全国平均と比べ低い状況にあり、地下水・水路・河川・海岸等の水質汚濁に対する懸念や衛生的な生活環境の向上など、地域住民は污水处理施設の整備を待ち望んでいる。問題を解消するため、整備推進により污水处理を促進する。
  
- 事業区分：継続事業

○ 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額	331,168	58,636	44,340
決算額	88,196	33,091	24,697

○ 平成26年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成26年度 決算額	主な内訳
負担金補助及び交付金	21,831	萩市への県費補助金 21,831
公共等事務費	2,866	(賃金) 日々雇用職員 275 (一般需用費) 物品代 11 (役務費) 電話代 36 (給与費振替) 職員給与費の財源に振替 2,544
合計	24,697	

○ 財源の内訳：国庫支出金、一般財源

○ 根拠法令等：地域再生法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払手続きが、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。</li> <li>・補助金等の交付手続きが、県の定める要綱等に基づいて行われていることを確かめた。</li> <li>・水産整備基盤整備事業等に関する実施状況調査要領等に基づき検査を行っているかを確かめた。</li> </ul>
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	汚水処理人口普及率及び河川等の美化及び保全のための市民ボランティアの登録者数の推移により検討を行った。

③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	・補助金等の交付手続きについて関連資料の閲覧及び担当者への質問により、経済性、効率性を発揮しているかを確認した。
--	--

(3) 指摘事項及び意見

(有効性)

① 汚水処理施設の整備促進について

数値目標として汚水処理人口普及率を平成 22 年度 80.8%から平成 28 年度に 86.0%に向上させる目標を掲げている。

(単位：%)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
汚水処理人口普及率	85.3	85.6	85.8

汚水処理人口普及率は、平成 26 年度に 85.8%となっており、数値目標は平成 27 年度に達成見込みである。

② 河川等の美化及び保全のための市民ボランティアの登録者数の増加について

数値目標として市民ボランティアの登録者数を平成 22 年度 136 団体から平成 28 年度に 150 団体に増加させる目標を掲げている。

(単位：団体)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
市民ボランティアの登録者数	155	165	170

市民ボランティアの登録者数は、平成 24 年度に 155 団体となっており、数値目標を達成している。

監査の結果、補助金は「農山漁村地域整備交付金交付要領」に基づき申請及び交付されており特に指摘すべき事項はなかった。

14 地域水産物供給基盤整備事業

(1) 事業の概要

- 担当課： 農林水産部 漁港漁場整備課
  
- 事業目的： キジハタ、アワビ、サザエの資源造成と生産効率化のための漁場整備を行い、効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善を図ることを目的としている。

- 事業内容：・阿武菰地区 地先 10 か所に着定基質と藻場ブロックを設置  
・豊浦大津地区 地先 9 か所に着定基質と増殖礁を設置、沖合 4 か所に生産礁を設置

- 事業区分：継続事業（平成 24 年度～平成 29 年度）

- 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	11, 550	420, 000	383, 500
決算額	811, 729	419, 999	130, 588

- 委託料等執行状況

	決算額（千円）	契約方法	委託業者名
平成 26 年度	6, 210	指名競争入札	(株) パスコ外 15 件
平成 25 年度	18, 272 (内訳) 15, 572(現年分) 2, 700(繰越分)	(現年分) 指名競争入札 (繰越分) 指名競争入札	復建調査設計 (株) 外 3 件 (現年分) (株) 宇部セントラルコンサルタント (繰越分)
平成 24 年度	39, 771 (内訳) 3, 294(現年分) 36, 477(繰越分)	(現年分) 随意契約 (繰越分) 指名競争入札	マリノリサーチ (株) 外 4 件 (現年分) 日本工営 (株) 外 7 件 (繰越分)

- 平成 26 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 26 年度 決算額	主な内訳
共済費	19	日々雇用職員の労働保険料 19
賃金	1, 138	日々雇用職員賃金 1,138
旅費	447	県外 361 (大阪外 7 件)・管内 86
一般需用費	3, 306	電気代 900・物品 1,754 機械棟海水配管修繕 299・機械棟水道配管修繕 312 外修繕 1 件 41
役務費	180	電話代等 170・切手代 4・運搬料 6
委託料	6, 210	水産環境整備工事に伴う設計業務委託 2,385

		水産環境整備工事に伴う測量業務委託 2,376 阿武菰地区モニタリング調査事業（藻場）の魚礁潜水調査にかかる調査委託 700 外 13 件 749
使用料及び賃借料	660	豊浦大津地区水産環境整備事業（キジハタ魚礁）に係る用船料 360 阿武菰地区モニタリング調査事業（藻場）の効果調査に係る用船料 150 阿武菰地区モニタリング調査事業（藻場）の魚礁効果調査に係る用船料 150
工事請負費	106,3338	豊浦大津地区 水産環境整備工事 70,338 阿武菰地区 水産環境整備工事 36,000
公共等事務費	12,290	（旅費）関係機関との協議 363 （一般需用費）燃料代、複写代、物品代、修理代 518 （役務費）電話、運搬料 179 （使用料及び賃借料）高速道路利用料 4 （給与費振替）職員給与費の財源に振替 11,226
合計	130,588	

○ 財源の内訳：国庫支出金、県債、一般財源、分担金及び負担金

○ 根拠法令等：島根・山口県外海海域水産環境整備マスタープラン

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	事業は漁港漁場整備法に基づき実施。併せて「島根・山口県外海海域水産環境整備マスタープラン」が策定されており、当該プランに従って事業が実行されているかを確認した。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	藻場を造成することによって漁場の生産力の回復や、水産資源の生息場の環境改善が図られているかを検討した。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済	平成 26 年度決算額の 9 割弱を占める委託及び工事請負費について、その発注方法を確認し

性、効率性を発揮しているか？	た。
----------------	----

### (3) 指摘事項及び意見

#### ①委託及び工事請負費について

平成 26 年度決算額の 9 割弱を占める委託及び工事請負費について、指名競争入札により地場産業を活用し地域経済の活性化に貢献すると同時に、入札価額の最安値業者に事業発注し県費の削減に努めていることを確認した。

#### ②阿武荻地区について

地域水産物供給基盤整備事業の効果は、主に (ア) 水産物の生産性の向上、(イ) 水産物の生産向上による二次的経済効果、(ウ) 自然環境の保全・修復効果の三点が挙げられる。

当事業は平成 26 年度に完成したが、モニタリングは平成 27 年度からであるため効果の測定結果は今後となる。

着工前の便益評価によると年間に

- ・水産物の生産性の向上は 16,390 千円
- ・水産物の生産向上による二次的経済効果は 729 千円
- ・自然環境の保全・修復効果は 31,544 千円

の便益が見込める計算となっており、費用便益比率は 1.06 倍と試算されている。この自然環境の保全・修復効果とは、海藻が増加することにより、窒素含有率が増加し、それを窒素相当下水道処理費用に換算して算出している。

また、コンクリート製間伐材漁礁の間伐材は全て県内のものを使用することにより森林整備事業と連携して環境保全に寄与している。これは、県の推進する「森、川、海」の連携の基本理念に沿った取り組みであるといえる。

#### ③豊浦大津地区について

豊浦大津地区での着工前の便益評価によると年間 (ア) 水産物の生産性の向上 13,326 千円、(イ) 水産物の生産向上による二次的経済効果 631 千円、(ウ) 自然環境の保全・修復効果 19,683 千円の便益が見込まれ、費用便益比率は 1.12 倍と試算されている。豊浦大津地区は、特に沿岸部に新たにキジハタの漁場を形成することを目的としており、漁業就労環境に係る労務費及び燃料費の削減効果も見込んでいる。

環境政策と地域活性化政策が一体となった事業であるので、今後の漁獲高の増加と漁業就労者の増加及び地域経済の活性化への期待がされるところであるが、他の地区のモデルになるよう今後のモニタリング及び評価も進めていただきたい。

(指摘事項)

①

支払伺いの原議書に決裁日のないものがあった。なお、実際支払時の支出票には処理日及び支払日の日付は適切に記入されていることを確認した。

②

人事伺いについて、日々雇用の採用方法及び決裁方法を確認した結果、原議書の決裁日が記載されていなかった。

③

日々雇用職員出勤表の日数と支出内訳調書で実際支給された額の整合性を確認した結果、支出は適正に行われていたが、日々雇用職員出勤表の日数合計額に未記入のものがあった。

## 15 交通安全施設整備事業

(1) 事業の概要

○ 担当課：土木建築部 道路整備課

○ 事業目的：円滑で安全な交通環境の確保

○ 事業内容：

事業	事業概要
標識、路面標示等の補修	路面標示等の補修を行う事業である。

○ 事業区分：継続事業

○ 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	397,000	430,000	400,000
決算額	397,000	458,480	400,000

決算額は翌年度繰越額を含む。

平成 25 年度は追加補正が 28,480 千円あったため、当初予算額を超えた決算額となっている。

○ 委託料等執行状況 (単位：千円)

	決算額	執行方法	委託先
平成 26 年度	25,407	指名競争入札	コイト電工 (株) 他 16 件
平成 25 年度	31,179	指名競争入札	コイト電工 (株) 他 10 件
平成 24 年度	53,490	指名競争入札	西日本高速道路エンジニアリング (株)



		他 23 件
--	--	--------

○ 平成 26 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

	平成 26 年度 決算額	主な内訳
委託料	25,407	電気設備設計業務、トンネル照明設計業務
工事請負費	268,881	転落防止柵設置工事、区画線設置他
補償補填及び賠償金	6,818	移転補償
事務費	14,218	-
次年度繰越	84,676	
合計	400,000	

○ 財源の内訳：元金交付金基金受入金、県債、一般財源

○ 根拠法令等：道路法第 42 条

(2) 監査要点と実施した手続

当事業は全体として小口多数の取引で構成されているため、以下についてのみ任意抽出して検討を実施した。

- ・ 工事名：平成 26 年度 一般県道山口阿知須宇部外線単独交通安全二種（県道）工事  
第 1 工区 山口市小郡下郷外 地内

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	入札、契約、完成検査等について適切に実施されているかどうかを確認した。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	工事の現地視察を行った。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	入札及び工事の積算について確認し、現地視察を行った。

### (3) 指摘事項及び意見

#### ①【合規制について】

入札、契約、完成検査等については山口県の規定に基づいて実施されており、指摘すべき事項はなかった。

#### ②【有効性について】

工事対象である路線について視察を行った。

工事対象の路線の区画線は適切な補修工事の結果、道路の安全性を確保するに十分な効果を有していると判断した。

当事業の有効性について問題はないものと判断した。

#### ③【経済性、効率性について】

入札においては、予算の範囲内かつ最低制限価格以上で入札を行った者により落札されていた。また、工事の積算についても経済的に明らかに不要と判断されるような内容は含まれていない。

また、補修対象となる区画線は防府土木建築事務所の判断により工事対象路線から選択をされている。視察した結果、必要な部分に十分な補修がなされており、補修を行っていない区画線については現状において十分な機能を現有していると判断された。

以上より、経済性及び効率性について問題はないものと判断した。

## 16 街路事業

### (1) 事業の概要

○ 担当課：土木建築部 都市計画課

○ 事業目的：都市の骨格を形成するとともに、都市機能を維持増進させるため。

○ 事業内容：街路は、交通路・宅地の利用増進・市街路の誘導・日照・通風などの生活空間、防災空間、上下水道・電気・ガスなどの設置空間、情報伝達機能、都市の構成や景観構成など多目的空間としての機能を有している。そこで、交通の円滑化や安心・安全な歩行空間の確保、市街地の活性化等を図るため、都市の骨格をなす都市計画道路を整備し、交通の円滑化を促進する。

○ 事業区分：継続事業

○ 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
最終予算額	4,681,431	3,962,540	4,585,882
決算額	4,116,290	2,202,907	3,390,001

- 各年度の最終予算額、決算額には、現年分と繰越分が含まれる。例えば、平成26年度の決算額については、現年分1,630,441千円と繰越分1,759,560千円の合計となる。

○ 平成26年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成26年度 決算額	主な内訳
委託料	140,515	街路整備工事に伴う設計業務委託等
使用料及び賃借料	796	施工ヤード借上に伴う借地料
工事請負費	432,255	街路整備事業に係る工事
公有財産購入費	308,447	街路用地の購入
補償、補填及び賠償金	610,618	街路用地取得に伴う移転補償等
公共事務費	137,810	人件費等
合計	1,630,441	

○ 財源の内訳：国庫補助金、県債及び一般財源、市町負担金

○ 根拠法令等：都市計画法

(2) 監査要点と実施した手続

当事業は全体として小口多数の取引で構成されているため、以下の2事業についてのみ任意抽出して検討を実施した。

① 都市計画街路 今魚店金谷線事業

事業目的：今魚店金谷線の延伸により、観光客の導線確保及び地域住民の安全確保

事業内容：用地・建物の収用（任意収用）

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令	・収用に係る契約書等を閲覧した。(不動産につき実印確認：印鑑証明)

等に違反するものはないか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補償価額算定書を閲覧した。</li> <li>・ 支払（請求書）を閲覧した。</li> </ul>
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	・ 道路整備の必要性についてヒアリングを実施した。（環境問題の観点から）
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	同上

## ②都市計画街路 中央通り線事業

事業目的：現道の拡幅、交差点及び歩道の整備により、交通の円滑化を図る

事業内容：現道拡幅、共同電線溝

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	・ 工事請負契約に係る事務手続き及び支払手続きが、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	・ 街路事業目的の達成のために、その効果が認められるかを確かめた。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	・ 街路事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているかを確かめた。

## (3) 指摘事項及び意見

### ①都市計画街路 今魚店金谷線事業について

本事業については、今魚店金谷線を延伸することにより伝統的建造物群保存地区である堀内地区の狭小な生活道路への観光車両流入を防止し、住民の交通安全を確保することを主眼としている。従って、直接的な環境保全というよりは、地域住民の安全確保や観光客の導線確保を通して無理な進入を防ぎ環境保全に寄与することになる。世界遺産にも登録された萩には、今後もますますの交流人口増加が期待されている一方で、地域住民の生活が守られることも必要な中で道路の延伸により観光客の導線を確保することは、意義のある事業であると考えている。

なお、収用における契約や価額算定、支払までの事務手続きに問題は発見していない。

## ②都市計画街路 中央通り線事業について

中央通り線は周南市を東西に走る幹線道路であり、旧徳山市、旧新南陽市相互の中心市街地を連絡するとともに、山陽自動車道及び国道2号と国際拠点港湾徳山下松港とを連絡する道路であり、山口県地域防災計画では、緊急輸送道路に指定されている。また、周南市都市計画マスタープランにおいて、都市の主要な骨格となる幹線道路として位置づけられている。

本事業は、主要な幹線道路である中央通り線について、慢性的な交通渋滞を解消し、市内拠点地区の連携を強化するとともに、徳山東ICなどの広域交通拠点へのアクセス強化を図るため、4車線拡幅整備を行っている。また、良好な都市景観を形成することや防災面から電線類の地中化を行っている。

4車線拡幅整備により、円滑な交通が確保され、緊急輸送道路としての機能が強化されることや、旧徳山市と旧新南陽市の中心部の連携強化により、中心市街地の活性化が期待される。また、電線類の地中化により、良好な都市景観を形成すること、災害時の緊急交通路の確保が期待されることから意義のある事業であると考えられる。

なお、工事請負契約に係る事務手続き及び支払手続きに問題は発見していない。

## 17 流域下水道整備事業

### (1) 事業の概要

○ 担当課：土木建築部 都市計画課

○ 事業目的： 生活環境の向上、優れた自然環境の保全や河川、海域など公共用水域の水質の保全等を図る。

○ 事業内容： ①周南流域下水道

山口県の東部に位置する島田川流域は、昭和40年代からの高度成長と共に周南及び岩国工業地帯のベッドタウンとして都市化が進み、この地域から排出される汚水により島田川とこの河口から東西に広がる虹ヶ浜・室積両海水浴場付近の水質悪化が年々進行した。

このため、この水域における水質の保全を図り良好な生活環境を確保すべく山口県では、光市、熊毛町(現周南市)、大和町(現光市)、周東町(現岩国市)、玖珂町(現岩国市)、の1市4町(現3市)を対象とする周南流域下水道計画を策定し、昭和52年度から事業に着手した。昭和61年10月には光市の一部を供用開始し、引き続き昭和63年4月に熊毛町(現周南市)、大和町(現光市)の一部を、平成3年4月に周東町(現岩国市)、玖珂町(現岩

国市の一部を供用開始しており、今後も関連市と連携して生活環境の向上や島田川をはじめ流域の水質改善を図っていく。

②田布施川流域下水道

山口県の東南部に位置する田布施川の流域は、商業・工業が活性化すると共に急速に都市化が進み、この地域から排出される汚水により田布施川並びにその下流に位置する平生湾や瀬戸内海国立公園の水質は年々悪化していたため、早急に水質汚濁を防止し、良好な生活環境を確保することが必要となった。

このため、山口県では、田布施町、平生町の 2 町を対象とした田布施川流域下水道計画を策定し、平成 3 年度から事業に着手した。平成 8 年 11 月には両町の一部を供用開始しており、今後も関連町と連携して生活環境の向上や田布施川をはじめ流域の水質改善を図っていく。

- 事業区分：継続事業

- 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
当初予算額	182,500	375,760	650,500
決算額	69,332	121,556	153,106

- 平成 2 6 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 2 6 年度 決算額	主な内訳
給料	7,546	流域下水道の建設整備に関与する職員の給料
職員手当	4,695	流域下水道の建設整備に関与する職員の手当
共済費	2,718	流域下水道の建設整備に関与する職員の共済費
旅費	55	流域下水道の建設整備に関与する職員の旅費
一般需用費	173	公用車燃料代 64 千円、事務用品購入など
役務費	250	電話料金 250 千円
使用料及び賃借料	100	PC リース料 100 千円
工事請負費	137,558	田布施川流域下水道浄化センターの建設工事 (機械設備工事 82,358 千円、電気設備工事 55,200 千円)
備品購入費	11	事務用品購入

合 計	153,106	
-----	---------	--

○ 財源の内訳：国庫補助金、県債及び一般財源、市町負担金

○ 根拠法令等：下水道法

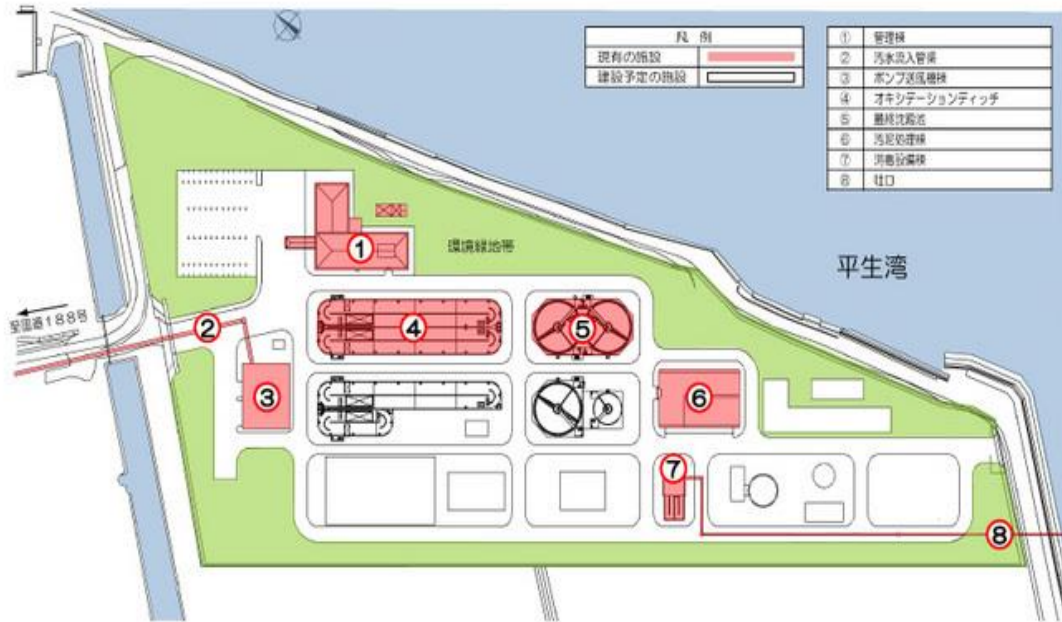
(2) 監査要点と実施した手続

当事業は周南流域下水道と田布施川流域下水道の二つの流域で事業構成されているが、田布施川流域下水道事業について監査手続を実施した。

田布施川浄化センター施設の概要

名称	建設予定	現有	構造・仕様
管理棟	1	1	延床面積 1,244 m <sup>2</sup> (事務室、中央監視室、理化学試験室、空調設備)
ポンプ送風機棟	1	1	延床面積 1,957 m <sup>2</sup> (流入ゲート、主ポンプ、送風機、脱臭設備、し渣脱水機)
汚泥処理棟	1	1	延床面積 1,898 m <sup>2</sup> (汚泥濃縮、汚泥脱水設備)
消毒設備棟	1	1	建築面積 76 m <sup>2</sup> (紫外線滅菌設備)
オキシデーション ディッチ	4	2	巾 5m×長さ 155.6m×水深 4m×3 池 巾 5m×長さ 45.3m×水深 4m×1 池
最終沈澱池	4	2	Φ 21.5m×水深 3.5m×3 池 Φ 12.0m×水深 3.5m×1 池
吐口	1	1	H.P Φ 900mm

## ■田布施川浄化センターの施設配置図



監査要点	実施した手続
<p>①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？</p>	<p>・工事請負契約に係る事務手続き及び支払手続きが、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。</p>
<p>②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？</p>	<p>・流域下水道整備事業目的の達成のために、その効果が認められるかを確かめた。</p>
<p>③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？</p>	<p>・流域下水道整備事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているかを確かめた。</p>



### (3) 指摘事項及び意見

田布施川流域下水道事業は、田布施川流域下水道浄化センターの施設増設工事や長寿命化に係る施設改築工事に係る工事請負費が事業費の大半を占める。

田布施川流域下水道浄化センターは、水質汚濁の防止や良好な生活環境の確保を目的に平成 8 年 11 月に供用開始され、約 18 年が経過している。供用開始から設置されている設備は、老朽化等により機能低下が発現している状況である。施設内の設備等の機能低下により、設備等が機能停止するような事態が発生すれば、汚水の流出やトイレの使用不可などが発生し、処理区域内の全対象者に甚大な影響を及ぼすこととなる。このような事態を未然に防ぐこと、また、ライフサイクルコストの最小化を図るためには、計画的な増改築計画に基づき施設の整備を実施して行く必要がある。

県は山口県下水道長寿命化計画(田布施川流域下水道浄化センター)を策定し、当該計画に基づいて施設の整備が行われていることを確認した。また、工事請負契約の締結、支払い手続きまでの事務手続きに問題は発見していない。

## 18 過疎地域下水道代行事業

### (1) 事業の概要

- 担当課：土木建築部 都市計画課
  
- 事業目的：周防大島町の久賀地区及び大島地区は、汚水処理施設が未整備である。財政力や技術力が十分でない町に代わって、県が終末処理場及び幹線管渠の整備を行うことにより、過疎地域の下水道整備を促進し、生活環境の改善や公衆衛生の向上、海域等の公共用水域の水質保全を図る。
  
- 事業内容：過疎市町の下水道整備を代行する
  
- 事業区分：平成 26 年度から平成 32 年度
  
- 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成 26 年度
当初予算額	100,000
決算額	99,999

○ 委託料等執行状況

	決算額 (千円)	契約方法	委託業者名
平成 26 年度	9,890	指名競争入札	榊錦測量事務所 3,566 榊坂本建設コンサルタント 6,324

○ 平成 26 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 26 年度決算額	主な内訳
委託料	9,890	終末処理場等整備に係る調査等
前払金	17,930	委託料前払金
次年度繰越額	72,179	
合計	99,999	

○ 財源の内訳：一般財源

○ 根拠法令等：過疎地域自立促進特別措置法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【 <b>合規性について</b> 】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	・「山口県工事執行規則」に則って業務が執行されていることを確認した。
②【 <b>有効性について</b> 】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	・代行業業により整備された下水設備の利用者を追跡することにより事業の有効性を検討した。
③【 <b>経済性、効率性について</b> 】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	・委託事業については、指名競争入札により最低価格受注し、県費を有効活用していることを確認した。

### (3) 指摘事項及び意見

#### ① 都道府県代行制度の概要について

下水道による処理人口普及率は、全国で約 8 割に達しているが、特に、過疎市町村では財政力・技術力等が十分でないため、下水道事業の着手・整備促進がなかなか進まない状況にある。そこで、これら過疎地域に係る下水道整備を促進するため、過疎地域活性化特別措置法が改正され、平成 3 年度から都道府県が市町村に代わって下水道の根幹的施設の建設を行う「都道府県代行制度」が実施されることとなり、更に平成 7 年度に指定要件の緩和を実施し、平成 9 年度には地域要件の追加を行っている。

過疎地域活性化特別措置法は、平成 11 年度末までの時限立法であったが、平成 12 年度に過疎地域自立促進特別措置法（平成 21 年度末までの時限立法）が新たに施行され、平成 22 年度、さらに平成 25 年度に過疎地域自立促進特別措置法が改正され（平成 32 年度末までの時限立法）、「都道府県代行制度」は従前のおり継続されることとなった。また、平成 15 年度には人口要件の基準年度を平成 7 年から平成 12 年に変更したほか、代行制度により整備を実施した箇所に関し、増設についても代行制度で整備できることとした。

過疎市町村が市町村合併により過疎市町村でなくなる場合の取扱いについては、平成 14 年 3 月 31 日以降に合併を行った市町村について、合併が行われた日から 10 年を経過する日の属する年度末までの間に限って、合併前の市町村の区域の単位で対象要件を判断し、都道府県過疎代行制度の適用が可能である（出典：下水道事業の手引き 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部下水道事業課監修）。周防大島町は平成 26 年度で合併後 10 年を経過し対象要件に該当しなくなり、他の過疎地域も下水道事業の着手予定はないことから、過疎地域下水道代行事業の執行は、山口県では周防大島町が最後となる。

山口県の汚水処理普及率は平成 26 年度末において 84.9%となっている。周防大島町では、旧町毎に段階的に下水道の整備を実施しているところであるが、汚水処理普及率は平成 26 年度末で 62.4%であり、県内で 2 番目に低い状況である。過疎地域においては財政力も貧弱で技術力にも限界があることから、国も代行事業を立法化し支援しているところである。県としては、代行要件を満たす地域についてはこれまでも支援してきており、周防大島町の要望に応え、事業実施のはこびとなっている。

#### ② 委託事業について

平成 26 年度完了分について、関係書類を閲覧し、以下の事項について確認した。

##### ア 久賀・大島浄化センター過疎地域下水道代行工事に伴う測量業務委託（第 2 工区）

入札参加指名	平成 26 年 7 月 4 日	主たる事務所を柳井土木建築事務所管内以東に有し、所定の条件を満たす業者 8 人を選定	最低落札価格 2,872,800 円で (株)錦測量事務所が落札
--------	-----------------	--	--

契約締結	平成 26 年 8 月 4 日		平成 26 年 8 月 5 日か ら平成 26 年 11 月 14 日
変更契約（期間延長 申請）	平成 26 年 11 月 6 日	他工区との調整に 不測の日数を要し たため	平成 26 年 12 月 15 日までに変更
変更契約（設計変更）	平成 26 年 12 月 4 日	現地精査の結果、3 級基準点測量を追 加したため	契約総額 3,566,160 円 (693,360 円増額)
前払金請求	平成 26 年 8 月 12 日		800,000 円
委託業務完了通知	平成 26 年 12 月 12 日		
引渡証	平成 26 年 12 月 15 日		
業務検査	平成 26 年 12 月 15 日		
請求日	平成 26 年 12 月 18 日		
支払日	平成 26 年 12 月 24 日		

イ 久賀・大島浄化センター過疎地域下水道代行工事に伴う測量業務委託（第 3 工区）

入札参加指名	平成 26 年 7 月 4 日	主たる営業所を防 府土木建築事務所 管内以東の山口県 内又は営業所を柳 井土木建築事務所 管内に有し所定の 条件を満たす 13 人 を選定	最低落札価格 8,154,000 円で (株)坂本建設コンサル タントが落札
契約締結	平成 26 年 8 月 4 日		平成 26 年 8 月 4 日か ら平成 26 年 12 月 15 日まで
変更契約（期間延長）	平成 26 年 12 月 5 日	関連する他の業務 （設計）との調整 に日数を要したた め	平成 26 年 2 月 27 日 までに変更
変更契約（期間延長）	平成 27 年 2 月 25 日	関連する他の業務 （設計）との調整 に日数を要したた	平成 27 年 3 月 31 日 までに変更

		め	
変更契約(設計変更)	平成 27 年 3 月 9 日	現地照査の結果、ボーリング本数を減じたため	契約総額 6,324,480 円に変更 (1,829,520 円減額)
委託業務完了通知	平成 27 年 3 月 26 日		
引渡証	平成 27 年 3 月 31 日		
業務検査	平成 27 年 3 月 31 日		
請求日	平成 27 年 3 月 31 日		
支払日	平成 27 年 4 月 15 日		

入札手続きから、発注、変更契約、引渡及び支払までの一連の業務は、適正に行われていることを確認した。また、変更契約後の金額については、当初の請負対象設計額に占める実際請負金額の割合で算出する計算式があり、計算式通りに算出されていることを確認した。

(指摘事項)

ただし、全ての起案書に決裁日の記載が漏れていたため、記入漏れのないようにしていただきたい。

当該工事は、平成 32 年度までの 7 年間で予定しており、工事期間 1 年目となる平成 26 年度は、第 2 工区の測量と第 3 工区の地質調査については完了したが、他の工区の委託事業は完了せず、前払金の支出以外は平成 27 年度に繰り越されている。

なお、事業計画は以下のようになっている。

年度別事業費

(単位: 百万円)

区 分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	合計
事業費	100	352	818	813	800	800	791	4,474
終末処理場	地質調査・測量・設計 工事 							
幹線管渠	地質調査・測量・設計 工事・地質調査・測量・設計 							

(出所: 都市計画課下水道班)

### ③ 下水道整備の便益評価について

県は、代行業業引き受けに際して費用便益比の算出を行っている。計算方法は、費用は下水道総工事費であり、便益は下水道整備を行ったことによる生活環境の改善を金額換算したものと、下水道整備を行わなかったとしたら設置しなければならない浄化槽の設置費

及び維持費等を算出したものの合計で表し、それぞれ現在価値になおし、単年度の便益を算出し72年間の累積額を計算している。その結果、平成39年に便益が費用を186,000千円上回り、着工から72年間で5,405,000千円の便益が見込める結果となっている。下水道整備は初期投資は多額の資金を要するが、一旦整備してしまうと耐用年数も長くランニングコストも限られているからである。また、浄化槽は耐用年数が下水処理場の50年に対して26年と短く再投資が必要であり、毎年の維持費や排水処理のための経費が掛かるため、最終的には割高になると見積もられている。

## 19 交通事故防止施設総合整備事業

### (1) 事業の概要

- 担当課：警察本部 交通規制課
  
- 事業目的： 「山口県交通安全計画」に基づき、交通事故が多発している道路その他特に交通安全を確保する必要がある道路について、交通安全施設整備事業を推進することにより交通環境の改善を図り、交通事故防止及び交通の円滑化を図ることを目的とする。
  
- 事業内容： 高齢者及び速度抑制に配慮した信号機などの各種交通安全施設の整備を図り、交通事故のない安全で安心なまちづくりを推進する。
  - 高齢者対策の推進
    - ・ 信号灯器のLED化
    - ・ 照明灯付横断歩道標識の設置
    - ・ 横断歩道標示、道路標識の高輝度化
  - 速度抑制対策の推進
    - ・ 速度標識、速度標示の整備
    - ・ 速度感应式信号制御装置の設置
  - その他の交通安全施設の整備
    - ・ 視覚障害者用付加装置、音響式信号機の整備
    - ・ はみ出し禁止ラインの高輝度化

### ○ 事業区分：継続事業

### ○ 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額	1,124,208	1,237,284	1,155,329
決算額	1,015,300	1,168,510	1,118,393

○ 委託料等執行状況

委託料

	決算額（千円）	契約方法	委託業者名
平成 26 年度	4,148	指名競争入札 等	(株) Y 建設コンサルタント 他 2 件
平成 25 年度	3,717	一般競争入札 等	(株) N コンサルタント他 2 件
平成 24 年度	3,087	一般競争入札 等	(株) N コンサルタント他 1 件

○ 平成 26 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 26 年度 決算額	主な内訳
賃金	1,677	標識管理臨時職員
一般需用費	59,842	LED 式交通信号灯器
委託料	4,148	設計業務委託、交通実態調査
工事請負費	1,051,390	交通信号機新設改良工事等
その他	1,336	
合 計	1,118,393	

○ 財源の内訳：一般財源、県債、国庫補助

○ 根拠法令等：交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（推進法）

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	・事務処理が、県の定める会計規則等に準拠して行われていることを確かめた。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	・第 8 次及び第 9 次山口県交通安全計画の目標指標と実数値を比較して、その効果の程度を確かめた。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経	・例外を除き、一般競争入札で業者が選定されていることを確かめた。

済性、効率性を発揮しているか？	
-----------------	--

(3) 指摘事項及び意見

①事故死者数及び人身事故発生件数の推移について

各年におけるそれぞれの推移は、以下の通りである。

山口県交通安全計画の目標指標と実数値					
年	事故死者数		人身事故発生件数 (人口10万人当たり)		備考
	目標指標	実数値(人)	目標指標	実数値(件)	
平成18年	92人以下	108	500件以下	619	第8次山口県交通安全計画
平成19年		115		606	
平成20年		91		554	
平成21年		108		532	
平成22年		96		531	
平成23年	77人以下	74	450件以下	518	第9次山口県交通安全計画
平成24年		56		501	
平成25年		65		487	
平成26年		58		445	

年	山口県の人口	人身事故発生件数
平成18年	1,483,531	9,189
平成19年	1,473,994	8,939
平成20年	1,464,566	8,118
平成21年	1,456,800	7,751
平成22年	1,451,338	7,709
平成23年	1,442,414	7,476
平成24年	1,431,294	7,176
平成25年	1,420,003	6,914
平成26年	1,408,938	6,268

注1：山口県交通安全計画の目標指標は、山口県環境生活部地域安心・安全推進室資料による。

2：山口県の人口は、各年の10月1日現在の推計人口であり、山口県総合企画部統計分析課資料による。

3：人身事故発生件数は、山口県警察本部資料による。



ア 事故死者数について、第9次山口県交通安全計画では目標指標を77人以下としているが、実数値はそれを下回っており、しかも年々減少傾向にある。

イ 人身事故発生件数（人口10万人当たり）についても、第9次山口県交通安全計画では目標指標を450件以下としている。実数値は平成25年までは上回っていたが、平成26年は下回っており、しかも年々減少傾向にある。

ウ 山口県の人口は、平成18年から平成26年まで74,593人減少（5.1%減）している。しかしながら、人身事故発生件数は2,921件の減少であり、その減少件数は率にして31.8%のため、当事業に一定の効果があると思われる。

監査の結果、指摘事項及び意見はなかった。

## V 環境関連産業の育成・集積

### 1 再生可能エネルギー関連設備導入支援事業

#### (1) 事業の概要

○ 担当課:環境生活部 環境政策課

○ 事業目的: 民生部門におけるCO2排出量の削減や関連産業の振興を図るため、県産製品として登録された再生可能エネルギー関連設備の住宅への導入を支援する。

○ 事業内容:

事業	事業概要	
山口県産再生可能エネルギー関連設備登録制度	県内企業が製造・加工した設備や、県産の原材料をもとに製造・加工された設備等について、企業からの届出に基づき、県が登録し公表する。	
	区分	内容
	県内製造型	県内での製造・加工
	県内原材料加工型	再エネ関連設備の主要部材に県内産原材料を使用
	県内技術活用型	県内企業等が有する再エネ技術を活用
県内省エネ・再エネ一体型	県内省エネ設備等を再エネ関連設備・再エネ技術を組み合わせ	
山口県産再生可能エネルギー関連設備導入支援事業補助金	<b>【補助要件】</b> ・「山口県産再生可能エネルギー関連設備」の導入 ・県内事業者による施工	

	<b>【補助単価】</b> ・太陽光発電:1万円/kW ・太陽熱利用:1.2万円/m <sup>2</sup> (上限4m <sup>2</sup> ) ・地中熱利用等:10万円(125m <sup>2</sup> 以上)
--	--

○ 事業区分: 継続事業

○ 予算額と決算額の推移 (単位:千円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額	187,200	121,812	109,088
決算額	182,177	78,122	56,820

○ 委託料等執行状況

なし

○ 平成26年度決算額の主な内訳 (単位:千円)

節	平成26年度 決算額	主な内訳
旅費	22	県内旅費
一般需用費	21	消耗品等
役務費	12	通信費等
委託料	2,950	受付審査事務業務
負担金補助金及び 交付金	53,815	再エネ県産品導入補助金
合計	56,820	

○ 財源の内訳: 一般財源

○ 根拠法令等: 地球温暖化対策の推進に関する法律

山口県地球温暖化対策実行計画

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか?	「山口県再生可能エネルギー関連設備導入支援事業補助金交付要綱」及び「山口県再生可能エネルギー関連設備導入支援事業補助金交付要領」に従って補助金交付がな

	されているかどうかについて検討を行った。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	「山口県再生可能エネルギー推進指針」の導入目標を達成することを目標として実施している。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	受付審査事務について山口県予防保健協会に委託している。業者選定から完了報告書までが経済的になされているかを検討した。

### (3) 指摘事項及び意見

#### ① 合規性について

##### ア 補助金の交付申請について

##### (指摘事項)

「山口県再生可能エネルギー関連設備導入支援事業補助金交付要綱」においては、補助金の交付申請について「事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付を可とする通知を受けた年度の 3 月 10 日のいずれか早い期日までに(略)、知事に提出しなければならない」と規定している。しかし、山口県予防保健協会の受付が申請書に添付する「事業実績書及び収支決算書」の工事完了日から、30 日以内となっていない申請書について補助がなされている事例が存在した。一律に工事完了の日から起算して 30 日以内の申請でなければ受け取らない取扱いをしていない、との説明を受けた。しかし、公平性の観点から交付要綱に従っていない申請をどの範囲まで認めるかという点について不明確とならないよう交付要綱に従って一律的な取扱いをするべきである。

##### イ 補助金交付申請書の添付資料等について

##### (指摘事項)

山口県再生可能エネルギー関連設備導入支援事業補助金交付申請書の添付資料として納税証明書(全ての県税及び市町税のうち個人住民税について滞納がないことを証するもので、発行後 3 か月以内の原本)が求められている。しかし、納税証明書の日付が平成 27 年 5 月と年度末を大幅に超えているものが見られた。必要な添付書類が確認できない場合には補助金の交付決定を行うことは妥当ではない。

また、補助金交付申請兼実績報告書の添付書類の(7)で、補助対象設備の引渡書(工事完了報告書や電力事業者との電力需給契約書の写しでも可)と記載されている。しかし、引渡書の添付ではなく、電力業者からの電力需給契約書を添付している場合が大半であった。特に年度末に向かう 2 月から 3 月の当該契約書からは、3 月 10 日までに事業が完了していることは外形的には不明と考えられる。

なお、3 月 10 日までに設置が完了しないと判断した申請者は、廃止承認申請書を提出することとなるが、県から申請者への確認で設置は完了しているとして補助対象としているものも数件認め

られた。この場合においては「設置完了」の定義を明確にして、これに該当する添付書類を提出することが必要である。

## ②有効性について

(意見)

再生可能エネルギー導入指針目標の進捗状況(太陽光発電の部分のみ)は、以下の通りである。

区分	平成 23 年度末	平成 25 年度末	平成 26 年度末	平成 27 年度末	平成 28 年度 末(導入目標)	達成率	平成 32 年度末 (導入目標)	達成率
太陽光発電(全体)	73,861	124,048	241,989	407,057	230,000	159.7%	325,000	113.0%
一般家庭等	73,861	113,048	184,723	273,479	165,000	156.6%	225,000	114.9%
メガソーラー	0	11,000	57,266	133,578	65,000	167.6%	100,000	108.9%
太陽熱利用	10,231	11,236	13,095	13,890	15,000	92.6%	20,000	69.5%
地中熱利用	227	242	253	261	360	72.5%	500	52.2%

太陽光発電に関しては、再生可能エネルギー導入指針目標の平成 32 年度末の導入目標をすでに達成している状況にある。国の再生エネルギー関連の政策との関連性も強いいため難しい状況ではあるが、山口県としては太陽光発電以外の再生エネルギー導入の促進をより進めることが出来る補助金とすることが望まれる。なお、平成 26 年度においては、太陽熱利用給湯システムについて 1 件の申請交付があり、太陽熱利用空調システムについても 1 件の申請交付があった。

また、太陽熱利用に関して、平成 27 年度末の導入目標達成率は 92.6%である。当事業での補助金の交付申請は低調であるものの、交付対象外の一体型の太陽熱温水給湯システムが増加しているため導入目標に近い水準となっている。当事業の補助金対象の太陽熱利用給湯システムは分離型のものであるため、一体型の太陽熱温水給湯も補助対象とすることで、当補助金の利用が促進され、結果的に CO2 の排出が削減されと考えられる。

## ③経済性、効率性について

契約についての関連資料や実績報告書を閲覧した結果、経済性、効率性について問題はないものと判断した。

## 2 循環型産業育成推進事業

### (1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課
  
- 事業目的： 循環型社会の形成を図るため、廃棄物等の 3R に係る研究開発から普及拡大までの各段階に見合ったタイムリーな支援を行うことにより、産業成長を促進するとともに、これらの観点を踏まえた次期循環計画の改定調査を実施する。
  
- 事業内容：①廃棄物 3R 事業化支援  
幅広い分野で顕在化した廃棄物 3R に係る実用化技術の実用化を促進するため、県産業技術センターを核とする産学公の事業化プロジェクトチームへの支援を通じて、産業廃棄物等の 3R 及び適正処理の推進を図る。  
②廃棄物 3R 推進事業  
国の第 3 次循環計画が示す「2R の推進」の基本的方向を踏まえ、リデュース、リユースを加えた産業廃棄物等の 3R 効果が高い施設整備への補助を実施する。併せて、バイオマス等の再生可能エネルギー関連施設の整備を促進強化する。  
③資源循環事例等認定普及事業  
リサイクル製品とエコ・ファクトリーの認定事業を行う。第 2 次循環型社会形成推進基本計画において、認定数の目標値を設定する。  
④循環型社会形成推進基本計画改定事業  
廃棄物処理法及び県循環条例に基づく法定計画（第 2 次循環型社会形成推進基本計画）の改定に必須の実態調査を実施する。特に今年度改定された国の第 3 次循環計画や山口県環境基本計画の基本的方向等に沿った改定作業を進める。
  
- 事業区分：継続事業

### ○ 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	62,100	67,400	90,484
2 月補正	35,854	37,203	124,215
決算額	35,853	36,853	123,454

\* 決算額は翌年度繰越額を含む。

○ 委託料等執行状況 (単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成26年度	21,277	随意契約（プロポーザル）	(株) エックス都市研究所
	10,000	随意契約	山口県産業技術センター
平成25年度	5,000	随意契約	山口県産業技術センター
平成24年度	0		

○ 平成26年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成26年度 決算額	主な執行内訳
報償費	129	3R推進事業費補助審査会（83千円） リサイクル製品等審査会（46千円）
旅費	613	審査会旅費他
需用費	1,459	パンフレット、消耗品
役務費	80	電話使用料
委託料	31,277	廃棄物3R事業化検討業務 循環型社会形成推進基本計画改定業務
使用料及び賃借料	199	E T C使用料等
負担金補助及び交付金	89,697	廃棄物3R推進事業費補助金
合計	123,454	

○ 財源の内訳：その他（産業廃棄物税）

○ 根拠法令等：廃棄物処理法・山口県循環型社会形成推進条例

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
<p>①【<b>合規性について</b>】</p> <p>当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「廃棄物 3R 事業化支援事業」は、(地独) 山口県産業技術センターへ委託し、産学公連携による産業廃棄物 3R の事業化検討を行うものであり、契約事務について適正に行われているか確認した。</li> <li>・「廃棄物 3R 推進事業」は、山口県廃棄物 3R 推進事業補助金審査会設置要綱に基づき、循環型産業育成推進事業に係る「審査委員」の嘱託は適正に行われているか、また、補助効果は認められるかを確かめた。</li> <li>・「資源循環等認定普及事業」は、山口県リサイクル等認定審査会設置要綱等に基づき、審査委員の選定は行われているか。また、認定の公平性は保たれているか等について検証した。</li> <li>・「循環型社会形成推進基本計画改定事業」は、山口県循環型社会形成推進基本計画改定に関する調査事業に係るプロポーザル応募要領に基づき、審査・決定方法等について確認した。</li> </ul>
<p>②【<b>有効性について</b>】</p> <p>当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ それぞれの事業について、循環型社会の形成を図るため、廃棄物等の 3R に係る研究開発から普及拡大までの各段階において、タイムリーな支援を行っているか、産業成長は促進されているか、また、循環計画の改定に必要な調査は実施されたのか等について検証した。</li> </ul>
<p>③【<b>経済性、効率性について</b>】</p> <p>当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？</p>	<p>県内事業者等による廃棄物の 3R (排出抑制・再利用・再生利用) 活動を促進するため、技術開発から製品認定普及までの各段階について県として支援していることを確かめた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「廃棄物 3R 事業化支援事業」 産学公連携による産業廃棄物の 3R の事業化の検討</li> <li>・「廃棄物 3R 推進事業」 3R 関連施設整備補助金の交付</li> <li>・「資源循環事例等普及事業」</li> </ul>

	リサイクル製品、エコ・ファクトリーの 認定・普及
--	-----------------------------

### (3) 指摘事項及び意見

#### ① 廃棄物 3R 事業化支援事業について

##### ア スラグ等無機系廃棄物のリサイクル等の事業化検討

県内で大量発生し、最終処分されているスラグや廃石膏の再資源化について、社会的要請が高まっている。一方、建設現場において建設汚泥や軟弱土壌が大量に排出され、関連業界ではその対応に苦慮している。産業技術センターでは、平成 22 年～23 年度の研究「環境浄化型の無機系固化材料の開発」において、スラグと廃石膏を有効活用した土壌固化材の開発を行っている。しかし、固化材を事業化するためには様々な建設発生土に対する基礎的なデータが必要であるが、実際の基礎的データは乏しい状況である。そこで事業化検討チームは、固化材を実際に含水した土壌や建設汚泥に添加して固化能力を評価し、また土質改良効果を検討し、事業の成果及び今後の課題等についても明確に把握しており、それらからは特に問題は認められなかった。

##### イ 小型家電リサイクルシステムの構築に係る事業化検討

廃棄物の適正処理及び事業の収益性確保の観点から、小型家電の回収方法、破碎・分離から従来回収してきた鉄、銅だけでなく、レアメタル、プラスチック等の有用資源を効率的に回収するリサイクルシステム構築に向けた事業化の検討は、どのようになされたのか検証したが、小型家電リサイクルシステムの構築に係る事業化については、ようやく芽が出始めたところであり、今後の展開に弾みをつけるものであり、特に、問題点は見受けられなかった。

#### ② 廃棄物 3R 推進事業について

国の第 3 次循環計画が示す「2R の推進」の基本的方向を踏まえ、リデュース、リサイクルに、リユースを加え、産業廃棄物等の 3R 効果が高い施設整備へ、山口県廃棄物 3R 推進事業補助金交付要綱に基づき補助を実施するものである。

対象事業の募集については、「やまぐち産業振興財団」「県商工会議所連合会」「県商工会連合会」「中小企業団体中央会」「(財) 県産業廃棄物協会」等の担当部長宛て募集をかけているが、募集先に漏れ等はないかを検討した結果、特に問題点は認められなかった。

また、「県廃棄物 3R 推進事業に係る審査会」の委員委嘱については、「山口県廃棄物 3R 推進事業補助金審査会設置要綱」に基づき委嘱されているか検証したが、特に



問題点は認められなかった。

③ 資源循環事例等認定普及事業について

ア 山口県認定リサイクル製品

リサイクル製品の利用促進及びリサイクル産業の育成を図るため、県内で発生する循環資源を利用して、県内で製造加工されるリサイクル製品を認定し、その普及に努めているかを検討したが、特に問題点は認められなかった。

イ 山口県エコ・ファクトリー

産業廃棄物の発生抑制やリサイクルに継続的に取り組み、成果を上げている事業所を認定し、事業者の意識喚起と取組の拡大を進めているか等について検証したが、要綱等に沿って処理されており、特に問題点は認められなかった。

④ 循環型社会形成推進基本計画改定事業について

廃棄物処理法及び県循環条例に基づく法定計画（第 2 次循環型社会形成推進基本計画）の改定について、契約方法等に問題等はないか検討した。

（意見）

ア 当事業はプロポーザル方式での随意契約であるが、プロポーザル審査委員 8 名は、部次長を筆頭に、いずれも内部職員である。プロポーザル方式での契約であるために、外部の専門知識を有する者等、外部委員の導入の検討が必要であったと考える。

（意見）

イ プロポーザル審査票において、個々の審査委員が決定した審査点数が赤ペンにより訂正されている。審査票において訂正の理由を明確にし、記載しておく必要がある。

### 3 団地等立地促進資金

(1) 事業の概要

○ 担当課：商工労働部 企業立地推進室

○ 事業目的： 発電用施設が設置されている地域及びその周辺地域に立地する企業を対象に、事業用施設の新設又は増設等に要する費用について金融機関が貸し付けを行う場合の、預託原資（形態は制度融資）を行うものである。山口県においては、昭和 57 年度に創設された。

また、基金の有効活用を図るため、平成 24 年度から対象業種に電気業を追加した。国の施策でもあった再生可能エネルギーの利用促進に取り組むため、電気業を行う事業者を対象に整備費等を低金利で融資する目

的として、当該事業を環境対策事業へ追加した。

○ 事業区分：継続事業

○ 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額	500,000	500,000	500,000
決算額	287	361	960,002

平成24年度、平成25年度の決算額は貸付基金利息であり、平成26年度にも含まれる。

○ 平成26年度決算額の内訳 (単位：千円)

節	決算額 (千円)	執行内容
積立金	960,002	①359千円 (財産収入) ②959,643千円 (繰入金) 合計 (①+②) 960,002千円

平成26年度末、企業立地貸付基金残高を一般会計から発電用施設周辺地域振興基金へ振替えた。

○ 財源の内訳：全額国庫（電力移出県等交付金）

電力移出県等交付金とは、県内で発電された電力が県外に移出されている場合、その移出量に応じて算出された額が交付される。現在の交付金の名称は、電源立地地域対策交付金である。

○ 根拠法令等：電源立地地域対策交付金交付規則

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	基金の振替の手続きの妥当性について、条例に基づいていることを確かめた。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	基金積立金が有効活用されているか、確かめた。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経	—

済性、効率性を発揮しているか？

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、当基金は約 20 年間も活用実績がなかったことは望ましいことではない。しかしながら、平成 26 年度末に残高を一般会計から発電用施設周辺地域振興基金へ振替えており、指摘事項及び意見はない。

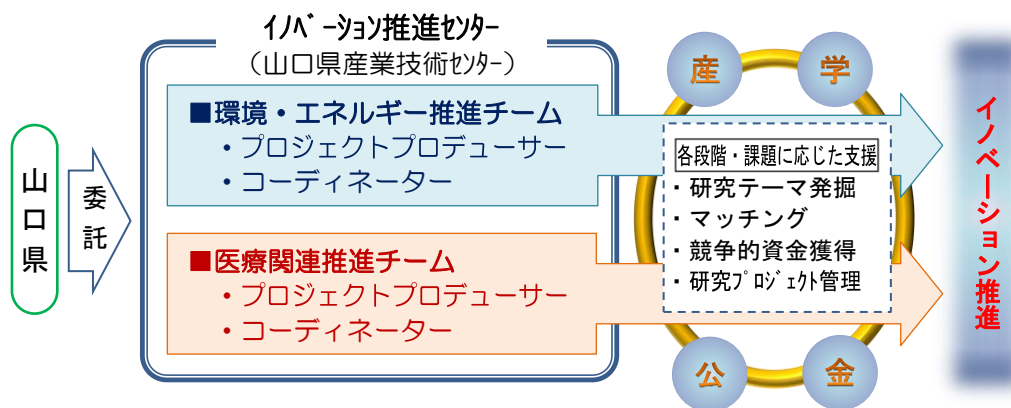
4 次世代産業クラスター形成事業

(1) 事業の概要

- 担当課：商工労働部 新産業振興課
- 事業目的： 本県産業の特性や強みを活かして、産学公連携により県内企業の研究開発や新事業展開を促進し、「環境・エネルギー分野」及び「医療関連分野」における次世代産業の集積を促進する。
- 事業内容： 当事業は「環境・エネルギー分野」及び「医療関連分野」を対象としたものである。

1 イノベーション推進体制の構築

▽(地独)山口県産業技術センターに設置する「イノベーション推進センター」において、「環境・エネルギー」「医療関連」の2つの推進チーム体制で、研究開発プロジェクト等を支援



2 技術動向調査・マッチング支援

研究開発成果をより確実に事業化に繋げるため、展示会出展による販路調査や国際技術動向調査を行うとともに、事業化を見据えた県内大手化学企業と中小企業の産産連携による共同研究開発を促進

区 分	取 組 内 容
-----	---------

技術動向・ 販路調査支援	研究開発成果や試作品の首都圏展示会等への出展による課題・ニーズ把握や研究開発へのフィードバック等
国際技術動向調査	県産業技術センター内に設置する国際技術動向調査ユニットによる技術シーズの国際的優位性等の調査
産産マッチング研究開発 テーマ発掘調査	瀬戸内沿岸の大手化学企業が有する機能性素材の活用分野・用途調査による今後の研究開発テーマの発掘

### 3 試験研究機器の整備

(地独)山口県産業技術センターにおける金属積層式 3Dプリンターの導入経費の一部を助成

- 事業区分：継続事業（平成 25 年度より）

- 予算額と決算額の推移（単位：千円）

区分	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	70,000	49,870
決算額	65,154 (* ) 68,302	74,679 (* ) 76,534

(\* ) 補正後の最終予算額である。

- 委託料等執行状況  
指名型プロポーザル

- 平成 26 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 26 年度 決算額	主な内訳
旅費	3,004	職員活動旅費
一般需用費	805	消耗品費・資料作成費
役務費	125	通信費
委託料	42,995	イノベーション推進体制整備 33,995 首都圏展示会出店 3,000 国際技術動向調査 3,000

		産産マッチング調査 3,000
使用料及び賃借料	45	高速料金
負担金補助及び交付金	27,705	金属積層式 3Dプリンター導入経費一部補助
合 計	74,679	

○ 財源の内訳：一般財源

○ 根拠法令等：根拠法令はなし（大枠としては科学技術基本法）

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
<p>①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伺い書の起票</li> <li>・ 委託業者の選定（産産マッチング） 指名型プロポーザル （イノベーション推進体制整備・国際技術動向調査）</li> <li>随意契約：選定理由書あり <ul style="list-style-type: none"> <li>○委託契約の締結 契約書あり</li> <li>○成果物の報告</li> </ul> </li> <li>産産マッチング・イノベーション推進体制整備・国際技術動向調査の各事業において報告書の提出あり</li> <li>○3Dプリンター補助金 交付要綱及び交付申請・交付決定に至る書類に不備なし</li> <li>○3Dプリンターの相見積りについて 産業技術センター独自で入札のため、県は関与していない</li> </ul>
<p>②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？</p>	<p>（技術動向・販路調査）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出展企業の募集について 一般公募ではなく、クラスター事業に参画する企業を対象とする</li> <li>・ 製品化までのスケジュールについて</li> </ul>

	<p>企業の秘密保持契約に属するので、県は関与できない。県としては側面支援が本事業の目的のため、中身は関われない</p> <p>(3Dプリンター)</p> <p>・高付加価値製品の研究開発計画について50社(3Dモノづくり研究会)程度が試作品製造に向けて、手を挙げている状況である。</p>
<p>③【経済性、効率性について】</p> <p>当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？</p>	<p>(技術動向・販路調査)</p> <p>・Nanotech2015への来場者数に対して商談件数は1%に満たないが、この数値をどのように受け止めているか、また、いかに商談成約もしくは見積り依頼まで獲得するかについてどのように考えているかを検討した。</p>

### (3) 指摘事項及び意見

#### ① やまぐち次世代産業クラスター構想について

産学公金の連携により、「医療関連」「環境・エネルギー」分野におけるイノベーションを持続的に創出し、次世代産業クラスターの形成を図るための今後5年間の指針として、やまぐち次世代産業クラスター構想を平成26年4月に策定した。以下、本構想の主な内容を記載する。

#### 用語解説：クラスター構想

クラスターとはぶどうの房のことで、ぶどうの房のように企業・大学・研究機関などが連携して新産業・新事業を生み出すための構想のこと。

#### ア 背景について

山口県は、瀬戸内海沿岸地域を中心に基礎素材型産業に特化した全国有数のものづくり県として発展してきた。しかしながら、近年では、経済のグローバル化が進む中で、県内産業を取り巻く環境は厳しさを増してきている。このため、将来にわたって地域の雇用と経済の活力を維持・創出していくために、本県の持つ強みに着目した新たな成長産業の育成・集積が不可欠となっている。

#### イ 本県の持つ強みについて

石油・石炭化学を中心とする本県特有の基礎素材型産業の集積は、「ケミストリー、部材・素材、中小ものづくり技術」に象徴される全国屈指の「せとうち・ものづくり技術基盤」を育んできた。これらの技術基盤は、次世代を担う新たな成長分野である「医療

関連「環境・エネルギー」分野との親和性が極めて高く、同分野への応用・発展について大きなポテンシャルを秘めている。

#### ウ 目指すべき地域像について

「せとうち・ものづくり技術基盤」を「医療関連」「環境・エネルギー」分野に活用し、産学公金が一体となって、域外からの情報・人材・投資等を呼び込み、共同研究開発、内発展開、企業誘致等を誘発することにより、持続的なイノベーションを創出する。

##### ■医療関連分野

医療関連産業の育成・集積を図り、国際社会の先駆けとなる健康長寿社会の実現に貢献する。

##### ■環境・エネルギー分野

環境・エネルギー産業の育成・集積を図り、クリーンで経済的なエネルギーシステムの実現に貢献する。

#### エ イノベーション創出の方向性について

##### ■医療関連分野

高齢化先進県として、疾病の未然防止と死亡率の高い疾病の高度治療、現場を支える環境改善によるイノベーションを創出する。

領域 1 予防・健康管理の充実（疾病予防等のための製品開発等）

領域 2 生活習慣病等の治療技術の高度化（先進医療を実現する新たな機器開発等）

領域 3 医療・介護現場の改善（介護作業支援のための機器開発等）

##### ■環境・エネルギー分野

「水素」「二酸化炭素」及びこれまで培われてきた「環境・省エネ技術」を地域戦略資源と捉え、これらを活かしたイノベーションを創出する。

領域 1 地域エネルギー創造（エネルギー創出に関する技術開発等）

領域 2 地域エネルギー貯蔵・利活用（水素等の利活用技術の開発等）

領域 3 省エネルギー・環境負荷低減（省エネルギーに関する技術開発等）

#### オ 推進体制について

（地独）山口県産業技術センター内に設置したイノベーション推進センターに「医療関連」「環境・エネルギー」の推進チームを組織し、本構想に基づき、研究開発プロジェクト等を支援する。また、産学公金から構成される「やまぐちイノベーション推進協議会」において、本構想に基づく取組の進捗管理等を実施する。

なお、本構想を策定した本県は、平成 26 年 7 月に文部科学省等 4 省が施策を総動員して支援する「地域イノベーション戦略推進地域（地域イノベーションの創出に向けた主

体的かつ優れた構想を持つ地域)」に選定され、合わせて、環境・エネルギー分野については、コーディネータの配置等を支援する文部科学省の助成事業「地域イノベーション戦略支援プログラム」に採択された。

## ② 事業化までの流れについて

本構想の目的である「事業者による持続的な研究開発・事業化」の創出について、県は段階に応じた支援事業メニューを準備し、側面的に支援を行っている。なお、今回監査の対象とした本事業はこの支援事業メニューの一つであり、平成26年度の環境・エネルギー分野についての各段階における県等の支援（事業）は、以下の通りである。

段 階	県等の支援（事業名）	備 考
(1) 普及啓発・機運醸成、 ネットワーク形成	①次世代産業クラスター形成事業 ②地域イノベーション戦略支援プログラム (国（文部科学省）採択事業)	H26.4～7は①「イノベーション推進体制構築」で 対応 H26.8以降は②で対応
(2) 企業・大学等訪問、 ニーズ・シーズ発掘	①次世代産業クラスター形成事業 ②地域イノベーション戦略支援プログラム (国（文部科学省）採択事業)	H26.4～7は①「イノベーション推進体制構築」で 対応 H26.8以降は②で対応 その他①「2技術動向調査・マッチング支援」で 対応
(3) 産学公・産学・産産マッチング (研究開発グループ組 成)	①次世代産業クラスター形成事業 ②地域イノベーション戦略支援プログラム (国（文部科学省）採択事業)	H26.4～7は①「イノベーション推進体制構築」で 対応 H26.8以降は②で対応 その他①「2技術動向調査・マッチング支援」で 対応
(4) 研究開発資金の確保	①次世代産業クラスター形成事業 ②地域イノベーション戦略支援プログラム (国（文部科学省）採択事業)	H26.4～7は①「イノベーション推進体制構築」で 対応 H26.8以降は②で対応
(5) 研究開発	①産業戦略研究開発助成事業 ②地域イノベーション戦略支援プログラム	②はH26.8以降



	(国(文部科学省)採択事業)) ③その他公的機関等助成金 (国、民間財団、金融機関等) ④大学、企業等の自己資金	
(6) 販路開拓(展示会出展等)	①次世代産業クラスター形成事業 ②地域イノベーション戦略支援プログラム (国(文部科学省)採択事業)) ③その他公的機関の支援 (民間財団、公設試等)	H26.4~7は①「イノベーション推進体制構築」で対応 H26.8以降は②で対応 その他①「2技術動向調査・マッチング支援」で対応
(7) 事業化	事業化は各事業者が行う	

### ③ まとめ

山口県が、将来にわたって地域の雇用と経済の活力を維持・創出していくためには、このクラスター構想を着実に進め、産学公金の連携による研究開発・事業化案件を数多く生み出していく必要がある、との説明を所管課である新産業振興課より受けた。また、監査対象としたのは構想を推進するための事業の1つであり、当該事業について指摘、意見すべき事項は確認されなかったが、監査における説明を受け、構想推進の必要性が垣間見えた。行政の事業終期にとらわれない事業者の持続的な取組が求められると考える。

## 5 水素利活用促進事業

### (1) 事業の概要

- 担当課：商工労働部 新産業振興課
- 事業目的： 県内における液化水素ステーションの運用開始(平成27年春目途)を契機に、全県的な水素利活用推進体制の整備や液化水素の活用による県内企業の技術開発等、水素利活用による産業振興と地域づくりの更なる促進を図る。
- 事業内容：①「やまぐち水素成長戦略推進協議会」の設置・開催  
県内企業や自動車メーカー、水素供給事業者、国や全19市町等で構成し、副知事を会長とする協議会を設置、開催(平成26年11月)  
②水素エネルギーシンポジウムの開催(平成27年2月)  
③県内の地域別水素利活用に関する調査

各地域の特性や地域の施設などを踏まえた水素サプライチェーン等に関する FS 調査

用語解説：FS 調査  
 プロジェクトの実現可能性を事前に調査・検討することで、採算性調査、投資調査、企業化調査などと呼ばれる。  
**Feasibility Study** (フィジビリティ・スタディ)

- ④スマートファクトリーモデル構築に関する調査  
 次世代工場に関する建築デザインや建築設備等に関する調査
- ⑤液化水素エネルギー利用製品の試作開発  
 液化水素の利活用による県内企業の新事業展開を促進するため、液化水素エネルギーを最大限利用する製品の試作開発・実証実験に係る経費を助成

○ 事業区分：平成 26 年度からの新規事業

○ 予算額と決算額の推移（単位：千円）

区分	平成 26 年度
当初予算額	28,000
決算額	19,454 (* )19,803

(\* ) 補正後の最終予算額である。

○ 平成 26 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 26 年度 決算額	主な内訳
報償費	30	シンポジウム講師謝金
旅費	1,930	シンポジウム講師招聘旅費、職員活動旅費
一般需用費	564	消耗品費、資料作成費
役務費	74	通信費
委託料	3,990	県内の地域別水素利活用に関する調査 2,991 スマートファクトリーモデル構築に関する調査 999
使用料及び 賃借料	402	高速料金、シンポジウム会場借上代
負担金補助	12,464	液化水素エネルギー利用製品の試作開発経費

及び交付金		助成
合 計	19,454	

- 財源の内訳：一般財源
- 根拠法令等：なし

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支出支払手続及び委託契約手続は、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。</li> <li>・補助金等の交付手続は、県の定める要綱等に基づいて行われていることを確かめた。</li> </ul>
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・液化水素エネルギー利用製品の試作開発によって水素利活用推進体制の整備や液化水素の活用による県内企業の技術開発等、水素利活用による産業振興と地域づくりの整備体制が図られているかを検討した。</li> </ul>
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・液化水素エネルギー利用製品の試作開発について経済性、効率性を発揮しているか検討した。</li> </ul>

(3) 指摘事項及び意見

①当事業に関する補助金について

平成 25 年度に構築した「液化水素発電システム」をさらに発展させるため、電力需要(負荷)変動への対応および廃熱回収が可能な「ロータリーエンジン・コジェネレーションシステム」の試作開発とその実証実験を行うことが当該事業の目的であり、試作品製作に係る経費の 2 分の 1 以下が補助金として交付される。

②補助先の選定について

新エネルギー研究会液化水素エネルギー分科会の会員企業を対象に分担テーマごとに公募を行い、プロポーザル審査会により試作開発企業を選定している。

分担テーマ

- ア 廃熱回収システム  
帝人エンジニアリング(株)
- イ 発電制御システム  
ユードィーエンジニアリング(株)
- ウ ガス供給システム  
(株)特殊ガス商会

③選定基準について

ア 経理評価

評価項目	評価事項
(ア) 資金調達能力が十分にあるかどうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全額自己資金であるかどうか。</li> <li>・自己資金でない場合、資金調達先は決まっているか。その場合、調達の可能性はどうか。</li> </ul>
(イ) 企業内容が堅実かどうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決算書、貸借対照表、損益計算書等からみて、事業実施は可能かどうか。</li> </ul>

イ 提案内容評価

評価項目	評価事項
(ア) 開発テーマの選定、目的・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務実施の目的を理解したテーマの選定となっているか。</li> <li>・目的・目標が明確であり、かつ適切か。</li> </ul>
(イ) 業務内容の独自性、先進性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発テーマの内容、開発手法などに新しい要素、独自の要素が含まれているか。</li> <li>・知的財産権の取得の可能性はあるのか。</li> <li>・付加価値は高いか。</li> </ul>
(ウ) 事業化等の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務を通じた将来展望(開発の方向性、事業化の方向性)が検討されているか。</li> </ul>
(エ) 提案内容の実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容は実現可能か。</li> <li>・開発の手法が適切か。</li> <li>・スケジュールは現実的であるか。</li> </ul>

ウ 業務体制等評価

(ア) 業務に対応した経験・能力、社内サポート体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務に対応した経験と能力を有する職員が従事可能か。</li> <li>・社内のサポート体制は十分か。</li> </ul>
---------------------------	---

選定手続きにおいて特に指摘すべき事項はなかった。

④補助効果の検討について

ア ロータリーエンジンの出力が大きいほど発電効率が高く、回転速度 2271rpm、ロータリーエンジン出力 31kW のとき得られた電力は 28.6kW であり、発電効率は 23% であった。

イ また、このときの廃熱回収量は、ラジエータから 36.9kW (廃熱回収率 29.6%)、オイルクーラから 13.6kW (廃熱回収率 10.9%) であり、コージェネレーションシステムとしての総合効率は 63.5% であった。

ロータリーエンジン・コージェネレーションシステムの試作開発及び実証実験を通じて、システムのパッケージ化に向けた基本設計を行うための基礎データが得られており、補助効果の有効性について特に指摘すべき事項はなかった。

6 再生可能エネルギー導入資金

(1) 事業の概要

- 担当課：商工労働部 経営金融課
- 事業目的： 太陽光発電設備の設置など、再生可能エネルギーによる発電等を行う中小企業者等に対し、低利かつ長期の資金を供給することにより、再生可能エネルギーの利用を促進し、地域経済の活性化を図ることを目的としている。
- 事業内容：

〔再生可能エネルギー導入資金の概要〕

融 資 利 率	5 年以内：1.9(1.7)%、5 年超 10 年以内：2.0(1.8)%、 10 年超：2.2(2.0)%
融 資 限 度 額	2 億 8 千万円(運転 5,000 万円)
保 証 料 率	0.34～1.76%
融 資 期 間	運転：5 年(繰 1 年)、設備：15 年(繰 2 年)以内

※ 融資利率の ( ) 書きは、責任共有制度対象外の場合。保証無しは、( ) 内の利率に 0.3%加算。

新規融資枠と実績の相違について

① 過去3年間の実績

	新規融資枠 (千円)	融資金額(千 円)	件数	備考
平成24年度	2,000,000	174,170	16	期間:平成24年7月～平成25 年3月
平成25年度	2,000,000	395,690	26	期間:平成25年4月～平成26 年3月
平成26年度	2,000,000	264,580	19	期間:平成26年4月～平成27 年3月

② 事業創設の経緯等

既存資金（産業集積活性化資金）の融資対象の一部であった「再生可能エネルギー導入促進（中小企業者等による太陽光発電等再生可能エネルギー設備の導入に必要な資金融通）」について、特化した資金として新設（平成24年7月）。

③ 新規融資枠設定の考え方

当初、既存資金の実績や資金需要（見込み）等を踏まえ、20億円を設定したものであり、融資実績の目標額ではない。また、当該新規融資枠は、既存の他資金の融資枠を減額の上、本資金に配分することにより確保した。なお、実績や資金需要等を踏まえ、平成27年度は融資枠を10億円に減額している。

④ 融資条件について

融資条件（利率、限度額等）は制度融資の他の資金に比して平均的なものである。

○ 事業区分：平成24年7月から実施

○ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額	過年度分	0	24,100	169,300
	当年度分	654,600	663,600	661,700
	計	654,600	687,700	831,000
決算額	過年度分	0	24,100	169,300
	当年度分	37,700	125,900	111,900
	計	37,700	150,000	281,200

各年度の予算額は、大きく2つの要素で構成されている。

- ① 過年度分：過年度に融資実行されたものにつき、前年度末の融資残高に基づき預託するもの。予算額=決算額となる。
- ② 当年度分：当年度に融資実行されたものにつき、預託するもの。  
新規融資枠を4月当初に全額消化したと仮定して、4月当初と3月末の残高（推定）を平均したものを、協調倍率で割ることで算出される。

用語解説：協調倍率

山口県中小企業制度融資は、金融機関との協調融資であるため、県が金融機関に預託するのは、貸付原資の一部。

「協調倍率」は、県の預託額を算出する際に用いられる。

【預託額=原資額÷協調倍率】

協調倍率の具体的な算式は【運用利回り÷（運用利回り－融資利率）】

「運用利回り」とは、制度融資を使わずに金融機関が中小企業者等に貸し付ける際の金利。

「融資利率」とは、制度融資要綱所定の融資利率。

- 委託料等執行状況

なし

- 平成26年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成26年度決算額	主な内訳
貸付金	281,200	融資実績 件数：19件 金額：264,580千円
合計	281,200	

再生可能エネルギー導入資金を含め、山口県中小企業制度融資は、協調融資方式（県が金融機関に融資の原資となる資金を預託し、これに金融機関が自己資金を加えて融資する方式）を採用している。

「融資金額の実績」は金融機関が中小企業者等に対して行なった融資金額であり、この原資には県の預託分と金融機関の自己資金分の両方が含まれている。

他方、「決算額」は、融資金額のうち、県が預託した金額の合計である。

- 財源の内訳：諸収入（貸付金元利収入）

- 根拠法令等：山口県中小企業融資制度要綱（平成 26 年 4 月 1 日 平 26 経営金融第 1 号）第 11 条

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	・貸付業務は山口県中小企業融資制度要綱に基づき適正に実施されていることを確認した。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	・利用実績が少なく、事業としての有効性があるかについて検討した。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	・融資枠を決めて民間金融機関に原資預託を行っているだけの事業で、実際の貸付業務は民間金融機関が行うため、直接経費は発生していないことを確認した。

(3) 指摘事項及び意見

再生可能エネルギー導入資金は、本県が整備している制度融資の資金メニュー（平成 26 年度は 19 種、平成 27 年度は 21 種）の一つである。制度融資を県が行う趣旨は、民間金融機関や政府系中小企業金融機関から十分な融資を受けることが困難な中小企業者等に対する質的・量的補完であり、この補完的位置づけは、民間の金融商品と資金使途が類似する場合も妥当であるものとする。

監査の結果、指摘事項及び意見はなかった。

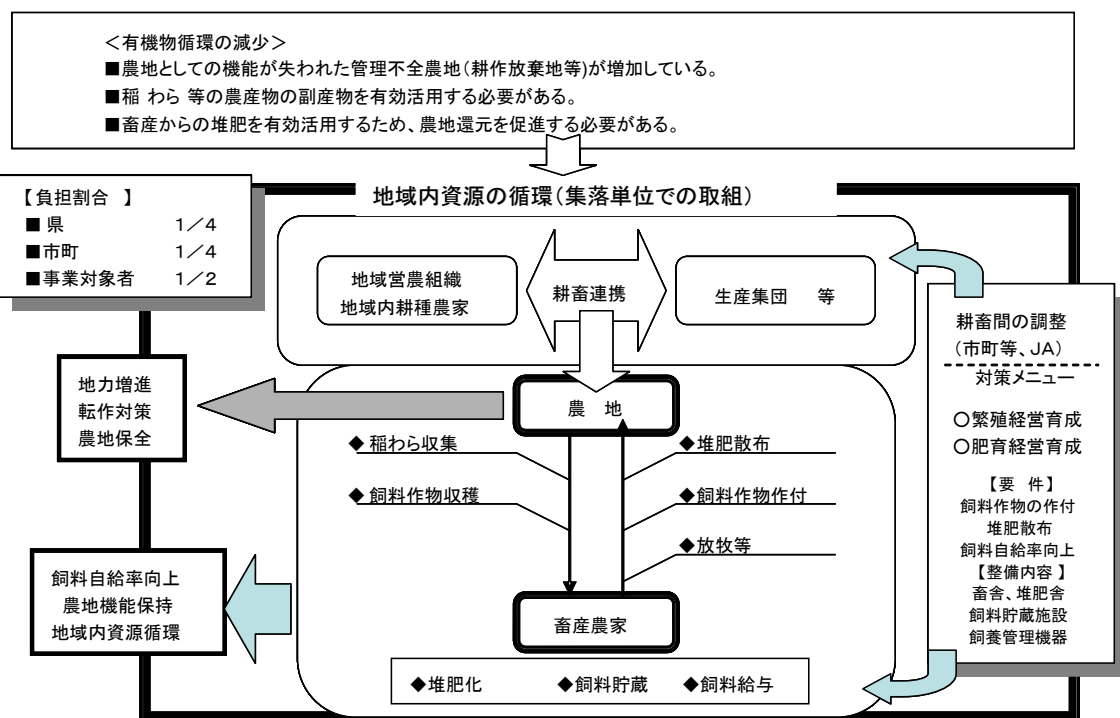
## 7 強い畜産生産拡大事業

(1) 事業の概要

- 担当課：農林水産部 畜産振興課
- 事業区分：継続事業
- 事業目的： 高齢化・過疎化による担い手の減少により、農地の管理不全等が顕在化している農村の機能維持及び農地保全を図るため、堆肥を地域内の農地に還元し飼料作物を栽培・収穫・給与することで、既存資源の循環を促進する。



- 事業内容： 増頭数に応じた堆肥散布及び飼料作付け等を要件に、必要な施設整備に係る経費の市町補助の一部を助成する。



- 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額	6,314	4,939	3,251
決算額	2,261	2,274	1,849

- 平成26年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成26年度 決算額	主な内訳
旅費	114	当該事業に係る出張経費
負担金補助 及び交付金	1,674	県内自治体への補助金 柳井市：242千円 下関市：407千円 長門市：1,025千円
その他	61	
合計	1,849	

- 財源の内訳：一般財源

○ 根拠法令等：資源循環型肉用牛経営育成事業実施要領

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	資源循環型肉用牛経営育成事業実施要領、山口県補助金交付規則及び山口県畜産振興対策補助金交付要綱に従った事務処理が行われていることを確かめた。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	事業成果の把握として、事業実施後3年目及び5年目に調査を実施しており、それぞれ肉用牛の増頭、飼料作付け・稲わら面積の拡大、堆肥散布量の増加が図られていることを確かめた。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	—

(3) 指摘事項及び意見

①事業成果の状況について

(有効性)

平成22年度から平成24年度に事業を実施した18戸の農家において、事業成果を把握するために事業実施後3年目及び5年目に調査を実施している。県では、5年目において増頭及び飼料作物面積計画を達成していれば、事業効果があったと考えている。今回の実績値は、平成22年度分は5年目の増頭数を示し、平成23年度及び平成24年度分は3年目(中間年)の増頭数を示している。その成果は以下に示すように、それぞれ肉用牛の増頭、飼料作付・稲わら収集面積の拡大や堆肥散布量の増加が図られており、地域内資源の循環に貢献しているため、事業は有効であると認められる。

1 肉用牛の増頭

事業開始年度	事業実施戸数	事業開始時	事業実績		増頭数
			年度	頭数	
平成22年度	8戸	276頭	平成26年度	361頭(5年目)	+85頭
平成23年度	4戸	187頭	平成25年度	213頭(3年目)	+26頭
平成24年度	6戸	74頭	平成26年度	86頭(3年目)	+12頭

平成25年度は6戸(5頭2戸、9頭4戸)、平成26年度は5戸(5頭2戸、9頭3戸)

である。

## 2 飼料作物作付面積等の拡大

事業開始年度	事業実施戸数	事業開始時	事業実績		増加面積
			年度	面積	
平成22年度	8戸	4,815.8a	平成26年度	7,342.6a(5年目)	2,526.8a
平成23年度	4戸	2,151.0a	平成25年度	2,776.0a(3年目)	625.0a
平成24年度	6戸	2,110.7a	平成26年度	2,280.6a(3年目)	169.9a

## 3 堆肥散布量の増加

事業開始年度	事業実施戸数	事業開始時	事業実績		増加量
			年度	散布量	
平成22年度	8戸	1,431.3t	平成26年度	1,990.2t(5年目)	558.9t
平成23年度	4戸	839.0t	平成25年度	1,066.0t(3年目)	227.0t
平成24年度	6戸	333.7t	平成26年度	366.3t(3年目)	32.6t

### ②決裁日等の記入漏れについて

(指摘事項)

以下に示すように、それぞれの文書において決裁日等の記入漏れがある。日付は担当部署の意思決定をした日であるから注意が必要である。

ア 所管課である畜産振興課は、同補助金の交付に当たって事前に事業実施に関する要望調査を行い、市町の予算措置の状況や事業実施者の意向確認が整った箇所から随時補助金の内報を、該当市町や該当農林事務所に通知することとしている。この内報の通知伺いについて決裁日が記入されていない。

イ 県では山口県補助金交付規則第11条、山口県畜産振興対策補助金交付要綱第7条及び資源循環型肉用牛経営育成事業実施要領第7条の規定に基づき、事業実績報告書の提出を求めている。そしてその内容を審査し、適正に処理されていると認めた場合には、同規則第12条により補助金の額の確定をする。この補助金の額の確定に関する伺いについて決裁日が記入されていない。

ウ 長門市から入手した平成27年(2015年)3月3日日付の平成26年度資源循環型肉用牛経営育成事業補助金交付請求書について、畜産振興課の日付の入った受付印がなく押印漏れである。

## VI 環境に関する人づくり・地域づくりの推進

### 1 やまぐちスロー・ツーリズム推進事業

#### (1) 事業の概要

- 担当課：総合企画部 中山間地域づくり推進課
- 事業目的： 農山漁村と都市との交流を一層促進し、地域の活性化を図るため、各種ツーリズムを観光分野とも連携しながら総合的に進めることにより、地域の魅力をゆっくりと楽しむ「やまぐちスロー・ツーリズム」を推進する。
- 事業内容：

項目	内容
体験型教育旅行の拡大に向けた実施体制・連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体験型教育旅行推進会議の開催</li> <li>・「山口県体験型教育旅行アクションプラン」の策定</li> <li>・安心・安全、魅力向上研修会の実施</li> <li>・受入地域拡大のためのアドバイザー派遣</li> <li>・情報発信・誘致対策の強化として、近隣都市圏の学校訪問、PR用DVDの作成</li> </ul>
やまぐちスロー・ツーリズムの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林漁家民宿開業支援講座の開催</li> <li>・交流活動実践者等の資質向上研修会の開催</li> <li>・未利用資源活用型モニターツアーの公募・選定・実施</li> </ul>
交流情報の一元的な受発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体験交流ガイドブック「やまぐち田舎遊びBOOK」の作成</li> <li>・やまぐちスロー・ツーリズムホームページの運用</li> </ul>

- 事業区分：継続事業

- 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額	15,500	6,000	12,180
決算額	14,497	5,128	10,201

○ 委託料等執行状況

① 委託料

	決算額（千円）	契約方法	委託業者名
平成26年度	7,409	随意契約	山口放送(株)外4件
平成25年度	2,526	随意契約	(株)無限外2件
平成24年度	3,459	随意契約	(株)藤本印刷外4件

② 負担金及び交付金

	決算額（千円）	負担金、交付金の名称	交付先名称
平成26年度	380	未利用資源活用型モニターツアー支援補助金	NPO 法人自然と釣りネットワーク
平成25年度	—	—	—
平成24年度	9,500	山口県新しい公共の場づくりのためのモデル事業補助金	やましろ体験交流協議会外5件

○ 平成26年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成26年度 決算額	主な内訳
報償費	304	委員謝金、講師謝金
旅費	1,644	委員旅費、講師旅費、職員旅費
需用費	198	消耗品等
役務費	20	電話料
委託料	7,409	山口県体験型教育旅行PR用DVD制作業務委託、未利用資源活用型モニターツアー実施支援業務委託、都市農山漁村交流PRガイドブック作成業務委託など
使用料及び賃借料	246	会場使用料等
負担金補助及び交付金	380	未利用資源活用型モニターツアー支援補助金
合計	10,201	

○ 財源の内訳：一般財源と国庫補助

○ 根拠法令等：農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備に関する法律  
山口県中山間地域振興条例

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>抽出した業務委託契約の事務手続きは、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。</li> <li>抽出した委託料の支払い手続きは、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。</li> </ul>
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>体験型教育旅行の受入状況について関連資料（アクションプランなど）の閲覧および担当者への質問を実施し、拡大されているかを検討した。</li> <li>農林漁家民宿の利用状況や件数について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、拡大されているかを検討した。</li> <li>未利用資源活用型モニターツアーの実施結果報告書の閲覧および担当者への質問を実施し、実施状況を確認した。</li> </ul>
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>抽出した業務委託契約について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。</li> </ul>

(3) 指摘事項及び意見

① 体験型教育旅行の受入状況について

体験型教育旅行の受入状況は、以下のとおりである。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
受入人数（人）	4,591	3,852	4,249
受入地域協議会（地域）	7	8	9

受入人数は平成 24 年度に比べて平成 25、26 年度ともに減少している。PR 活動のツールとしては、パンフレットやホームページなどを活用していたが、平成 26 年度に新たに P

R用のDVDを制作している。県と山口県体験型教育旅行推進会議が平成27年3月に作成した「山口県体験型教育旅行アクションプラン」では体験型教育旅行の受入人数を平成29年度に7,000人とする目標を設定している。また、県が平成27年3月に平成26年度から平成29年度の4年間を対象として作成した「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」では、体験型教育旅行の受入地域数を平成29年度に12地域とする目標を設定している。

(意見)

体験型教育旅行の受入人数と受入地域数の目標値は平成29年度に設定しているが、年度ごとの目標値がないため平成26年度が目標を達しているのか否か判断ができない。例えば、体験型教育旅行の受入人数について平成26年度から平成29年度の4年間で7,000人を達成するには単純に計画年数の4年間で割ると1年間で787人を増加させる必要があるが、平成26年度は、397人の増加にとどまっている。目標値に到達するための年度ごとの目標も設定すべきである。

## ② 農林漁家民宿の状況について

農林漁家民宿の利用者数および民宿数は、以下のとおりである。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
農林漁家民宿利用者数(人)	3,211	3,130	2,945
農林漁家民宿数(軒)	20	24	25

農林漁家民宿数は増えているが、利用者数は減少している。PR活動のツールとしてPRガイドブック「やまぐち田舎遊びBOOK」を作成して印刷物を配布するほか、ホームページでも閲覧可能となっている。

「やまぐち田舎遊びBOOK」の制作部数および委託金額は、以下のとおりである。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
制作部数(部)	23,000	22,000	21,000
委託金額(千円)	1,620	1,617	1,596

県が平成27年3月に平成26年度から平成29年度の4年間を対象として作成した「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」では、農林漁家民宿数を平成29年度に35軒とする目標を設定している。

(意見)

農林漁家民宿数の目標値は平成29年度に設定しているが、年度ごとの目標値がないため平成26年度が目標を達しているのか否か判断ができない。例えば、農林漁家民宿数について平成26年度から平成29年度の4年間で35軒を達成するには単純に計画年数の4年間で

割ると1年間で2.75軒を増加させる必要があるが、平成26年度は、1軒の増加にとどまっている。目標値に到達するための年度ごとの目標も設定すべきである。

## 2 ISO 環境やまぐち高度化事業

### (1) 事業の概要

○ 担当課：環境生活部 環境政策課

○ 事業目的： 地球温暖化問題は喫緊の課題であり、温室効果ガス排出量の多くを占める事業所等には、排出抑制等が環境配慮の取組として強く要求されている。

ISO14001 やエコアクション 21(EA21)等の環境マネジメントシステムに基づく取組は、環境負荷が少なく持続的発展が可能な社会づくりに寄与するものであり、県庁が率先的に認証を維持・高度化するとともに、市町や事業者等の自主的かつ積極的な認証取得を支援することにより、率先的な環境配慮の取組が県全体に波及することを目的とする。

○ 事業内容：

○ 県庁のISO14001の推進

県庁のISO14001の取組を一層推進することにより、環境にやさしい行政運営を積極的に展開し、環境負荷の少ない循環型社会の形成を進める。

#### 【H26年度の取組】

4～6月	環境側面調査、目的・目標・実施計画等の見直し	(目的・目標達成状況調査)
7～9月	職員研修・内部環境監査員養成研修	7月 第1四半期監視測定
10～11月	内部環境監査実施	10月 第2四半期監視測定
1月	外部審査機関による定期審査	1月 第3四半期監視測定
2～3月	H26年度以降の目標・取組検討	4月 第4四半期監視測定

○ 市町、事業者等のISO14001等の導入促進(環境ISO山口倶楽部への財政負担)

「環境ISO山口倶楽部」(会員数180団体：県、市町、事業者等により構成)の運営を行い、当倶楽部の活動を通じて、情報面から環境マネジメントシステムの運用・取得支援を図る。

・代表幹事：山口県、JX日鉱日石エネルギー(株)麻里布製油所、山口市

・活動内容：セミナー・研修会の開催、EA21認証取得支援講座・エコツアーの実施  
環境関連情報の提供 等



- 事業区分：継続事業

- 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額	1,278	860	807
決 算 額	918	820	691

- 委託料等執行状況

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
委 託 額	601	532	472

- 平成26年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成26年度 決算額	主な内訳
旅費	42	担当者旅費（大阪1泊2日）
需用費	27	審査資料作成費 職員研修資料作成費
委託料	472	定期審査費用 内部環境監査員養成研修会費用
負担金補助及び交付金	150	環境 ISO 山口倶楽部への負担金
合 計	691	

- 財源の内訳：一般財源

- 根拠法令等：地球温暖化対策の推進に関する法律

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	・ISO 環境やまぐち高度化事業は山口県庁エコ・オフィス実践プラン等に沿ったものであるか検証した。 ・計画期間、取組の内容等について検証した。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、	・ISO による計画の推進の有効性について検討した。

その効果が認められるか？	
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、 経済性、効率性を発揮している か？	・県全体に環境配慮の取組を普及、浸透させる効果等について確かめた。

(3) 指摘事項及び意見

ア 地球温暖化問題は喫緊の課題であり、温室効果ガス排出量の多くを占める事業所等には、排出抑制等が環境配慮の取組として強く要求されているが、県庁 ISO14001 の取組が県全体への波及等に効果が出ているか。

イ 県庁の ISO14001 を認証継続する上で決められた手順書によりシステムを運用する必要があるが、手順書については、効率的な事務が実施できるよう見直しは行なわれているか。

ウ 毎年実施される外部監査において、有効性・効率性の向上は認められているのか。

等について検証した。

(意見)

山口県マネジメントシステム定期監査結果で、「一部に（エコ・オフィス以外の個別の）環境側面を特定していない課があった。環境側面の無い課があることは、課の所管業務によっては仕方がないとの考えもある。しかしながら、是非とも課の主要な業務や役割を環境という面から影響をとらえてもらえば、著しい環境側面（\*）の候補がクローズアップされて、おそらく本来業務が著しい環境側面として決定されると思われる。その点について取組のテーマの幅を広げるといふ思いから、環境側面のとらえ方について一考いただきたい。」等との監査意見もあるので、今後の「山口県エコ・オフィス実践プラン」を推進するうえで参考としていただきたい。

用語解説：（\*）著しい環境側面

著しい環境側面とは、企業や組織が事業活動を進めるうえで環境に与える影響を洗い出した結果のことである。

3 やまぐち自然環境学習推進事業

(1) 事業の概要

○ 担当課：環境生活部 自然保護課

○ 事業目的： 秋吉台エコ・ミュージアム（秋吉台ビジターセンター）及びつのしま

自然館（角島ビジターセンター）に各1名配置し、来館者等に対して自然解説指導等を行うことにより県民の自然環境学習を推進する。

○ 事業内容：①自然解説指導員配置

秋吉台エコ・ミュージアム（秋吉台ビジターセンター）及びつのしま自然館（角島ビジターセンター）に各1名配置し、来館者等に対して自然解説指導等を行う。

②自然環境学習展示物維持経費

秋吉台エコ・ミュージアム（秋吉台ビジターセンター）の自然環境学習展示設備の運営費（電気料金等）を負担する。

③自然解説指導員活動経費

秋吉台エコ・ミュージアム及びつのしま自然館において実施する自然解説指導の経費、自然観察会などのPR経費、展示物の修繕費用等を負担する。

○ 事業区分：継続事業

○ 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額	7,162	7,140	8,041
決算額	6,875	7,017	7,950

○ 委託料等執行状況

該当なし

○ 平成26年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成26年度 決算額	主な内訳
報酬	4,253	自然解説指導員報酬
共済費	685	自然解説指導員用
旅費	15	自然解説指導員旅費等
需用費	42	環境学習資料・資材等
役務費	192	通信費

備品購入費	895	秋吉台ビジターセンター公用車更新
負担金及び補助金	1,868	秋吉台ビジターセンター運営費負担金
合計	7,950	

○ 財源の内訳：一般財源

○ 根拠法令等：山口県自然公園施設条例

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然解説指導員は、山口県自然解説指導員設置要綱に基づき任命されているかどうかを確かめた。</li> <li>・自然解説指導員に対する報酬の支払手続きは、県の定める規則等に基づいて行われているかどうかを確かめた。</li> <li>・備品購入手続きは、県の定める規則等に基づいて行われているかどうかを確かめた。</li> </ul>
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然解説指導員を配置することにより、自然環境学習の推進が図られているかどうかを検討した。</li> </ul>
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備品購入手続きについて関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。</li> </ul>

### (3) 指摘事項及び意見

#### ① 秋吉台ビジターセンター及び角島ビジターセンターの利用者数について

(意見)

平成 24 年度から平成 26 年度の秋吉台ビジターセンター及び角島ビジターセンターの利用者の状況は、以下のとおりである。

#### 秋吉台ビジターセンター

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数 (目標)	11,000 人	11,000 人	12,000 人
利用者数 (実績)	12,429 人	10,941 人	9,746 人
自然環境学習会 (実績)	493 人	378 人	330 人

#### 角島ビジターセンター

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数 (目標)	8,000 人	8,000 人	8,000 人
利用者数 (実績)	7,634 人	7,210 人	6,700 人
自然観察会 (実績)	182 人	162 人	157 人

秋吉台ビジターセンターの利用者数は平成 24 年度に目標値を超えているが、平成 25 年度以降は目標値を下回っている。角島ビジターセンターについては直近 3 年間いずれも目標値を下回っており、利用者数の実績は減少傾向にある。

また秋吉台ビジターセンターおよび角島ビジターセンターでは、自然環境学習会や自然観察会を実施しているが、これらの参加者も減少傾向にある。利用客の減少の理由としては各ビジターセンターとも団体客の減少が挙げられる。例えば、秋吉台エコ・ミュージアムについては、近隣の大正洞・景清洞の利用客も減少傾向にあり、団体客のバスツアー等の経路から敬遠されている可能性がある。また、施設設備も老朽化による故障等により、リピーターが減少していることも一因と考えられる。つのしま自然館については、角島自体の観光客が増加しているにもかかわらず利用客が減少しており、場所がわかりづらく角島の観光客に存在が認知されていないことが一因として考えられる。さらに、潮風の影響で施設設備の老朽化が進んでおり、リピーターが減少していることも一因と考えられる。

従って、県民の自然環境学習の推進のためにも、ビジターセンターの利用者数を増やすための具体的な方策を検討する必要がある。例えば、各ビジターセンターとも、利用客のアンケート結果を踏まえた自然観察会や企画展示等の一層の充実を促進する、特に、つのしま自然館については、角島への観光客等への PR 方法について指定管理者である市と検討の上、観光客等への周知に努める、また、老朽化設備の改修等について市と協議しながら随時対応するなどの検討が必要である。

②自然解説指導員のマニュアル作成・研修実施について

(意見)

自然解説指導員は、市や農林事務所の紹介で地元で詳しい方を所管課で面接をして推薦し、知事が任命をしている。自然解説指導員はビジターセンターの来館者等に対して自然解説指導業務を行うが、業務マニュアルなどは作成されておらず、研修も実施されていない。前任者から業務内容の引継ぎを受けているとのことであるが、来館者等にある一定のレベルの解説指導をおこなうためには業務マニュアルなどを作成し、業務マニュアルを使用した研修を実施すべきである。

4 きらら浜自然観察公園管理運営事業

(1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 自然保護課
- 事業目的： 野鳥その他野生動植物に親しむことを通じて、自然保護についての県民の理解を深めるため、平成 13 年度、山口県立自然観察公園条例に基づき山口県立きらら浜自然公園を設立した。このきらら浜自然観察公園の維持管理を行う。
- 事業内容： 「特定非営利活動法人野鳥やまぐち」にきらら浜自然観察公園の維持管理を指定するものである。
- 事業区分：継続事業
- 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	48,160	48,160	62,949
決算額	48,160	48,160	62,933

平成 26 年度の増加原因は、きらら浜自然観察公園淡水池水質改善業務 8,807 千円、きらら浜自然観察公園運営事業屋根幕修繕 2,484 千円、きらら浜自然観察公園運営事業東屋床板修繕 2,106 千円が執行されたためである。

○ 委託料等執行状況

	決算額 (千円)	契約方法	委託業者名
平成 26 年度	62,933	プロポーザル	NPO 法人野鳥やまぐち (指定)

			管理) 他
平成 25 年度	48,160	プロポーザル	NPO 法人野鳥やまぐち (指定管理)
平成 24 年度	48,160	プロポーザル	NPO 法人野鳥やまぐち (指定管理)

○ 平成 26 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 26 年度 決算額	主な内訳
委託料	62,933	きらら浜自然観察公園指定管理料 49,536 千円、きらら浜自然観察公園淡水池水質改善業務 8,807 千円、きらら浜自然観察公園運営事業屋根幕修繕 2,484 千円、きらら浜自然観察公園運営事業東屋床板修繕 2,106 千円
合 計	62,933	

○ 財源の内訳： 一般財源

○ 根拠法令等：山口県立自然観察公園条例

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【 <b>法規性について</b> 】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	山口県立きらら浜自然観察公園の管理に関する包括協定書に準拠して指定管理業務が実施されているかどうかについて検討を行った。
②【 <b>有効性について</b> 】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	平成 23 年度から平成 26 年度までの利用者の推移及び平成 25 年度と平成 26 年度の山口県立きらら浜自然観察公園の事業計画書を検討した。平成 26 年度の修繕工事等の書類を閲覧して検討を行った。
③【 <b>経済性、効率性について</b> 】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	平成 26 年度の指定管理にかかる事業報告書を入手して検討を行った。平成 26 年度の修繕工事等の書類を閲覧して検討を行った。

(3) 指摘事項及び意見

① 合規性について

(指摘事項)

山口県立きらら浜自然観察公園の管理に関する協定書において、管理業務の範囲について「条例第 3 条各号に掲げる業務に関すること」と記載されている。ここで条例とは、山口県自然観察公園条例（平成 13 年度山口県条例第 5 号）を指している。条例第 3 条第 3 項において「野生動植物に関する資料等の収集及び展示に関すること」と規定されている。しかしながら、事業計画書及び事業報告書において「野生動植物に関する資料等の収集」に関して記載がない。当条項については具体的な内容が不明確ではあるが、協定書において業務の範囲に含まれている以上、説明可能な計画と実績が必要である。

② 有効性について

(意見)

ア

平成 23 年度から平成 26 年度までの 4 年間の来場者数の目標人数と実績人数の推移は以下のとおりである。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
目標人数	17,000	17,000	17,000	17,000
実績人数	16,144	15,747	13,600	14,259

平成 23 年度から比較すると減少傾向を示している状況である。

平成 24 年度から平成 25 年度においては、2,147 人来場者数が減少している。事業実績報告において、減少の理由について「日本ジャンボリーが 7 月 31 日から 8 月 8 日開催され、その間、一般入館者に対して閉館したため、夏休み中の子供達の入館がなくなり、大量の入館を予定したスカウトが、予想外に少なかった」と記載されている。

しかし、事業実績報告書において、平成 24 年 8 月の入館者数は 2,391 人、平成 25 年 8 月の入館者数は 2,208 人、平成 26 年 8 月の入館者は 1,884 人となっている。したがって、事業報告書記載の利用者の減少理由は、大きな減少要因となっていないことは明確である。減少要因の分析が適切になされていない状況においては、利用者の増加対策は難しいと考えられる。減少要因の分析を適切に行う必要がある。

加えて、平成 25 年度には大幅な入場者減少となっているが、平成 26 年度の事業計画書を平成 25 年度の事業計画書と比較して検討を行ったところ、平成 26 年度の事業計画書と平成 25 年度の事業計画書は特に目立った変更がない。また、一年間の実施事業の報告である事業報告書においても、平成 25 年度の事業報告書と平成 26 年度の事業報告書においても目立った記載の変化はない。平成 25 年度の落ち込みが大きいのであれば平成 23 年度から平成 27 年度の 5 年間の指定管理期間中といえども何らかの対策を打ち出す必要があるの



ではなかろうかと考える。

きらら浜自然観察公園自体が有する公益的な機能や、また、自然保護の観点から、きらら浜自然観察公園の入場者数のみが当事業の有効性を示す唯一の指標ではない。しかしながら、山口県立自然観察公園条例の第 1 条では「野鳥その他の野生動植物に親しむことを通じて、自然保護についての県民の理解を深めるため、自然保護公園を設置する。」と規定されている。したがって、より一層県民に野鳥その他の野生動植物に親しむ機会を提供し、自然保護の県民の理解を深めるために、きらら浜自然観察公園を県民の利用を促進する施策が必要であり、毎年同じような事業を繰り返す中で利用者が減少している現状は改善すべきである。

イ

平成 26 年度においては、きらら浜自然観察公園淡水池水質改善業務が実施されている。園内の淡水池では平成 22 年度から藍藻類の繁茂等により水質が悪化し、魚類のへい死や汚濁負荷により水草が生えなくなり、カモ類の減少、カイツブリ営巣の減少など、環境変化が見られ、見た目も緑色で景観の印象が良くない状況が続いていた。この水質改善のために散水液膜式浄化装置を導入して水質改善を行った事業である。業務報告書において、平成 26 年 11 月に装置が稼働した後、透視度は仕様書通りの 50 c m 程度は確保されているとのことであり、有効性は確保されている。

### ③経済性、効率性について

指定管理業務に関しては経済性、効率性の観点から問題はないものと判断した。

きらら浜自然観察公園淡水池水質改善業務について、当初装置の設置に関しては随意契約理由や見積内容から経済性、効率性について問題はないものと考えられる。

(意見)

ただし、当業務においては散水液膜式浄化装置を導入しているが、浄化装置はろ過材を利用して水質の改善を図るものであり、ろ過材は定期的(2か月に1回)に交換が必要である。ろ過材については、平成 27 年 2 月 9 日の当業務の現状等の確認を行った際の文章の中で、「現時点では、特注となるため高価」と記載されている。ろ過材のランニングコストが多額であるのであれば、例えば、淡水池の水の流れを確保する土木工事等、他の手法を取ることが出来る可能性があったことも考えられる。当事業のように継続的なランニングコストが生じる事業については当初の計画の時点でランニングコストを含めた経済計算をすべきである。

## 5 自然公園保護管理事業

### (1) 事業の概要

○ 担当課：環境生活部 自然保護課

- 事業目的： 県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、県民の保護、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。

- 事業内容：

- ①山口県自然公園管理員設置要綱に基づき自然公園管理員を国定公園に配置（4人）  
秋吉台国定公園、北長門海岸国定公園、西中国山地国定公園  
業務：国定公園内での巡視及び違法行為の監視、許可申請事項の内容審査等
- ②山口県自然公園指導員設置要綱に基づき自然公園指導員を配置（10人）  
瀬戸内海国立公園、北長門海岸国定公園、羅漢山県立自然公園、石城山県立自然公園、長門峡県立自然公園、豊田県立自然公園  
業務：国定・県立自然公園利用者に対するマナー、事故防止の指導等  
秋吉台国定公園の保全管理に係る学術協議の運営
- ③公園内での工作物の新增改築等に際し、学術専門家の意見を聴き、事業に反映
- ④自然公園施設の清掃等を管理委託

- 事業区分：継続事業

- 予算額と決算額の推移 （単位：千円）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額	12,928	12,843	12,844
決算額	12,394	12,395	12,205

- 委託料等執行状況

- ①自然公園施設の維持・清掃委託業務の執行について

県内の自然公園施設等維持及び清掃について、自然保護課は必要経費を各地区所管の農林事務所へ令達し、各農林事務所が委託事務等執行している。

- ②業務委託先について

農林事務所	委託先
岩国農林事務所	岩国市
柳井農林事務所	周防大島町、上関町
周南農林事務所	周南市、下松市、光市
山口農林事務所	山口市
美祢農林事務所	美祢市
下関農林事務所	下関市

長門農林事務所	長門市
萩農林事務所	萩市

③委託料の積算について

山口県技術管理課が示す公共事業における労務単価及び作業面積等を基に積算している。

○ 平成26年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成26年度 決算額	主な内訳
報酬	8,037	自然公園管理員報酬
共済費	1,027	自然公園管理員費用
報償費	695	自然公園指導員謝金
旅費	110	自然公園管理員旅費等
需用費	17	燃料代等
役務費	8	通信費
委託料	2,311	岩国市外10件
合計	12,205	

○ 財源の内訳：一般財源

○ 根拠法令等：自然公園法、山口県立自然公園条例

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	・支出支払手続及び委託契約手続は、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	・山口県自然公園管理員及び山口県自然公園指導員の適正な人員配置により、自然公園の保護が図られているかを検討した。
③【経済性、効率性について】	・自然公園利用施設の維持管理に係る

当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	委託料の積算が、適正に行われていることを確かめた。
--------------------------------	---------------------------

### (3) 指摘事項及び意見

#### ①事業の有効性について

##### ア 自然公園管理員の業務

- ・管理区域内を巡視し、危険箇所や違法行為の有無について点検を行うこと。
- ・自然公園法に基づく許可申請・届出事項の内容の調査に対し、意見を述べること。
- ・自然公園法に基づく許認可及び届出に係る事項の履行状況を監視及び指導すること。
- ・自然公園の利用者その他関係者に対して、適切な利用及び自然保護について、必要な指導を行うこと。
- ・関係市町その他関係機関及び関係団体と連絡をとること。
- ・その他、所長が指示した業務を行うこと。

##### イ 自然公園指導員の業務

- ・自然愛護の精神を啓発し、公園利用道徳が高揚するよう指導すること。
- ・自然公園内の施設を利用するに際して、秩序を保ち、他人に迷惑を与えないよう指導すること。
- ・環境衛生の保持と美化に留意させ、快適な利用をするよう指導すること。
- ・自然公園内において、各種の事故が発生しないよう適切な指導をすること。
- ・自然公園内を巡視し、危険箇所や違法行為等の有無について点検を行うこと。
- ・その他、所長が指示した業務を行うこと。

自然公園管理員及び自然公園管理指導員は上記の業務を行うために、国定公園や自然公園に配置されている。自然公園管理員及び自然公園管理指導員の適正な人員配置による業務遂行により、県内にある優れた自然の風景地の保護が図られ、また、生物の多様性の確保につながる。

#### ②自然公園維持管理委託について

##### (意見1)

自然公園保護管理事業では、公園施設の維持管理、清掃等のため11市町と業務委託契約を締結している。業務の範囲や実施場所については、各委託契約書の別表にて明記されており、業務の完了後には、業務の成果に関する報告書の提出が求められている。また、報告書には作業が実施されたことが確認できる唯一の手段である作業実施後の写真が添付される。

しかしながら、一部の作業実施場所において、写真の添付がないものがあつた。報告書には当該場所で作業が実施されたことを示す写真以外の資料等の添付はなく、実際に作業

が実施されたか否かの判断はできなかった。写真の添付は作業が実際に完了したことを示す唯一の証拠であり、報告書に添付漏れがないよう留意すべきである。

(意見2)

公園施設の維持管理、清掃等の委託契約書には、報告書に作業実施後の写真を添付しなければならない旨の規定はない。しかし現状では、作業が完了したことを報告書に添付した写真にて確認している。現状の運用方法に則して、報告書の様式を変更するか、委託契約書に作業実施後の写真の添付が必要である旨を明記するか等の検討が必要である。

6 利用施設維持補修事業

(1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 自然保護課
- 事業目的： 利用者が、安全で快適に公園施設を利用できるよう、県が整備した自然公園等において、老朽化した施設の補修を行う。
- 事業内容： 財産管理分掌者（農林事務所）及び施設を維持管理する市町と協議・調整のうえ、緊急性や必要性、利用状況を考慮し、補修する施設を精査し実施する。
- 事業区分：継続事業

○ 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	8,302	8,302	8,302
決算額	8,223	7,756	7,815

○ 委託料等執行状況

	決算額(千円)	契約方法	委託業者名
平成 26 年度	4,648	随意契約	光大和森林組合 2 件 3,139 (株)いしまる 1 件 464 (有)辻野文華堂 1 件 665 田中産業(株) 1 件 380

○ 平成26年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成26年度 決算額	主な内訳
需用費	2,475	自然公園施設補修費等
委託料	4,648	県立室積公園維持管理業務委託料 つのしま自然館維持補修業務
工事請負費	692	秋吉台エコミュージアム 遊歩道補修等
合計	7,815	

○ 財源の内訳：一般財源

○ 根拠法令等：自然公園法等

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【 <b>法規性について</b> 】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	・予算執行について、県の財務会計マニュアルに従って適正に行われているかどうかを確認した。
②【 <b>有効性について</b> 】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	・事業内容についてヒアリングを行い有効性について検討した。
③【 <b>経済性、効率性について</b> 】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	・当該事業の執行が経済的且つ効率的に行われているかどうかを、事業内容及びその執行状況を実績報告書及び証憑書類を閲覧することによって確認した。

(3) 指摘事項及び意見

当該事業は、予算総額約 69,000 千円の自然公園関連事業の一つで、主に自然公園の維持補修を行うため毎年 8,302 千円の予算が割り当てられている。事業の執行については、各農林事務所が管轄する公園等について修繕等の要望を上げ、その中から安全性を最優先に、緊急性や利用価値向上等を考慮して予算を割り当て、事業を実施している。平成26年度については、予算額にして 90,000 千円程度の要望が上げられたが、実際に実施された事業は以下の通りとなっている。

平成 26 年度 利用施設維持補修実施事業

公園名	事務所	実施場所	施設名	実施内容	決算額 (千円)	節
西中国山地国定公園	岩国	寂地峡遊歩道	遊歩道修繕 (C コース)	通行止め看板補修	4	需用費
瀬戸内海国立公園	周南	室積公園		案内板補修等	50	需用費
				維持管理 松くい虫被害木除去	2,178	委託料
				排水路整備	961	委託料
		太華山	山頂広場作業用道路	側溝改修	464	委託料
中国自然歩道	下関	国清山休憩所	東屋	注意喚起	10	需用費
北長門海岸国定公園	下関	角島	つのしま自然館	情報端末設備取替	665	委託料
				ブラインド修繕	380	委託料
		大浜野営場	公衆便所	浄化槽プロアーモーター修繕	95	需用費
	萩	萩市下田万	仏峠公衆便所	ポンプ取替	262	需用費
		遠岳野営場	管理棟	屋根修繕	12	需用費
きらら浜自然観察公園	自然保護課	阿知須	汽水池泥湿地水位計	水位計更新	914	需用費
			海水導入門非常用発電機	バッテリー取替	270	需用費
秋吉台国	美祢	赤郷	秋吉台エ	遊歩道の舗	692	工事請負

定公園			コミュニ ジウム	装		費
その他（自然保護課）					858	需要費
合 計					7,815	

#### ① つのしま自然館維持補修業務について

（意見）

角島は年間 4 万人程度の観光客があり、つのしま自然館は北長門海岸国立公園の自然や角島のかげがえのない財産をわかりやすく効果的に紹介し、自然そのものに対する理解を深め、学習することができる北長門海岸国立公園の中核施設である。その施設について、平成 26 年度にブラインドの修繕と情報端末設備の取替を委託事業で実施した。

まず、修繕業務に関する委託契約については、問題がないことを確認した。

次に、情報端末設備取替については、自然館展示施設内のアトラクション設備を対象とするものであり、故障 5 か所の取替は平成 24 年度計画から継続的に要望され続けたものを、今期に採用したものである。予算が限られ、他に緊急を要するものがあり当該補修事業は後手に回ったとのことであるが、角島は県の観光資源として全国的にも有名であり、その中核施設のアトラクションの補修を 2 年間保留していたことは、県の利益を損なうものであると考える。このことは、当外部監査報告書の「やまぐち自然環境学習推進事業」の箇所でも述べられているとおり、つのしま自然館（角島ビジターセンター）の来場者数が、年々減少傾向にある要因の一つと考えられる。執行額も 665 千円と比較的少額であったことから、県有財産の価値向上のため、機動的な対応がとれる仕組みが必要と考える。

### 7 中国自然歩道管理事業

#### （1）事業の概要

- 担 当 課：環境生活部 自然保護課
- 事業目的： 中国自然歩道を維持、管理し、利用者が快適に利用できるための整備を行うもの。
- 事業内容： 昭和 52 年度から昭和 57 年度にかけて、県が事業主体となり整備した「中国自然歩道」の快適な利用を図るため、草刈りや標識の点検などの維持管理を市町に委託しているもの。
- 事業区分：継続事業



○ 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額	3,370	3,370	3,370
決算額	3,367	3,370	3,337

○ 委託料等執行状況 (単位：千円)

節	平成26年度 決算額	主 な 執 行 内 容
委 託 料	3,337	中国自然歩道の草刈り等維持管理業務
合 計	3,337	

○ 平成26年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成26年度 決算額	主 な 内 訳
委 託 料	3,337	中国自然歩道の草刈り等維持管理業務
合 計	3,337	

○ 財源の内訳：一般財源

○ 根拠法令等：長距離自然歩道の管理運営方針（昭和51年環境庁自然保護局長通達）

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託業務は、関係市町に委託されているが、委託方法等は「長距離自然歩道の管理運営方針」に沿って行われているか等を確認した。</li> <li>市町は再委託しているが、契約どおり再委託の承認はなされているか等の検証をした。</li> </ul>
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域に精通した者への再委託が為されているか。</li> <li>草刈り等は、適切な時期に実施されているか等について検証した。</li> </ul>

③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、 経済性、効率性を発揮している か？	・中国自然歩道の管理エリアが広範囲にわた るため、利用人数は不明であるが、利用者に 事故等がないように、効率的な管理がなされ ているか検証した。
--	---

(3) 指摘事項及び意見

① 中国自然歩道の維持管理業務委託について

山口農林事務所所管の自然歩道について監査を実施した。所管の自然歩道区域は次のとおりである。

地 域	区 間	距離 (km)			県 費	備 考
		計	新設・改良	既設		
山口地域	山口市 (地頭峠手前 1.2 km)				10/10	(新設・改良区間) 年 6 回パトロール 年 2 回草刈り
	宮野上 (板堂峠)	31.17	4.37	26.80		
	仁保上郷 (野谷峠)					
徳地地域	野谷 (野谷峠) ~ 北谷	28.68	0.88	27.80		(既設区間) 年 1 回パトロール
阿東地域	生雲中 (長門峡) ~ 嘉年上 (十種ヶ峰) 嘉年下 ~ 十種ヶ峰 (頂上)	26.65	0.25	26.40		
計		86.50	5.50	81.00		

\* 山口農林事務所の県費：625 千円

ア 業務の範囲について

歩道 (休息地を含む) のパトロール。

歩道及びその周辺の草刈り、清掃及び塵芥処理。

イ 実施手法

地元の観光資源等との連携を図るために、中国自然歩道が通っている市町に管理委託する。

(意 見)

ア 中国自然歩道管理委託契約における「業務の範囲について」の中で、第 1 条に掲げる業務の範囲の中に (3) として、施設の点検を含めるべきである。なぜなら、標識等の施設は設置後 30 年以上を経過しており、中には破損している物もあると思われるので、パトロールに併せて点検も実施すべきである。

イ 成果報告書で、報告者の氏名、報告年月日がないものがあつた。報告時に点検して明記するよう指導すべきである。

ウ 委託先である市が業務の一部を県の承認を得て再委託しているが、成果報告があるのは再委託先からだけである。市が行った業務について、例えば市職員によるパトロール等については口頭による報告のみで正式な成果報告書は求めている。市についても、後日の記録として残すために成果報告書の提出を求めるべきである。

エ 「管理運営方針」の4「組織の結成」で、「管理主体である県は自然歩道の適正かつ統一性の保たれた管理運営を期するとともに、各都府県間の具体策の調整を図るため次のような組織を設けるものとする。なお、組織の結成に当たっては、自然歩道に係る権利制限関係及び土地所有者関係等が多岐にわたるため、関係行政庁及び民間の意向が管理運営に十分反映されるとともに、相互に連携が保てるよう配慮するものとする。

(ア) 各都府県単位の組織

(イ) 各都府県単位が連合する組織

と定められているが、山口県においては、このような組織は立ち上げてはいないとのことである。その理由として、「各都府県単位の組織について維持管理の委託内容については県内で統一的な内容とし、毎年度業務研修会等を通じて各関係農林事務所に周知している。また、各関係農林事務所は維持管理業務の委託先である関係市町と連携しながら土地所有者との権利関係や要望等の調整を行っているところであり、「各都府県単位の組織」が立ち上がっていないことによる問題は現時点で特段生じていない。また、各都府県単位が連合する組織について現時点で他県と調整する必要性が起こっておらず、他県からの要望もないことから、立ち上げに至っていない」との説明を県の所管課から受けた。しかしながら、そうであるならば、管理運営方針の規定を現実の実務と整合させるために修正することが必要である。

オ また同じく管理運営方針の5の「計画書の提出及び報告」で、「管理運営にあたる関係都府県は、環境省に対し具体的な管理運営計画を提出するとともに、毎年度管理運営の実績を報告するもの。」との規定がある。しかしながら、「山口県での管理は、草刈り、パトロールがメインであり、従前から特段の変更がないことから、特に毎年度の実績報告を行っていない状況である。また、環境省から当該実績報告書の提出を求められた記録も特にない」、との理由で毎年度

の管理運営実績報告はしていないとのことである。そうであるならば、エに記載したのと同様の理由で管理運営方針の規定を現実の実務と整合させるために修正することが必要である。

## 8 国定公園施設整備事業

### (1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 自然保護課
- 事業目的：近年、余暇利用の増大、都市化や高齢化の進行、県民の環境に関する意識の向上等に伴い、県民の自然とのふれあいに対するニーズが高まっている。このような中、自然公園等の優れた自然環境の保全とその積極的な活用を図るため、地域の特性を活かしながら自然環境に配慮した安全で快適な自然公園施設を整備する。
- 事業内容：寂地峡野営場整備、笠山園地整備
- 事業区分：継続事業（平成 25 年度より）

- 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
当初予算額	49,080	41,251
決算額	39,340	19,670 繰越 9,723

- 委託料等執行状況  
寂地峡：測量業務の委託

- 平成 2 6 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 2 6 年度 決算額	主な内訳
需用費	42	燃料代・資材代等
役務費	10	通信費
委託料	1,836	寂地峡野営場再整備事業 測量、試験業務委託
使用料及び賃借料	136	プリンターリース代

工事請負費	17,646	寂地峡野営場再整備事業 6,000 笠山園地歩道再整備事業 11,646
合計	19,670	

○ 財源の内訳：一般財源及び国庫交付金（45%）

○ 根拠法令等：自然公園法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	笠山園地歩道再整備事業（萩農林管轄） ・指名競争入札業者の選定 ・落札業者との契約 ・変更契約の内容 ・検査調書（復命書） ・支出負担行為 ・部分払いの方法 出来高払いの請求はなし
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	・整備工事内容について ・整備工事のタイミングについて
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	・同上 ・改修前はコンクリート素材であるが、再整備は樹脂材となっている理由の確認

(3) 指摘事項及び意見

①経済性・効率性について

(意見)

再整備前の歩道整備（転落防止柵の設置）は昭和 48 年に為されており今回の再整備は約 40 年ぶりとなる。当時に比べて技術進歩も著しいことが推測され、鉄筋コンクリート製から樹脂製へと素材を変更している。この変更は約 1 km に及ぶ遊歩道の転落防止柵について材料の設置箇所までの運搬コスト等を踏まえるとより軽量化した樹脂製のものが安価に設置できるというものである。

一方で財務省令による構築物の耐用年数を見ると、コンクリート造「その他」40 年、合成樹脂のもの 10 年と規定されている。特異な環境下を除いて単純計算によるとコンクリー

ト製の構築物を1回設置すると樹脂製の構築物4回転分に相当することとなる。

再整備における経済性や効率性を考えると樹脂製の方が有利なのかもしれないが、耐用年数を想定した投資期間で比較した上で戦略的な投資意思決定をすべきと考える。

## 9 森林づくり活動支援事業

### (1) 事業の概要

- 担当課：農林水産部 森林企画課
- 事業目的： 県民の森林づくり活動への参画を促進し、森林づくりへの理解をさらに高めるために、県民や企業等による森林整備や都市住民との体験交流活動などの森林づくり活動を支援する。
- 事業内容：
  - ①森林整備活動を行うための資機材の購入に対する支援
  - ②地域が取り組む植樹活動を行うための苗木等の資材購入に対する支援
  - ③都市部等を対象とした、幅広い森林づくりへの参加を促す周知活動に対する支援
  - ④ボランティア団体などから提案があったもので、「森林づくり推進協議会」において適当と認めたものに対する支援
- 事業区分：継続事業

### ○ 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額	5,000	5,000	5,000
決算額	4,955	4,500	5,000

### ○ 委託料等執行状況

該当なし

### ○ 平成26年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成26年度 決算額	主な内訳
負担金補助及び 交付金	5,000	団体への資機材等の提供 5,000千円 (@500千円×10団体)
合計	5,000	

- 財源の内訳：やまぐち森林づくり県民税
- 根拠法令等：森林の整備に関する費用に充てるための県民税の特例に関する条例

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の交付について担当者への質問および関係書類の閲覧により「山口県森林づくり活動支援事業補助金交付要綱」に基づいて行われていることを確かめた。</li> <li>・補助金の支払手続きは、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。</li> </ul>
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者への質問および関係資料の閲覧により補助金で購入したものが有効に活用されているか検討した。</li> </ul>
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の交付について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。</li> </ul>

(3) 指摘事項及び意見

① 補助金交付団体数および整備面積の推移について

(意見)

当該事業において平成 22 年度から平成 26 年度までに補助金の交付を受けた団体数と整備面積の推移は、以下のとおりである。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
交付団体数	19	10	10	9	10
整備面積 (ha)	10.18	3.13	6.57	6.60	9.49

補助金交付年度には交付団体から活動報告を受けている。補助金交付年度の次年度以降の活動状況については、農林事務所の職員が過去に補助金を受けた団体を訪問し活動状況を確認している。活動が継続されているか否かについては、農林事務所から所管課に報告され、所管課では「森林づくり活動支援事業実施団体一覧」を作成し、各団体の活動欄に丸印を付している。当該一覧によると過去に補助金を受けた団体は平成 26 年度もすべて活動継続中となっている。

しかしながら当該事業については、数値化された目標は設定されていない。そのため事業の目的を達成したのかどうか評価が困難である。事業の有効性を評価する上において目標の設定は重要であるため、適切な目標値を検討する必要がある。

## 10 電線共同溝整備事業

### (1) 事業の概要

- 担当課：土木建築部 道路整備課
- 事業目的：景観の改善及び緊急輸送道路の確保
- 事業内容：電線共同溝の整備
- 事業区分：継続事業

- 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	147,630	149,098	138,599
決算額	147,630	149,098	138,599

決算額は翌年度繰越額を含む。

- 委託料等執行状況

	決算額(千円)	契約方法	委託業者名
平成 26 年度	42,034	単独随意契約	中国電力㈱、エヌ・ティ・ティ・インフラネット㈱

- 平成 26 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 26 年度決算額	主な内訳
委託料	42,034	引込管及び連系管路整備工事一式の委託
工事請負費	19,278	埋設管路設置工事
補償補填及び賠償金	44,910	移転補償
事務費	6,600	人件費
次年度繰越	25,777	



合 計	138,599
-----	---------

- 財源の内訳：国庫補助金、県債、一般財源、市町負担金
- 根拠法令等：電線共同溝の整備等に関する特別措置法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」及び「電線共同溝の建設に伴う電線管理者への移設補償等について（道路整備課長・用地課長通知）」に従って手続を行い、業務が執行されていることを確認した。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	電線共同溝の整備を行うことにより、事業目的である「景観の改善及び緊急輸送道路の確保」が達成されているかどうかを確認した。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	委託先の選定や工事請負業者の選定は公正に行われ、且つ適切に業務が執行されたかを確認した。

(3) 指摘事項及び意見

ア 電線共同溝事業の有効性について

当該事業の目的は、「電線共同溝の整備に関する特別措置法」（平成7年法律第39号）に基づき、共同溝を整備し、最終的には地上にある電線及び電柱を撤去し、無電柱化を図ることにある。無電柱化の効果は、①空間の確保による災害時の緊急輸送道路の確保、②災害時の電柱倒壊が無くなることによる安全性の向上、③電線を地中化することによる電気供給及び情報通信ネットワークの安定性の向上、④景観の美化等が挙げられる。

山口県では、環境基本計画の中で「電線類の地中化により、美しい街並みの形成や防災性の向上を図る」施策として、「環境に関する人づくり・地域づくりの推進」に位置付けて当該事業を実施している。

平成24年度から平成26年度の3年間では、岩国市、防府市及び下関市の停車場線について事業を実施しているが、事業費の内訳は下記の通りである。

(単位：千円)

	24年度	25年度	26年度	合計	共同溝	備考
①南岩国停車場磯崎線	9,702	—	—	9,702	0m	工事未着手
②防府停車場線	28,350	26,249	48,281	102,880	85m	工事完了
③新下関停車場稗田線	109,578	122,849	64,541	296,968	461m	工事継続中
合計	147,630	149,098	112,822	409,550	546m	

①南岩国停車場磯崎線については、平成24年度に電線共同溝整備計画を策定する前段階の調査を実施したものであり、実際の工事は無電柱化に至るための不確実要素が排除できていないため、未着手となっており今後の見通しは不明となっている。

②防府停車場線については、平成26年度に共同溝整備の工事は完了しており、無電柱化工事は平成27年11月2日に完了している。平成27年10月14日に現場視察を行い、共同溝工事についての説明を受け、実施された場所の確認を行った。その時点では、電柱及び電線は撤去前の状態であった。撤去完了については、平成27年11月16日付の現場写真で確認した。

③新下関停車場稗田線については、平成27年度も工事継続中であり、国庫との調整上、現時点では工事完了時期は確定していないとのことであった。

電線共同溝整備事業については、整備完了後速やかに無電柱化が図られることにより事業の目的が達成される。しかし、電柱電線の撤去については占有者の協力が必要なため、その実施には時間を要す場合があり、工事完了後数年経過しても撤去されていない状態のまま放置されていることが全国的に問題となっているところである。この原因は、整備計画策定の際に、電柱の撤去予定時期を明確にしていなかったこと、また撤去の段階になって占有予定者との間で調整に手間取ることなどが挙げられている。従って、整備計画策定の前段階での調査及びその結果を受けての意思決定は重要であり、①南岩国停車場磯崎線の調査費のみ発生して、工事が未着手であることは一定の評価に値すると考えている。また、平成26年度中に電線共同溝の工事が完了した②防府停車場線については、8か月後に無電柱化が完了しており、速やかに撤去されたものと判断している。「電線共同溝整備事業特別措置法」は平成7年に立法化されたものであるが、山口県では平成26年度までに完了した電線共同溝整備事業については、全て無電柱化しているとのことであった。従って、当該事業は適正かつ有効であると判断した。

(意見)

当該事業の経緯からすると、今後③新下関停車場稗田線で電線共同溝整備事業が完了した際には、速やかな無電柱化が期待できる。しかし、各関係者との調整が必要なことから、現時点で工事完了時期が未定ということであり、工事中の状態が長期化することは交通を妨げ危険を増長させる要因となるので、速やかに工事の完了を図るべく善処していただきたい。

#### イ 移設補償費の支払について

移転補償費用の見積については、国交省からの通知を受けて県が作成した運用の取り扱いで、審査による適正な補償額を決定した上で「様式 3 補償金算定調書」を作成することになっている。しかし、「様式 3 補償金算定調書」は作成されておらず、「工物補償調書」で代替えされていた。このことについて、県では独自のシステムを使用しており、自動的に「工物補償調書」が作成されるため、事務処理の簡素化による効率性及び経済性を重視して、「様式 3 補償金算定調書」に代わるものとして取扱っているとのことであった。記載内容については、「様式 3 補償金算定調書」の必要事項は担保されており、実務上支障がなく、所長決裁も受けていることから、特に問題ないと判断した。

#### (指摘事項)

ただし、この案件 7 件のうち、所長印のない起案書が 1 件、決裁日付については記載漏れが散見された。日付は意思決定がなされた日という重要な意味を持つので、漏れないように適正に処理する必要がある。

#### ウ委託契約について

防府土木建築事務所にて主要県道防府停車場線電線共同溝の引込管及び連系管路（東側）の整備に関する委託契約「委託先 中国電力㈱（9,594,720 円）と委託先エヌ・ティ・ティインフラネット㈱（5,212,080 円）」について監査を行った結果は以下の通りである。

当該事業は、電線を地中に埋め込むことによる無電線化をするための引込管を設置する工事であり、委託先は、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」（平成 7 年 3 月 23 日法律第 39 号）により定められた「電気事業法による電気事業者」である中国電力㈱と、「電気通信事業法による認定電気通信事業者」であるエヌ・ティ・ティインフラネット㈱に限定されるものとなっている。従って、この 2 者とは単独随意契約を締結することになるが、適正に業務が執行されることを担保するために、当該工事に関して平成 25 年 8 月に覚書を交わしている。

実際の執行内容は、エヌ・ティ・ティインフラネット㈱に委託した工事は、当初の契約金額は 4,763,880 円であり、工期中に管路を 0.05 km から 0.06 km に変更したため 448,200 円増加の変更契約を締結しており、委託総額は 5,212,080 円となった。これは、実際に必要な工事の追加によるものであり、手続きも適正に行われていることを確認した。

中国電力㈱の工事については、当初の委託契約金額は 11,091,600 円であったが、完了に伴い契約差額が生じたことにより 1,496,880 円減額の 9,594,720 円となっており、適正に処理されていることを確認した。

## 11 都市公園整備事業

### (1) 事業の概要

○ 担当課：土木建築部 都市計画課

○ 事業目的等：

都市公園は、主として国または地方公共団体が整備し、公園管理者が当該都市公園の供用を開始するに当たり、都市公園法に基づき、政令で定める事項を公告することにより設置される。また、都市公園は、一般に都市計画区域内において、休息、観賞、遊戯、運動など、レクリエーションの用に供し、あわせてオープンスペースの確保による災害時の避難地や、環境の改善、都市景観の向上に資することを目的としており、住民の多様なニーズへの積極的な対応を図るため、「都市の再生」、「少子高齢化への対応」、「環境問題への対応」、「地方の個性ある活性化、まちづくり」の4項目について重点化、効率化を進め、21世紀の緊急課題について積極的に対応することとしている。本県においても、国の諸施策に基づき、計画的整備を進めた結果、昭和46年度末では3.0㎡であった都市計画区域内住民1人あたりの都市公園等面積は、平成25年度末には14.2㎡と拡大しており、全国平均の10.0㎡を上回っている。

#### ① 都市公園の整備状況について

区分	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
開設面積 A (ha) (山口県)		1,744	1,774	1,784	1,796	1,842	1,845	1,860
都市計画区区域内人口 B (千人) (山口県)		1,340	1,338	1,328	1,324	1,327	1,319	1,314
1人あたり面積整備率 A/B (㎡/人) (山口県)		13.0	13.3	13.4	13.6	13.9	14.0	14.2
1人あたり面積整備率 A/B (㎡/人) (全国平均)		(9.4)	(9.6)	(9.7)	(9.8)	(9.9)	(10.0)	(-)

注) 1 ( ) 内は、全国平均である。

2 都市公園は、平成24年度までに13市及び4町(周防大島、和木、田布施、平生)で開設されている。

#### ② 県立都市公園整備事業の状況について

(平成26年3月31日現在)

公園名	種別	場所	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)
亀山公園	総合	山口市	11.7	7.9 (4.9)
維新百年記念公園	広域	山口市	67.0	43.5
山口きらら博記念公園	広域	山口市	130.3	80.6
片添ヶ浜海浜公園	広域	周防大島町	33.9	30.5
萩ウェルネスパーク	運動	萩市	18.6	18.6

注) ( ) 内は、市営公園での開設面積で内数

片添ヶ浜海浜公園を広域公園と位置付けている理由について

一般的に公園の種類については、面積も一つの要素となっているものの、山口県立都市公園条例第1条の2において、「県内における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、県民が容易に利用できるように配置し、それぞれの利用目的に応じて都市公園としての機能を十分に発揮することができるように敷地面積を定めること」とされている。

片添ヶ浜海浜公園は、県内のみならず、県外からの利用者も多数である県内観光の拠点の一つとして整備された公園であり、広域公園として位置付けている。

### ③ 平成26年度 都市公園整備予定箇所数について

市町	区分	街区	近隣	地区	総合	運動	広域	その他	計
下 関 市					1	1			2
宇 部 市					1				1
山 口 市					1		2		3
萩 市					1				1
周 南 市					2			1	3
計		0	0	0	6	1	2	1	10

(以上の①から③の表は、平成26年版環境白書から転載した)

○ 事業区分：継続事業

○ 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額	3,600,619	2,075,358	887,001
決算額	2,636,428	1,979,258	916,999

- ・平成26年度は、2月補正予算で増額補正を実施した。
- ・決算額が年度ごとに減少しているが、山口きらら博記念公園（拡張エリア）整備のピークを越えたことに伴う事業費の減少のためである。ただ、収束したわけではなく、平成27年度も同程度での推移の見込みである。

○ 委託料等執行状況

	決算額（千円）	契約方法	委託業者名
平成26年度	47,924	指名競争入札	(株) エイト日本技術開発 (有) 中国建設工業
平成25年度	146,981	指名競争入札	(株) 宇部建設コンサルタント 宇部興産コンサルタント (株)
平成24年度	159,527	指名競争入札	日本地研 (株)

			復建調査設計（株）
--	--	--	-----------

○ 平成26年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	平成26年度 決算額	主な内訳
委託料	47,923	建設工事に係る、調査・設計業務委託、現場管理業務委託
工事請負費	799,060	園路・広場、転落防止柵、噴水整備 等
備品購入費	32,766	バスケットボールゴール 等
公共事務費	37,249	
合 計	916,999	

○ 財源の内訳：国庫補助金、県債及び一般財源、市町負担金

○ 根拠法令等：都市公園法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	県が定める会計規則等に基づき、入札、契約、完成検査等について適切に実施されているかどうかを検討した。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事の現地視察を行い、必要な部分に十分な整備がなされているかを検討した。</li> <li>・ 県立公園のバリアフリー化の状況を確認した。</li> <li>・ 老朽施設の更新における方針及び実績について状況を検討した。</li> </ul>
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	入札及び工事の積算について検討を行った。

(3) 指摘事項及び意見

①都市公園整備事業の方針について

ア バリアフリーにおける方針及び実績について

県立都市公園における特定公園施設である園路及び広場、駐車場、便所のバリアフ

リー化については、平成 25 年度時点で完了しており、今後は、その他の施設のバリアフリー化について施設の老朽化や利用状況等を勘案し、「山口県福祉のまちづくり条例」への適合に努める。

「移動円滑化の促進に関する基本方針（平成 23 年 3 月）」で、国はバリアフリー化の促進にあたり、都市公園として平成 32 年を目標年として次の事項を達成することとしているが、山口県の 5 か所の対象都市公園の平成 25 年度末現在の達成状況は下記のとおりである。

- ・園路及び広場（段差、幅）：約 60% [県の達成率：100%=5/5]
- ・障害者用駐車スペースの確保：約 60% [県の達成率：100%=5/5]
- ・車いす使用者用便所：約 45% [県の達成率：100%=5/5]

#### イ 老朽施設の更新における方針及び実績について

一定のサービス水準を確保するとともに、維持管理費用の縮減や平準化を図る必要があるため、平成 26 年 3 月に公園施設長寿命化計画を策定したところであり、老朽施設の更新における方針は下記によるものとする。

#### 公園施設の長寿命化のための基本方針

##### (ア) 予防保全型に類型した施設

長寿命化計画に従い、健全度調査で緊急度の高い施設を優先して補修、更新する。また、補修、更新を計画的に実施することにより、劣化、損傷による事故を未然に防ぎ、機能の保全を図りつつ、公園施設の長寿命化を図る。法定点検を伴う施設以外に、劣化・損傷状況を目視等で直接確認できる施設については、維持保全に加え、日常点検を行う。また、健全度調査を5年に1回程度実施し、健全度判定を行う。次回以降の健全度調査による健全度判定結果が、今回の長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。

##### (イ) 事後保全型に類型した施設

事後保全型の施設は長寿命化の対象としないが、更新時期を計画に位置付けるとともに、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検により公園施設の機能の保全と安全性を維持する。劣化や損傷が全体的に顕著となった時点で更新（あるいは修繕）する。目安としては健全度Cとなった段階で更新（あるいは修繕）することを検討する。

公園別の平成 22 年度から平成 26 年度の更新状況は以下の通りである。

#### ・維新百年記念公園

平成 24 年度

テニスコート人工芝更新、スポーツ文化センター空調設備更新

平成 25 年度

補助競技場走路 1, 2 レーン更新 スポーツ文化センター（アリーナ・レクチャールーム）床更新

平成 26 年度

園路・広場等更新

・山口きらら博記念公園

平成 25 年度

遊具更新

・亀山公園

平成 24 年度

園路・広場等更新

・片添ヶ浜海浜公園

平成 24 年度

園路・広場等更新

平成 25 年度

園路・広場等更新

## ②各施設の過去 5 年間の利用人数の推移について

(単位：人)

施設名	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
維新百年記念公園	556,667	828,805	829,267	780,831	866,044
山口きらら博記念公園	212,807	304,807	293,945	664,588	420,041
片添ヶ浜海浜公園	20,017	18,704	18,604	19,071	16,362
萩ウェルネスパーク	95,924	91,017	95,716	83,245	79,153

片添ヶ浜海浜公園、萩ウェルネスパークについての利用者数が年々減少傾向の理由及び利用者数を増やすための手段について

### ア 片添ヶ浜海浜公園について

主な施設がコテージ、オートキャンプ場等であり、利用者数は当該年度の天候に大きく左右される。平成 26 年度については、繁忙期である夏季に雨や台風による悪天候が続き、利用者数が大きく減少した。閑散期である冬季の利用者確保が課題であり、各種自主企画事業の実施等により利用促進に取り組んでいる。

・平成 26 年度月別利用状況について

4 月	882 人	10 月	684 人
5 月	2,166 人	11 月	1,118 人



6月	703人	12月	441人
7月	2,867人	1月	297人
8月	4,062人	2月	170人
9月	2,348人	3月	624人
		合計	16,362人

#### 閑散期の利用促進の取り組みについて

##### ◇平成26年度

手ぶらでテニス！（ラケット等の無料貸し出し） 繁忙期以外  
 鯉のぼり掲揚 5/3～5/6  
 黄金週間小イベント（素麺流し等） 5/4  
 ぼんぼら飯作り体験 5/20、11/12  
 KATAZOE祭り（子供向けゲーム等） 11/22～11/24  
 ダイガラ餅つき 1/10～1/11

##### ◇平成25年度

手ぶらでテニス！（ラケット等の無料貸し出し） 繁忙期以外  
 鯉のぼり掲揚 4/28～5/6  
 黄金週間小イベント（素麺流し等） 4/28、5/4  
 ぼんぼら飯作り体験 11/7  
 KATAZOE祭り（子供向けゲーム等） 11/2～11/4  
 ダイガラ餅つき 1/12

##### ◇平成24年度

鯉のぼり掲揚 4/28～5/6  
 黄金週間小イベント（素麺流し等） 4/29、5/4  
 ぼんぼら飯作り体験 11/8  
 KATAZOE祭り（子供向けゲーム等） 11/23～11/25  
 ダイガラ餅つき 1/13

#### イ 萩ウェルネスパークについて

平成25年7月の豪雨災害の影響による大会・イベントの中止や参加自粛が続いており、2年続けて利用者数が減少した。また、交通の便の悪さから全国規模の大会の誘致は困難であることから、地元スポーツ少年団の大会や保育園行事等、地域レベルでの各種大会やイベントの誘致に取り組んでいる。

なお、監査の結果、指摘事項及び意見はなかった。

## 12 国指定文化財保存活用事業

### (1) 事業の概要

○ 担当課：教育庁 社会教育・文化財課

○ 事業目的： 周南市における「八代のツルおよびその渡来地」は、昭和30年に特別天然記念物に指定され、保護に努めてきたところではあるが、近年、ツルの越冬数は減少の傾向を示している。このため、野鶴越冬数増羽を目的として実施されている事業である。

○ 事業内容：

事業	事業概要
国指定文化財保存活用事業 (特別天然記念物八代のツル再生支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給餌田・田ネグラ・山ネグラの整備、野鶴への給餌等により保護増殖を図る。</li> <li>・ 周南市ツル保護協議会及び専門委員会を開催して保護対策事業の実施内容及び具体策の検討、協議を行う。</li> <li>・ 調査研究として、デコイによる誘引調査、八代内での餌量調査、また渡来するツルの個体識別にかかる研究を行う。</li> <li>・ その他事業として、観光客等の水田内の侵入防止用として森添地区にネットの設置、水飲み場、餌場の分散配置を行う。</li> </ul>

○ 事業区分：継続事業

○ 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額	4,901	4,900	4,950
決算額	4,825	4,900	4,753

○委託料等執行状況

	決算額(千円)	負担金、交付金の名称	交付先名称
平成26年度	4,753	山口県文化財保護事業補助金	周南市
平成25年度	4,900	山口県文化財保護事業補助金	周南市
平成24年度	4,825	山口県文化財保護事業補助金	周南市

○ 平成 26 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 26 年度 決算額	主な内訳
負担金及び交付金	4,753	周南市への補助金
合 計	4,753	

○ 財源の内訳：一般財源

○ 根拠法令等：文化財保護法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【 <b>合規性について</b> 】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	「山口県文化財保護事業補助金交付規則（昭和四十年六月二十九日山口県規則第五十三号）」に則って補助金交付が行われているかどうかを検討した。
②【 <b>有効性について</b> 】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	野鶴の越冬数が客観的な有効性を図る資料となっている。平成 16 年度からの野鶴越冬数の資料を入手して検討を行った。
③【 <b>経済性、効率性について</b> 】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	実績報告書の決算額について検討を行った。

(3) 指摘事項及び意見

①合規性について

検討した結果、交付規則に基づいて補助金交付が行われており、合規性の観点から指摘すべき事項はない。

②有効性について

野鶴の越冬数については以下の通りとなっている。

年度	越冬数	家族数
平成 17 年度	13 羽	3 (非家族 1 羽)
平成 18 年度	9 羽	5

平成 19 年度	7 羽	2
平成 20 年度	4 羽	2
平成 21 年度	7 羽	2 (非家族 1 羽)
平成 22 年度	8 羽	2 (非家族 2 羽)
平成 23 年度	6 羽	2
平成 24 年度	8 羽	3
平成 25 年度	7 羽	3 (非家族 1 羽)
平成 26 年度	6 羽	2 (非家族 1 羽)

山口県としては、ナベヅルが渡来する適地となるように周南市八代地区の自然環境及び越冬環境を守ることを主眼として、越冬数の増加を目指し事業を実施している。したがって、越冬数を短期間に大幅に増加させることは、事業の内容として想定はされていない。

ただし、過去 10 年間で考えると平成 17 年度が 13 羽、平成 20 年度が最も少ない 4 羽、平成 26 年度が 6 羽となっており、平成 17 年を基準とすると越冬数は減少となっている。

現在の取組としては、他地域からの移送・放鳥を越冬個体数増加の主たる対策と考えている。しかし、他地域からの移送・放鳥について、積極的なツルの捕獲は市民感情など考慮すると難しく、健康状態及び年齢等の条件において移送・放鳥に適當であると認められる個体を得ることが難しい状態にある。

移送・放鳥の実績は以下の通りとなっている。

【移送履歴】

回数	移送日	移送羽数
第 1 回	平成 18 年 2 月 25 日	3 羽
第 2 回	平成 19 年 5 月 8 日	2 羽
第 3 回	平成 20 年 4 月 12 日	4 羽
第 4 回	平成 22 年 3 月 27 日	6 羽
第 5 回	平成 24 年 3 月 21 日	1 羽
第 6 回	平成 25 年 5 月 2 日	1 羽

【放鳥履歴】

回数	放鳥日	放鳥羽数
第 1 回	平成 19 年 3 月 3 日	3 羽
第 2 回	平成 19 年 12 月 21 日	2 羽
第 3 回	平成 20 年 12 月 1 日	1 羽
第 4 回	平成 21 年 12 月 1 日	1 羽
第 5 回	平成 22 年 11 月 10 日	4 羽
	平成 22 年 12 月 14 日	

第6回	平成23年11月23日	1羽
第7回	平成24年11月12日	2羽
第8回	平成25年11月12日	1羽

移送・放鳥の現状は上表の通りとなっており、主たる対策と考えている移送もそれほどは増えていない状況となっている。しかし、現在、国においてツル越冬地の分散化が検討されており、八代地区は分散地の候補となっている。山口県としては国における検討の方向性が固まるまでは、越冬環境の整備、デコイ（ツルの模型）の設置等を継続しつつ、写真や声紋により今年渡来した個体が翌年渡来しているかどうかの確定等の手法を組み合わせながら、越冬数の増加を目指す方針である。

現在の越冬数の状況のみをもって当事業の有効性は高いと評価することは難しいが、国の方針が具体化されて、移送・放鳥を積極的に進めることが出来る状況になった場合、ツルが越冬できる環境に八代地区があることは環境保護の観点からも重要である。したがって、八代地区の環境整備を含む当事業について有効性は認められる。

### ③経済性

#### デコイの効果的な設置について

実施報告書の内容を検討した結果、専門家委員会においては、デコイを設置することによりナベヅルの行動に一定の傾向がみられることが把握されている。しかし、一定の傾向については、サンプル数（越冬数）が少ない現状においては一定の傾向が個体差によるものなのか、ナベヅルに一般的にみられるものなのかを説明をすることが難しいと考えられる。なお、設置個数、設置箇所など、その運用や結果について慎重に検討、検証した上で、以下の通り購入が必要な個数を年度毎に検討しており、経済性は考慮されていると考える。

#### <参考>過去5年間のデコイ購入状況

	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度
購入個数	4	0	0	0	0
購入理由	専門委員会で検討の結果、デコイ設置地点を増やす必要が認められたため。	※毎年度デコイの設置効果について専門委員会にて検討を続けるとともに、効果的な運用方法及びデコイの設置数についても検討された。			

\*平成26年度の購入数について、家族単位である親3(首上向き2、下向き1)、子

(1) の最小数として 4 体を購入している。

## VII 共通的・基盤的施策の推進

### 1 地球にやさしい環境づくり融資事業

#### (1) 事業の概要

○ 担当課：環境生活部 環境政策課

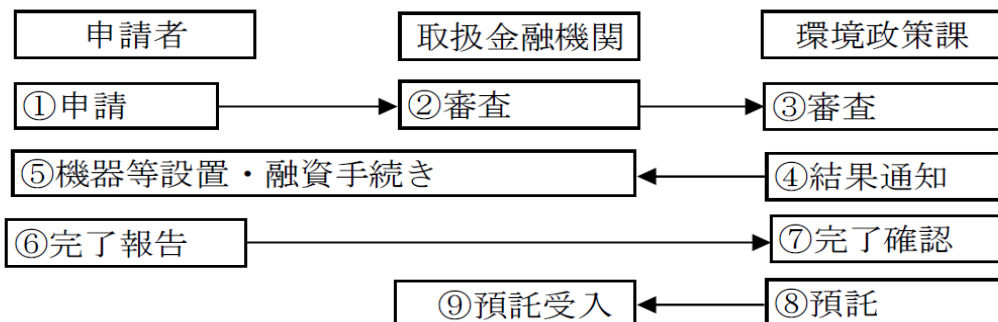
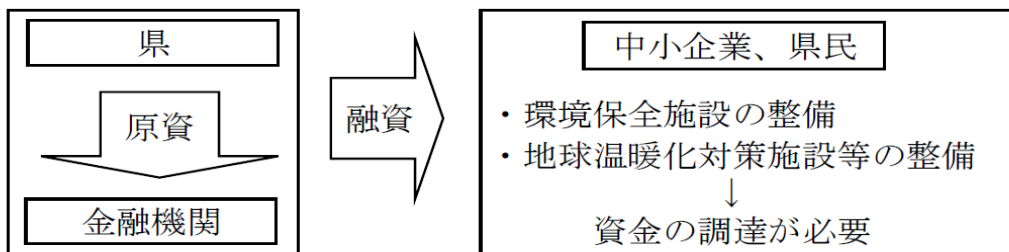
○ 事業目的：(中小企業向け)

- ・ 公害防止施設の整備に必要な資金の融資を行うことにより、公害防止対策の促進を図り、良好な生活環境を確保する。
- ・ 産業廃棄物を資源化再生利用及び処理するための施設の整備に要する資金の融資を行うことにより、産業廃棄物の資源化再生利用及び適切な処理の促進を図り、良好な生活環境を確保する。
- ・ 地球温暖化対策施設等の整備に必要な資金の融資を行うことにより、温室効果ガスの低減を図り、地球温暖化対策に資する。

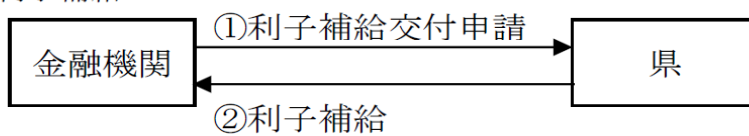
(個人向け)

- ・ 地球温暖化防止対策施設を整備しようとする者に対し、必要な資金の融資を行うことにより、温室効果ガスの低減を図り、地球温暖化対策に資する。
- ・ 県内に所在する住宅の居住者が太陽光発電システム等の整備を行うために借り入れた資金の利子を補給することによって、温室効果ガスの低減を図り、地球温暖化対策に資する。

○ 事業内容：



< 利子補給 >



○ 事業区分：継続事業

○ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額	1,375,438	1,528,461	1,598,920
決算額	733,217	747,608	718,889

○ 委託料等執行状況

金融機関へ資金を預託する（委託契約ではない）協調融資

○ 平成26年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成26年度 決算額	主な内訳
旅費	77	普及啓発旅費
一般需用費	227	消耗品等
役務費	80	通信費等
負担金補助及び交付金	12,166	利子補給金
貸付金(*)	706,339	融資貸付金
合計	718,889	

(\*) 貸付金 706,339 千円は、過年度分の預託額 624,884 千円と現年分の預託額 81,495 千円との合計である。

○ 財源の内訳：一般財源

○ 根拠法令等：地球温暖化対策の推進に関する法律

山口県地球温暖化対策実行計画

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【 <b>合規性について</b> 】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資認定申請書を閲覧した。(本人から金融機関へ提出する書類)</li> <li>・金融機関の審査書類を閲覧し、また、審査意見を確認した。</li> <li>・納税証明書(滞納の有無)を確認した。</li> <li>・ローン申請書の資金用途を確認した。</li> <li>・融資限度額内か否かを確認した。</li> <li>・融資認定書の発行を確認した。</li> <li>・融資利率の算定表を確認した。</li> <li>・融資施設整備完了報告書を査閲した。</li> </ul>
②【 <b>有効性について</b> 】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資の利用状況についてヒアリングを行った。</li> <li>・事業目的達成の検証についてヒアリングを行った。</li> </ul>
③【 <b>経済性、効率性について</b> 】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	同上



(3) 指摘事項及び意見

① 環境保全に関する啓発活動について

(有効性：意見)

(単位：千円)

平成 26 年度 融資名	融資枠	利用実績
地球にやさしい環境づくり融資（中小企業向け）	725,000	—
同（個人向け）	75,000	10,400
住宅太陽光発電システム等整備資金	1,200,000	132,430
合計	2,000,000	142,830

上表のとおり、融資利用実績は融資枠に対して少額となっている。特に中小企業向けの地球にやさしい環境づくり融資において、平成 26 年度は実績がゼロという状況である。これは、公害防止や産業廃棄物処理の対象施設における整備の必要性がなかったということである（この点は問題なし）一方で、地球温暖化対象施設の整備促進も進まなかったということも示している。前者は対処的なものであるのに対して後者は発展的なものであり、環境保全を進める目的からすると利用されることで初めて目的が達成されると言える。

そこで、広く本事業の趣旨や制度を周知させ必要な融資の利用を促進させることを検討するべきである（啓発活動の拡大）。特に、山口県の温室効果ガス排出量は直近公表値では平成 24 年度は対平成 17 年度比で全体として削減されているものの、民生（家庭）部門では増加という結果が出ている。産業界は自助努力により環境対策を講じているが一般世帯においてはまだまだ環境対策への意識が低く、世帯数増加も相まって温室効果ガス排出量が増加することとなった。各世帯で本事業の利用世帯が広まり太陽光発電の設置が促進されるなどすれば、県全体で環境保全や地球温暖化対策が一層進むと考える。

また、低公害車について通常のガソリン車とハイブリッド自動車、電気自動車、天然ガス自動車のそれぞれについて導入費用や走行費用、CO<sub>2</sub> 排出量を一覧化して一目見て低公害車にメリットがあることを訴求するなどの PR を検討するべきである。

例えば、現在、次世代自動車ガイドブック（環境省、経産省、国交省）により、次世代自動車毎の導入費用や燃費、CO<sub>2</sub> 排出量等が示されているが、その性能を通常のガソリン車と一見して比較できる PR 資料がない。低公害車、特に CO<sub>2</sub> の排出がより少ない電気自動車などの次世代自動車については、国の各種計画等に目標が定められ、導入補助金など普及を促進していることから、これらの情報や車両の環境性能等の比較データ等の情報を県から県民へ提供することで、融資を利用してでも低公害車を導入しようとする動きが加速度的に高まる可能性がある。

## ② 合規性について

### (指摘事項)

「平成 26 年度地球にやさしい環境づくり融資－工事着工届・整備完了報告書綴り」を閲覧した。

「山口県地球にやさしい環境づくり融資施設整備完了報告書」において、以下のような不備が散見された。必要箇所に正確な記載をした上で適切に書類を保存するべきであり、事務執行上改善を要する。

- ア 融資認定通知日付について記載がないものがある。
- イ 完了報告書の提出日付について記載がないものがある。
- ウ 融資認定通知日付が完了報告書の提出日付より後日付で記載されているものがあるが、認定通知日付が先でないこと事務手続きにおいて矛盾が生じることとなる。

## 2 やまぐちさわやかエコネット利用促進事業

### (1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 環境政策課
- 事業目的： 「環境配慮促進法」により、県は環境配慮等の状況をインターネット等により公表するように求められている。
- 事業内容： 環境関連情報を総合的かつ分かりやすく県民、事業者、市町等に提供するため、地理情報システム（GIS）を中心とした環境情報システムを構築し、県の環境配慮等の情報を迅速かつ分かりやすく公表する体制づくりを行う。
- 事業区分：継続事業

### ○ 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	4,425	2,695	2,733
決算額	4,425	2,694	2,732

### ○ 委託料等執行状況

	決算額 (千円)	契約方法	委託業者名
平成 26 年度	1,318	随意契約	(株)エヌ・ユー・エス 西日本支店
平成 25 年度	1,282	随意契約	(株)エヌ・ユー・エス

			西日本支店
平成 24 年度	3,013	随意契約	(株)エヌ・ユー・エス 西日本支店

平成 24 年度の委託契約にはセキュリティ対策が含まれている。また、平成 25 年度と平成 26 年度の金額の変更については消費税率変更によるものである。

○ 平成 26 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 26 年度 決算額	主な内訳
委託料	1,318	システム保守管理業務
使用料及び賃借料	1,414	機器賃借料
合 計	2,732	

○ 財源の内訳：一般財源

○ 根拠法令等：環境配慮促進法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	委託契約及び仕様書に基づき委託された作業が実施されているかどうか、作業完了報告書等を閲覧した。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	エコネットアクセス数の資料を入手した。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	予定価格の積算根拠及び契約手続について検討を行った。

(3) 指摘事項及び意見

①合規性について

作業完了報告書等を閲覧した結果、委託契約及び仕様書に基づき委託された作業は実施

されていた。

## ②有効性について

(意見)

エコネットのアクセス数については、以下の通りである。

	平成 25 年度	平成 26 年度
年間合計	570,884	506,395

平成 25 年度については、PM2.5 の報道等の影響でアクセス数が増えたものである。

アクセス頻度の高いページの把握等はすでになされているが、より一層エコネットやエコネットにリンクされている閲覧頻度の低いページが閲覧される仕組みを作り、迅速な情報提供に加えて環境に関する県民への啓発という機能も強化されることが望まれる。

## ③経済性について

(意見)

当初予算の積算について、委託料の一部についてコンテンツ作成枚数及び更新枚数に単価を掛けた金額を用いている。予算の積算については随意契約先から入手した見積書を利用して算定されており、コンテンツ作成枚数及び更新枚数、枚数に乗じる単価については平成 25 年度及び平成 26 年度で変更はない。

やまぐちさわやかエコネット利用促進事業においては、平成 13 年にプロポーザル方式によりシステム構築及び保守等の委託先を決定している。この際に選定された企業と平成 26 年度まで随意契約にて継続的に委託契約を締結している。随意契約による理由としては、ソフトの使用権及び著作権を委託契約先が保有していることや、保守運営についても当システムに精通している者でなければ対応できないこと等があげられており、随意契約とすることに合理性はあると考える。

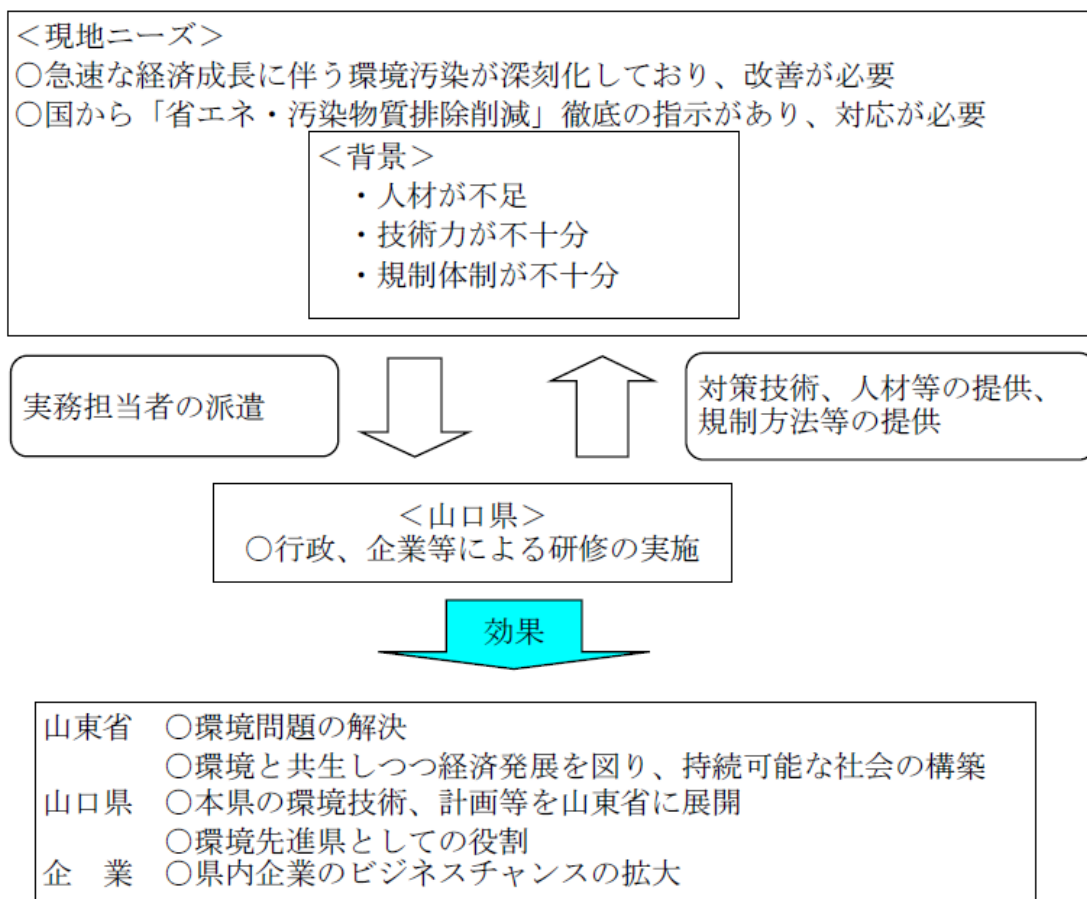
委託契約額の基礎となる予算積算時に委託額の一部について、積算の計算要素であるコンテンツ作成枚数及び更新枚数、これに乗じる単価については随意契約先からの見積書記載の数値をそのまま利用している。

毎年度のコンテンツ作成枚数及び更新枚数は変動するものであり、予算策定時においては厳密な積算は不可能である。しかし、予算積算時においては、随意契約先の見積書の数値のみではなく過年度の実績数値等を利用しながら、県として予算積算の計算要素である作成枚数及び更新枚数の妥当性を主体的に検討する必要がある。例えば、積算方法について、技術者の時間単価に作業時間を乗ずる方法等を検討することで、県として委託額の見積額と実績額を検証できる計算方法を考慮する必要があると思われる。

### 3 山東省環境保全パートナーシップ事業

#### (1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 環境政策課
  
- 事業目的： これまで実施してきた交流事業を踏まえ、山東省における環境問題（大気汚染をはじめとする公害）の解決に向け、行政研修（環境基準など法的規制の説明）、県内企業等が有する環境保全技術・対策に係る研修及び本県からの技術指導者の派遣を実施し、技術交流、情報提供を実施する。
  
- 事業内容：



研修受入（8名）・技術者派遣（県職員1名・県内企業から1名）の双方向

- 事業区分：継続事業

○ 予算額と決算額の推移 (単位：千円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額	2,633	2,544	2,539
決算額	447	2,426	2,059

※：平成24年度は日中国際問題により山東省からの研修受入はないため、決算額が少額となっている。

○ 委託料等執行状況

該当なし

○ 平成26年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成26年度 決算額	主な内訳
報償費	123	研修生記念品等
旅費	363	県内旅費等
一般需用費	77	消耗品等
役務費	60	通訳料
使用料及び賃借料	355	E T C利用料等
負担金補助及び交付金	1,081	研修生滞在費等（ホテル・移動費・食費） 8日間滞在
合計	2,059	

○ 財源の内訳：一般財源

○ 根拠法令等：なし

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
①【合規性について】 当該事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅費の決定及び支出についての決裁書を確認した。</li> <li>・復命書を確認した。</li> <li>・山東省への派遣技術指導者の選定について確認した。</li> <li>・山東省からの研修生代表団招聘に関する起</li> </ul>

	案書等を確認した（申請人名簿・滞在予定表・招聘理由書・身元保証書）。
②【有効性について】 当該事業目的の達成のために、その効果が認められるか？	・研修生からの報告書を閲覧し、その内容を検討した。
③【経済性、効率性について】 当該事務事業の実施に際して、経済性、効率性を発揮しているか？	同上

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項等は発見していない。

本事業については山東省からの研修生による報告書（翻訳版）から、各々が成果を得られたことが窺える。事業目的である行政研修や技術研修を通じて、山東省の環境保護事業の発展に貢献することが達成されていると考えられる。